

令 和 6 年

# 大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 3 回 定 例 会      9 月 10 日 開 会  
                            9 月 13 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 6 年 9 月 10 日（火曜日）

第 3 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 1 日目)

令和6年 第3回大蔵村議会定例会会議録第1号

---

令和6年9月10日（火曜日）

---

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長 デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	斎藤徳美君
健康福祉課課長補佐	岡部雅人君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君

産業振興課課長補佐

井 上 沙 織 君

地域整備課課長補佐

今 井 啓 之 君

教育課課長補佐

八 鍬 弘 君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

佐 藤 信 一 君

---

議事日程 第1号

令和6年9月10日（火曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

報告1 健全化判断比率の報告について

報告2 資金不足比率の報告について

報告3 令和6年7月豪雨被害について

第 4 一般質問

第 5 議第56号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

第 6 議第57号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

第 7 議第58号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）

第 8 議第59号 令和5年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

第 9 議第60号 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 10 議第61号 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 11 議第62号 令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 12 議第63号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

第 13 議第64号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 14 議第65号 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

第15 議第66号 令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
第16 監査委員報告

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回大蔵村議会9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

最初に、7月の豪雨により被害されました多くの方々、関係者各位並びに御家族の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、復旧に対応されている執行部はじめ関係者の皆様には、昼夜をいとわず御尽力され、議員一同、衷心より感謝申し上げます。

また、今後の作業においても安全に留意され、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

本日は、執行部並びに議員の皆様には公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案された諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、公正妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表して心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番早坂民奈議員、2番伊藤貴之議員の両名を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案などを検討した結果、本定例会の会期は、本日9月10日から9月13日までの4日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日9月10日から9月13日までの4日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より挨拶と併せて報告をしていただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 改めまして、おはようございます。

令和6年村議会第3回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

9月に入り、ようやく暑さが和らいできたように感じます。朝夕は涼しくなってまいりました。

御出席をいただきました議員の皆様方、土屋代表監査委員様、斎藤農業委員会会长様、そして、実りの秋を迎えて多忙中にもかかわらず傍聴にお越しいただきました皆様方、大変御苦労さまでございます。

去る7月25日から26日にかけ、秋田県南部と山形県北部、庄内地方や最上地方全域に梅雨前線に伴う線状降水帯が発生し、本村においても河川や道路、農地、農業用施設、林道を中心には大きな被害を受けましたが、家屋等の床上浸水被害が2件のほか、人的被害がなかったことが幸いがありました。被災されました皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。

被害状況等につきましては、この後の報告で申し上げますが、詳しい内容については、さきの議員全員協議会の折に、それぞれの担当課長が説明したとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

これからは秋の台風シーズンを迎えます。これまでに多くの災害に見舞われ、自然災害の脆弱さは否定できません。私は、有事に当たって村民の方々の命を守ることを第一に考え、ちゅうちょなく迅速な指示を発してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

さて、既に御案内のとおり、国道458号本合海バイパス、白須賀から上竹野間が完成し、8月4日14時に開通をいただきました。

豪雨災害により当日の開通式を取りやめとし、御案内をしておりました関係各位には、状況の御理解をお願いしたところであります。

国道458号本合海バイパスは、平成7年の事業着手から開通まで28年の長きにわたり、第1

期区間の大蔵橋架け替えや、第3区間の軟弱地盤対策に加え、遺跡発掘調査等、多くの難工事を解決し完成をしていただきました。国、県をはじめ多くの関係機関の御尽力と地元地権者の御理解、御協力に、また、高い技術力を持って完成まで携わられました工事関係者の皆様方に深く敬意と感謝を申し上げるものであります。

本バイパスは、国道47号新庄酒田道路、東北中央自動車道に最短距離でつながり、物流の効率化、地域間交流の活性化、周辺地域の通勤・通学の利便性や観光産業への大きな追い風となり、社会的・経済的発展に大きく寄与するものと確信をしております。

人口減少が進む今日とはいえ、道路が地域の発展に欠かせないインフラ整備であり、今後とも村民の暮らしを豊かにする幹線道路ネットワークの整備に向けて、なお一層努力してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、9月定例会開会に当たっての挨拶といたします。

なお、この壇上にありますこの花であります、これはリンドウですけれども、JAおいしいもがみの大蔵村リンドウ部会の生産者5名の皆様方から頂いたものであります。議会開催期間中、私どもの心を和ませていただけるのではないかなというふうに思っております。

それから、もう一つの件ですけれども、先ほど皆様方の机上にお配りをしました写真でありますけれども、舛玉第2砂防えん堤における施設効果の事例であります。この岩や木材が下流に流れていたらと思うと、背筋が凍るような思いであります。

こういったことで、私どもの村あるいは集落、人命、財産が守られているんだというふうなことも御理解をいただきたいというふうに思います。参考までにお配りをさせていただきました。

次に、報告事項に入らさせていただきます。

#### 報告1 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和5年度の決算について健全化判断比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、報告1の御説明を申し上げます。

最初に、健全化判断比率の報告についてでございます。

こちらについては、法律に基づいて地方公共団体の財政状況を客観的に判断するための4項

目の財政指標でございます。

表のほうを御覧ください。

当村における令和5年度の数値でございます。

最初に、実質赤字比率でございますが、こちらのほうはございません。

続いて、連結実質赤字比率、こちらもございません。

次に、実質公債費比率ですが、10.0%でございます。

次の将来負担比率についてはございません。

右の欄には、早期健全化基準と財政再生基準の値を示しておりますけれども、令和5年度の数値はいずれも基準を大幅に下回っておりますので、適正な財政運営ができているものと考えております。

令和6年9月10日

大蔵村長 加藤正美

以上、報告いたします。

○議長（海藤邦夫君） 報告2、資金不足比率の報告について。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 報告2 資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和5年度の決算について資金不足比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは続きまして、報告2のほうの資金不足比率の報告でございます。

こちらも、法律に基づいて地方公共団体の公営企業会計の経営状態、資金不足の度合いを示す指標でございます。

表のほうを御覧ください。

3つの特別会計の令和5年度の資金不足比率でございます。簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業、この特別会計いずれにしましても、資金不足比率はいずれもございません。

右の欄には、経営健全化の基準となる数値を示しております。こちらについても、各公営企業会計においても適正な財政運営ができているものと考えております。

令和6年9月10日

大蔵村長 加藤正美

以上、報告いたします。

○議長（海藤邦夫君） 報告3、令和6年7月豪雨災害について。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、報告3を申し上げます。

令和6年梅雨前線豪雨等による災害。

7月25日から26日についてであります。

7月25日から26日にかけて、秋田県南部と山形県北部庄内、最上全域を襲った梅雨前線に伴う豪雨は、本村においても気象庁肘折観測所が観測史上最大の212.5ミリメートルの日降水量を記録し、河川や道路、農地、農業用施設及び林道を中心に甚大な被害が発生し、災害救助法の適用に至りました。

国道458号においては、数か所の土砂崩落や陥没により通行止めとなつたことから、升玉集落や沼の台地区を迂回する交通規制が取られました。

林道塩藤田沢線のり面及び路体決壊により、塩藤田沢簡易水道の水道送水管が崩落し、8月31日までに給水車による対応を実施、仮復旧まで1か月間を要しました。

また、警察官2名が犠牲となった新田川の氾濫に伴う水田への土砂流入等については、今災害の中で最大級の農地被害と見られ、受益者、受益地がお互いに新庄市とまたがることから、復旧方法について県や新庄市と協議中でございます。

被害状況につきましては、家屋等の床上浸水の被害が2件ありましたが、人的被害がなかつたのは幸いでありました。しかし、国道をはじめ県道や村道での土砂流出等の被害が多数発生し、農地や農業用施設についても、冠水やのり面の崩壊等、多くの被害が発生しております。

概算被害額は、公共土木施設において村道熊高桂線の路肩決壊等19件、5億8,000万円、農地・農業用施設・林道については246件、4億8,000万円、合わせて10億6,000万円の推定被害額となっております。このほかに、その後もいろいろな形で災害の報告を受けております。ですから、これよりまたかなり増額するのではないかというふうに思っているところであります。

さらに、農作物の被害としては、水稻の冠水、土砂流入等による被害が54ヘクタール、トマト、タラの芽等の野菜関係の冠水が52アールとなり、概算での減収額は7,000万円を超えるというふうに見込まれます。

こうした公共土木、農地、農業用施設や林道被害については、今後、国の災害査定を受け、早期の復旧が図られるよう努力をしてまいります。また、災害査定を受ける経費や応急対策経

費等の関係予算を7月26日付で専決処分をさせていただいておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

村の対応といたしましては、7月25日、大雨豪雨警報及び土砂災害警戒情報発表後、直ちに16時30分に災害対策本部を設置し、17時に村内全域に避難指示を発令し、5か所の避難所を開設いたしました。翌26日21時32分の警報が解除されるまでの28時間、全職員体制で対応に当たったところであります。災害対策本部は、復旧に向けた財源等の確保や災害箇所の復旧方法等、県との協議もあり、現在も継続しております。なお、詳細につきましては、別紙を参照願います。

ここ数年、全国的にゲリラ豪雨や線状降水帯の発生による災害が多発をしております。今回のような災害は、今後、日常的に発生するおそれがあり、平常時の訓練を的確に行い、各地区において自主防災組織の活動を充実させ地域が中心となった安全確保体制の整備に意を配してまいります。

議員皆様方の御理解と御協力を願い申し上げ、報告といたします。

なお、つい最近入った報告といいましょうか、情報を皆様方にお知らせをしております。

政府は、6月8日から7月30日までの一連の災害について、6日の閣議で激甚災害に指定することを決めたところがありました。激甚災害や局地激甚災害に指定する政令は、9月11日、明日に施行される予定であります。

このことにより、国の支援幅、いわゆる補助金等が格段に上乗せになるというふうなことで、安心をしたところであります。かなり遅れての決定となったことから、大変心配しておったんですけども、村にとっても、あるいは、最上管内の市町村にとっても非常に喜ばしいことであり、これも最上管内の首長会議の中でいろいろ要望をし、そして県、そしていろんな皆様方から御支援をいただき、国、関係機関等に要望したおかげだというふうに思っております。

議員の皆様方からもそれぞれの形で御支援をいただいたこと、この席をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますので御了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、一般質問に入ります。

会議規則第61条の規定により、指定期日まで8名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

4番佐藤 勝議員。

[4番 佐藤 勝君 登壇]

○4番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

今日から9月の定例会が始まります。本日は8名の方の一般質問があります。長時間になりますので、執行部の皆さん、議員の皆さん、よろしくお願ひいたしたいと思います。

私は村長に対して、「害獣被害への対策は」ということと、「農地放棄防止は災害復旧から」ということで質問いたします。

まず、1点目の「害獣被害への対策は」についてであります。年を増すごとに村内の害獣の目撃情報や農作物への被害が多発しています。特に熊や猿、イノシシなどの被害や目撃情報は、山間部に限らず村内至るところで目撃されています。最近は、私たちの部落のことですけれども、最近は回覧を回したり、ごみを出すにも徒步で行くのが危険であり、車でなければ外は歩けないような感覚になっています。

目撃情報が多いということは、個体数の増加、害獣の生活環境の変化や都会化など、様々な要因があると思いますが、いつどこで遭遇し被害に遭うか分からぬのが現状であります。

賛否両論はあると思いますが、被害防止には捕獲処理が絶対必要と私は思います。村でも電柵やわな、おりの設置など、様々な対策を講じていることは承知していますが、これらに関しても製作や設置、見回りや餌代、猟銃の玉代金など、捕獲後の処理などの報酬などを詳しく伺いたいと思います。

2点目でありますが、「農地放棄防止は災害復旧から」についてであります。

先日の大雨による村内の被害は膨大な件数になっており、特に農地や水路、農道などへの被害が多くなっています。

その中でも用水路への被害が多く、最も水が必要な時期に来ている水稻や園芸作物へ水の供給ができない状況が続きました。

整備された大きな水路は、県などの事業で応急手当てができましたが、山間部の水路は壊滅的な状況にあります。幸い村の迅速な対応で十分とは言えませんが、何とか水の確保はできましたが、本格的な復旧には程遠い状況にあります。村長が言うように、「自分のことは自分でやるのが原則である」ということはもっともであります。これらは金で解決できる問題であります。

私が心配しているのは、毎年繰り返されている被害に対して、これから大きな負担をしてまで農業を継続していく気力が山間部の農家に残っているのかであります。

これを機会に農業をやめる農家が増えることに危機感を感じていますが、村長はどのように考えて対応するのか伺いたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 佐藤 勝議員からの質問であります。

一番最後に、このたびのNHKのテレビで特集になったことを、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まずは、質問のほうに答えてまいります。

まず初めに、「害獣被害の対策は」という佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、熊、猿、イノシシ、ニホンジカ、サギなどのいわゆる有害鳥獣の目撃情報は年々増加をしております。過去5年間の大蔵村の熊の捕獲件数を見ますと、令和元年には2頭、令和2年には4頭、令和3年にはゼロがありました。令和4年1頭、令和5年13頭となっております。だんだん増えてきている状況にあります。

幸い販売農産物への被害報告はなく、自家用農作物被害にとどまっていますが、いつ販売農産物へ被害が及ぶか予断を許さない状況であります。

また、農作物だけではなく、人にそういったけがなど、そういった状況になるというふうなことは非常に心配なことでありますて、本当に予断を許さない状況だなというふうに感じてございます。

鳥獣被害対策に関しては、大蔵村獣友会の皆様方に御協力をいただきながら対応していましたが、平成30年度に獣友会の皆さんと大蔵村職員からなる「大蔵村鳥獣被害対策実施隊」を組織し、隊員については地方公務員法に規定される非常勤特別職として活動できる体制を整備しております。

また、令和6年度より大蔵村鳥獣被害防止計画に基づき活動を行う「大蔵村鳥獣被害防止対策協議会」を設立し、国の交付金を活用しながら、鳥獣被害対策のさらなる充実を図ってまいります。

議員からは、わな設置とその製作、見回りや餌代、解体処理についての経費負担についての御質問をいただきました。

今年度から、今御説明をいたしました「大蔵村鳥獣被害防止対策協議会」と一般会計から経

費を支出する形を取っております。協議会からは、鳥獣被害対策実施隊員の作業従事時間に対し、1時間当たり1,000円の手当をお支払いしております。一般会計からは、捕獲実績によりそれぞれ1頭当たり、熊が2万円、猿が5,000円、イノシシ・ニホンジカ等が1万円を捕獲補助金として支払われることになります。

わな等の鳥獣被害対策資材の調達についても協議会が対応し、国の交付金を活用しながら、今年度は猿用大型囲いわなを1基増強するなど、装備の充実を図っております。

有害鳥獣による人的被害につきましては、主に熊による被害が想定されますが、「大蔵村ツキノワグマ出没対応マニュアル」に従い、県、警察、獣友会と連携し、危機レベルが3に達した場合は危機管理室が主体となり、その対策に当たるよう万全を期していることを申し添えます。

このほかにも、議員御存じのとおり、新規狩猟者確保対策、電気柵の購入費助成、不要果樹伐採への助成などを行っております。

鳥獣被害対策は、今後の村の農業情勢に大きな影響を及ぼす重要課題として捉え、その対策に最大限注力してまいります。

次に、「農地放棄防止は災害復旧から」という質問にお答えをいたします。

7月25日に発生した豪雨による被災の状況につきましては、これまでの報告のとおりとなつてございますが、観測史上最大の日降水量を記録したにもかかわらず、人的な被害がなかったことについて、まずは胸をなでおろしたところでございます。

これまでに農業関係施設等に関する災害については、平成28年度、平成30年度、令和2年度と大きな被害を経験しておりますが、今回の災害は、1か月の間に2回の災害に見舞われた平成30年度に次いでの規模、件数ともに大きくなっております。現在、公共土木災害と併せて、災害状況の把握と復旧作業等について、関係各課、鋭意対応中でございます。

さて、議員からいただきました罹災後に離農者が多発するのではないかという現実をどう捉えているのかという御質問でございますが、村としても、罹災による減収や復旧費用の負担、これらに関する農業経営の圧迫に併せて、離農者の増加に関しても非常に危機感を持っております。

こういった状況を踏まえて、このたびの災害に関しては、県の農林水産物等災害対策事業補助金を有効に活用しながら、大蔵村農業関係災害緊急復旧事業を発動し、復旧作業を支援しております。農家の皆さんの負担ができるだけ軽減するために、農地農業用施設災害につきましては、事業費の限度額を100万円、補助率を90%と設定させていただいた上で、専決予算で1

億円の事業費を計上させていただきました。被災された農家の皆さんには、本事業を活用し、農地、農業用施設の復旧作業に当たっていただくとともに、できるだけ安価に効率的な復旧事業を計画していただき、予算の範囲内でより多くの復旧事業に着手できるよう対応をお願いしているところでございます。

今後、今回のような大規模な災害は多くなると予想されます。自然現象を操作することはできませんが、できる範囲の事前の対策は必要かと思われます。経営面からは、収入保険等のセーフティーネットへの加入等が考えられます。現在、村では収入保険新規加入者に対しての支援を行っており、今後も継続してまいります。

また、圃場や施設等ハード面については、災害に強い体制を構築するため、多面的機能支払交付金事業等を有効に活用し、水路等の維持管理の徹底を図るほか、特に中山間地域においては、現在作成中の地域計画との整合性を図りながら、農地の集積集約化を進め、管理しやすい圃場での作付を検討するなどの対策が必要であると考えております。令和5年度から実施しております滝の沢地区を中心とした四ヶ村全体の土地利用対策に関する研修会を今後も継続して実施してまいります。

いずれにしましても、被災した農地、農業施設につきましては、国、県、その他関係機関の御指導、御協力をいただきながら早期復旧に尽力していく所存でございますので、議員各位の御理解と御協力をお願いし、答弁といたします。

それから、先ほど冒頭で申し上げました、先般、「限界集落に住んでみた」というふうなNHKの特集がございまして、都会から来た若いディレクターが1か月間、滝の沢で生活をされたというふうなことがありました。

その感想を含めたテレビ放映があつて、逆に限界集落と言われるそのイメージが若干変わってきたといいましょうか、何かすごくアットホームな、そして和やかな雰囲気の中で、滝の沢地区がまとまっていろんなことをやっていらっしゃる、そのことが全国に放映されたのかなというふうに思います。

限界集落の定義というのは、「65歳以上の人口が半数を超えて、社会的共同生活の維持が困難な状況にある集落を限界集落というふうに規定をする」というふうなこと、これは広辞苑に書いてある規定でございます。

国では、それに準じてそういうふうなことをしているというふうに思うんですけども、佐藤 勝議員が先頭に立って、その集落を守る姿、あるいは管理をしていらっしゃる、そして皆さんと一緒に仲よくしながら集落の維持、あるいは経営に努めいらっしゃる、そのことが非常

に印象的だったなというふうに思います。

私もその晩、非常に頑張っていらっしゃる姿が胸に焼きついて電話したんですけども、何回電話しても通じませんでした。というのは、いろんな方々から電話が恐らく来ていたというふうに思っているところであります。

そういうことで、悪いほうに取るのではなくて、大蔵村の一集落でというふうなこと、そしてなおかつ美しい棚田がある地域というふうな紹介もしておったところがありました。そういうことで、非常に和気あいあいのアットホームな心が和やかになる、そんな放送を拝見をさせていただきました。ありがとうございます。

以上、終わります。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝議員。

○4番（佐藤 勝君） 村長からは大変ありがたい言葉ありがとうございます。

質問と違いますけれども、そのNHKの人に「限界集落って何だ」と聞いたら、「60歳以上が半分だ」という。「じゃあ滝の沢に来るよりも国会議事堂に行ったほういいんじゃないですか」と言ったんです。そこは65歳以上は80%ぐらいいるんですから、「あそこが一番限界集落ですから、そう言ってください」と言ったら、「国から怒られますから言えません」と言つていました。

質問変わります。

この質問は、答弁書読む前の原稿でありますので、多分重複するところあると思いますので、よろしくお願ひします。区切ってやります。

村長の答弁のように、村でわな、おりの設置など、害獣被害に対するやっていること、私も承知しています。まだ、今年は駆除は1頭か2頭ぐらいしかなっていないと思いますが、ここ数年は大体十何頭、多く駆除されています。

私は仕事上、朝3時頃、国道走って清水まで農協まで行きますが、年に何回も熊に遭遇します。それから、実りの秋になり、熊の行動範囲が広くなりますので、どこで誰が遭うのか分かりません。これ十分注意しなければ駄目です。

そこでですけれども、熊やイノシシの捕獲に関する取組が、捕獲するにはおりの製作・設置、見回り、捕獲後の処理、解体処理など、これが一般の人にはやれないことになっています。先ほどの答弁と同じで、できないことになっています。それぞれ資格や許可が必要ですと記憶していますが、先ほどの答弁でそれを了解しました。

普通は獣友会などに委託していると思いますが、現在村ではどのような体制を取っているの

か。また、おりの設置や捕獲後の処理、解体処理です。報酬はどの程度なのか。また、その額は、先ほど1時間当たり1,000円、熊が2万円とか何とか言っていましたけれども、それ本当に適正なのか、まず伺いたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から質問いただいたこと、ほとんど第1回目の答弁で答えているわけであります。

ただ、今その価格が適正なのか、1時間当たり1,000円が。それはよその市町村とか、大蔵村ではいろんなことを勘案しながら決めたというふうに聞いてございます。

議員も御承知のとおり、令和5年度までは結構安かったというふうに私も記憶しております。ということで、今回、国からの補助も受けて、そして、先ほど申し上げた2つの組織を立ち上げて、できるだけ猟友会の皆様方、そしてその事業に実際に就かれる方々のことを考えて、この価格にしたというふうに思っています。

その経緯については、担当課長から答えさせます。その価格については妥当かというようなことは、私は妥当だというふうに考えております。

以上です。

担当課長のほうからお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 体制につきましては、先ほど村長答弁にもあったとおり、鳥獣被害防止対策協議会を中心に駆除に当たる皆さん実施隊というふうな組織で実施しているというふうな状況でございます。

あと、報酬等の妥当性という問題ではございますけれども、やはり鳥獣被害対策に関する報酬等については自治体でかなり差があるようでございます。そういった形で、北海道なんかでは猟友会が対策をしないというふうに表明しているというふうなところもあります。

大蔵村としては、令和5年までは熊わなの設置について、設置、撤去、また巡回、餌代込みで、1回3万円で猟友会のほうに補助金という形でお願いしていたところでした。それでは、通常熊の捕獲許可の日数なんですけれども、2週間、日曜日から日曜日15日取っているんですが、その期間で捕まらないと、また再度延長、大体最長で1か月間ほどの期間を要するわけなんですけれども、その間の見回り、餌代等についても3万円でやっていただいているというような現状でございます。

令和6年度からは、協議会のほうで交付金を活用しながら、1時間当たり1,000円という形

で報酬を支払う形を取っております。そうしますと、通常2週間でも設置、撤去等に半日以上かかるというふうなこと、また朝夕の見回り1時間ずつ見ていただくだけで、これまでの3万円を超えるというふうな報酬をお支払いできるというふうな体制を取りましたので、これまで対応していただいた獣友会の皆さんにとっては、収入が増えるというふうな状況を見ております。

ただ、それが他団体と見て妥当なのかどうかというふうなことであります、事務局としては、妥当な金額であるというふうな判断をしているところです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 課長答弁のとおり、北海道で実態と合わなくて、もう辞めたというので、獣友会が手を切ったことがあります。大蔵村でそういうことあってはなりません。必ず熊やイノシシいるんですから。

だから、それは合わないから辞めたとか、それ以上出せないから辞めてもいいなんていうことは、絶対駄目だから、これは。

実は今日、昨日の夜ですけれども、イノシシが出たというので、今日の朝、わなの設置を手伝ってきました。今日の朝5時から。やっぱりすごいでかいイノシシでした。

田んぼの中に入ったやつは、イノシシ通ったところ、片側4メートルからずっと出荷ができないとなっています。農協からの指示で。

そう考えてみると、我々の田んぼは4メートルずつ刈ったら、刈るところなくなる。そういうことも含めて、人災だけじゃなくそれも災害のうちですから、十分に個体を減らすしかないと思うんです、私は。

いつも私、見回りとか解体作業、手伝いに行きます。でも、手伝いに行くんですけども、私も年寄りですけれども、やっている人は私より年上なんですね、大体。歩くのがやっとみたいで、イノシシとけんかしても負けます。

だから、鉄砲の玉とか、おりとか、完璧なものをして、さっき妥当かと言ったのはそこなんですけれども、やっぱりこれちょっと値上げしたからそれでいいんじゃないかな、やってくれるからではなくて、やっぱり徹底的にやるような、俺もやるかな、もらってよかったですぐらいの報酬が必要だと思うんです。

それが、我々の命とか被害を防ぐ最大の要因だと私思いますので、考えていただきたいと思います。

時間も今日初めてですからもっとあるんですけども、次に移ります。

次の質問に入ります。

2問目、「農地放棄防止は災害復旧から」について質問します。

先ほども申し上げて、村長の報告のとおりですけれども、村内の被害はもう膨大なものになっています。特に多いのは用水路、農道の被害なんです。田んぼ、畦畔の崩落、まだ稻刈り前でありますから、それ終わってからと思いますけれども、これはもし稻刈り終わってからだと、また被害がかなり増えると、私は思っています。

それより大変なのは、水路の決壊。とにかく稻は水が一番大切なんですから、その水路がなくなるということは、農家にとっては死活問題であります。

先ほど申し上げましたけれども、村で一生懸命頑張って何とか水は確保したけれども、中山間地の水路はもう壊滅な状態で、完璧な復旧はできないと思います。完全な復旧は相当経費がかかると思います。

村では多くの補助事業、小規模災害とか何とかいろいろあって、先ほど40万円を100万円にするというあれもあったんですけども、本格的な復旧作業はかなりきついと思います。

それはそれでいいんですけども、私が一番心配しているのは、毎年のように繰り返し災害があって、自分でそんな大きな負担してまでも農業を、今でさえぎりぎりでやっている農業を、「これから復旧して私がやります」なんていう人は何人いるかですね。私もこれっきりかなと思っています。思いました。無理かなということを考えています。うちの母ちゃんは、もうやめたほうがいいと言っています。それ間違いなく。

そういう人は、ここでこういう発言したら同調する人がいるんじゃないかと、私も迷ったんです、言わないほうがいいかなと。でも、現実は現実ですから、隠しておくことないんですからわざと言っていますけれども、このようなこと、さっきも村長も危惧していますと言いますけれども、改めてどのような危惧をしているか、お願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） どのような危惧というか、言えば切りがないぐらい危惧しています。

1つは、そういったことで農業をやめれば別の職業というふうなことになると思います。新たな職業を見つけなければならない。そうすると、ここでは暮らせないということで、また出していく。悪循環の繰り返しになる。それが村全体の衰退につながるというふうなことが一番怖い。

そういったことで、私は朝の朝礼の話でも、この災害を受けて一番怖いことはというふうな

ことを前置きをしながら、農業がそのとおり大変な時代の中でやれなくなったというふうなことを諦めて、そういうふうなことで諦めて村を去ること、そのことが一番悲しい、そして残念なことだというふうなことを話しています。

一言でまとめれば、そういうことだと思います。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 自分の村だけを考えてもしようがないと思って、天気もいいし、新聞等で報道があって、かなり被害があったという鮭川村の曲川地区まで1日かかってずっと回ってみました。最も私の知っている道路は貫通していないので、ルートを変えたりしましたけれども、私の集落よりもひどかったと思います。だから、よく見てよかったですなど逆に。これだけ被害もあってやっているんだなというのが分かっただけでもありがたかったなと思いますけれども、友達いますので、そこで聞いたら、「お父さんは先祖代々のやつをやりたいけれども、息子はもうやめたって言っている」とそのおやじさんが言っていました。もうこれで終わりだと。そういうところ、周りはつぶさにいっぱい見まして、このまま帰っても面白くないなと思って、鮭川地区の真ん中周辺、役場周辺を見てきました。

そうしたら、片一方は村総出でスコップで水路工事やってて、片一方はドローンで消毒でした、田んぼ。だから、それだけ格差あるんです。大蔵村に限らず。

だから、よそのことを見るのもいいことだなど、我々だけ罹患していてもしようがない。鮭川村でもそのくらい苦労しているんだなど。本当に曲川地区なんてひどいです。

我々の山の中で被害あったの見て、それでもすごいなと思うのですから。それでもやっぱりやめたいという人もいるし、やるという人もいると。これからどうするのか、かなり問題が出ると思います。

先ほど災害復旧の工事の予算というか、予算額と我々が専決したらというふうになったけれども、この前のつい最近、山形新聞の中で真室川町のあれが出ていました、村長知っていると思いますけれども。

そのときは、被災した農家は負担金ゼロみたいな感じになって、それ専決処分やっているということでした。だから、大蔵村でもかなり90%とさっき言っていましたけれども、やはり国とか村のその基準に合わせたばかりではなく、村自体でやはりそれを援護する形、そういう体制取らないと、これだけの金を出してまでやるの大変だ、やめたなんていう人が、私は多くなると思っています。一番心配しているのは、金よりもそういう心配しています。私自身がそう思っているんですから、大体思っていると思います。

そういうことに関して、また、村長、改めて考えをお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から後半のほうで言われました、ある町村の災害の補助率というんでしようか、それが100%だというふうなことがございました。

その後に、村としての支援がしっかりとしなければ駄目だというふうなニュアンスがあったのでお答えいたします。

県からは支援は何も変わりません。あくまでも40万円の中の3分の1しか来ません。その上乗せ分は、全て村で加算することになります。

よそとよく違うのは、こういうこともあるんだということも御理解をいただきたいんです。例えば私が5か所被災したとします。その5か所分全て100万円ずつの補助が受けられる。そのうちの9割ですよね。ですから、500万円かかるところを50万円で、残りの450万円を県のごく一部と、あとは村の持ち出しがほとんどだというふうなことでございます。

なぜこれ負担金を求めるのかというと、名前は出しませんけれども、ある自治体で負担金をなしにしてやったところ、いろんなところから苦情が来たんです。その苦情というのは、ただうわざ話的な苦情ではなくて、いわゆる公金の使い方に関する在り方ですか、それについて問題になったんですね。例えば、ただでできるというふうなことで、これは誤解をしないでいただきたいんですけども、私も素直にその分を申し上げますので、何ていうんでしょうかね、実際の工事価格、復旧価格と違うところになってしまっているところがあるんです。そういうことの弊害が出まして、実は業者側からクレームが来たんだそうです、その市町村の。こんなことのお金の使い方したら大変な問題になる、村の、町の公金の使い方がでたらめな形になってしまうということで、やはり自分の土地でもあり、昔だったら、今の時代ですから、国、県あるいは市町村の支援があるんですけども、それを議員が常に言っています。先ほども「村長は常に言っています」というふうに言っていました。自分のことは自分でやる、そういうふうなことでやってきました。今の世の中だからこそ、県、国、そして当該する市町村が支援するというふうなやり方になっていますけれども、ほとんどが自分の工夫の中でやってきました。私も当然農家やってきていましたので、そういうふうな被災したところ、河川の増水によって被災したところ、その頃はそんな補助金ありませんでした。自分でくいを打って、そして、一輪車で土砂を運んで、そしてそれを修繕しました。そういう時代がありました。当然、佐藤議員は私以上にそういうことをされているというふうに思ってございます。

そういうことで、少しでも自分の土地を直すのに自分がお金を出すのが当たり前だというふ

うな感覚でもっていかないと、全て人から、あるいは行政からというふうなことになってしまふと、別のデメリットの部分がたくさん出てくるというふうなことを、当該者以外の方々から非常にクレームが来た、そういうことで、その町村については、すぐに次の年からやめたそうです。

そして、ほんの僅か1割とか2割というふうな形で、負担金をいただいたというふうなことありました。そうでないと、農業だけではありません。観光業もあり、商店もあり、いろんな業種がございます。ある程度、行政として公平な支援をしていかなければならぬと。その原点に立たなければならぬではないかなと思っています。

それでも、私は農業は天候に左右される、このとおりの状況あります。だからこそ、我々役場職員がお互いに頑張って力を合わせて、村民の支えとなってやってまいりましょうというふうなことで、毎週のように職員の皆様方を鼓舞しております。大蔵村の基幹産業は農業と観光である、その一番の根幹をなくしては駄目だというふうなことでお願いをしているところであります。そのことを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝議員。

○4番（佐藤 勝君） 時間もありませんので、確認です。

先ほど1か所について100万円と。例えば、例をちょっと言いますけれども、我々の水路は7か所にあります。それならば、700万円ということでいいんですか。その9割補助金が出るのですか。

○村長（加藤正美君） そういうふうに感じています。ただ、場所も見ていただかないとちょっと。

こんな立ったままで対応、すみません。

○4番（佐藤 勝君） 必ず100万円までいかなくても、30万円で終わるかもしれない。だから、1か所について使っていいということですか。

○村長（加藤正美君） はい、それが大蔵村の、ですから金額も専決をした補正というんでしょく、それ多くなっています。できるだけ農家負担を少なくする、ただし、負担金は1割はもらいますということの中でやっています。

村としてはかなりの出費であります。県から来る金も決まっている。それについては、国からは来ません。そういうことの中で、今回は村が最大限に支出をする、補正をしたということを御理解いただきたいと思います。

○4番（佐藤 勝君） 負担金の場合、先ほど村長言っていた自分のことは自分でやるのが原則というのが、それは当然だと思っています。ある程度の負担金は。

もう時間ですから、一つだけ申し上げたいことがあります、村長答弁するように、幾ら行政が奮起しても肝腎な農家の人がどう考えているのか、これが一番問題なんです。金出すから、お前やれと言ってもノーという人もいるし、もうだけ得するなんていう人もいるし、どうしても必要だから補助してもらいたいという人もいるし、だから、村が幾ら補助すると言っても肝腎の、私でもいいですけれども、私がどう考えているかなんだよね。

もらっても仕方ないからやめると言うかもしれない。だから、それを防ぐためには、やっぱり行政と、農協も合わせて本格的に話し合える、そういうことをしないと、やっぱり離農者が増えると思います。だから、これから災害と同じ事業としていくくらいで、そういう話合いもしていただきたい。これは私のお願いです。

答弁はいいです。時間もあれですから。

これで質問終わりたいと思います。ありがとうございます。

○村長（加藤正美君） 多面的機能支払いとか、そういったことも十分に活用していただくようにお願いいたします。

○4番（佐藤 勝君） ありがとうございました。終わります。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

6番 加藤忠己議員。

〔6番 加藤忠己君 登壇〕

○6番（加藤忠己君） 御苦労さまです。

私は村長に対して、「白須賀地区の交通信号機撤去後の交通安全確保について」伺います。

7月7日に地区において新庄警察より信号機撤去の説明を受けました。理由としては、国道458号の開通による通行量の減少、信号機経年劣化の進行、維持管理のための金銭的な問題とのことでした。

撤去することは決定事項であり、そのときの話では、もう撤去予算も確保してあるとのこと

でした。早ければ2か月以内に撤去になる予定で、それまでは国道458号開通時より点滅信号にするとの説明であった。国道開通時より点滅信号であったが、早くも9月4日に撤去されました。

信号で交通事故の防止、安全性が守られてきたと思うが、撤去後、村として事故防止、安全性継続などどのような方法で行っていくのかお聞きします。また、集落を通る県道大石田畠線は県道のままなのか、村道となるのかお聞かせください。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「白須賀地区の交通信号機撤去後の交通安全確保について」という加藤議員の質問にお答えをいたします。

本村を縦断する国道458号線は、北部を横断する主要地方道大石田畠線とその一部を重用し、本村の重要な路線として交通を確保してきたとおりでございます。そして、このたび、令和6年8月4日に新ルートであります「本合海バイパス」が全線開通し、アクセスの強化と安全で円滑な交通道路となりました。

それに伴い、白須賀地区の信号機が撤去となりました。撤去の経緯とその後の安全対策を山形県及び山形県警察本部に確認をいたしましたので、その内容をお伝えし、その中で村ができる安全確保を申し上げたいと思います。

さて、信号機の撤去につきましては、議員仰せのとおり、国道458号線本合海バイパスの開通による交通量の減少、信号機自体が経年劣化していること、また、維持管理費の問題と聞いております。これら撤去の判断は山形県の決定事項であることから、村として信号機を継続して運用するように要望することは適当ではないというふうに思っております。

次に、本合海バイパス開通後に信号機が黄色灯火、黄色は注意あるいは徐行ということであります。赤色、これは一時停止、そういう点滅に変わりました。慣れ親しんだ信号機であることから、その切替えに順応できない人が多く、交差点内での鉢合わせの事案が多く報告されております。

白須賀地区信号機付近の交通量が少なくなったとはいえ、県道の交通量はまだ多いのが原因の一つだと思います。加えて、比良稻沢方面から当該交差点に進入した場合に、旧大蔵橋方面、もがみ中央農業協同組合大蔵支店側からの車両の確認が難しく、交差点中央まで車を進入させないと見えない状態であります。

このような状態であることは重々承知をしているところですが、新庄警察署交通課規制係に問い合わせたところ、丁字路交差点での一時停止基準は、道路交通法等の法令によるところの交通規則基準で定められており、丁字路にぶつかる側が一時停止、左右の直進側は優先されることになっているとのことでした。

先日、大蔵村交通安全協会と交通安全母の会では、その事案に対し改善の要望書を提出したところでしたが、その基準が覆ることはなかったと聞いております。しかしながら、丁字路進入側に旧大蔵橋方面を確認できるカーブミラーの設置を前向きに検討するという回答をいただいたとお聞きしております。

村といたしましては、旧大蔵橋方面が村道となっていることから、交差点進入付近に自主規制とした一時停止の標識の設置と、村道側に道路標示「止まれ」の書き込みを予定しているところでございます。

最後に、集落を通る道路が今後どのような区分になるのかをお伝えします。

議員仰せのとおり、集落内を通る県道大石田畠線はそのままであります。今まで赤松方面と肘折方面への分岐丁字路から上竹野地区での接続部分までは、現在のところ国道となっておりますが、県からの道路管理についての移管通知をもって村道となる見込みでございます。その際には、議案として上程し、皆様に審議していただくこととなりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まとめといたしまして、交通安全の確保については、何よりも人命を尊重する大事な務めであると考えております。村といたしましても、より一層の交通安全対策に努めてまいりますので、今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君） まず、村長、458号線本合海バイパスの開通おめでとうございます。

大蔵橋から上竹野に向かうと何か、高速に乗っているような、一時そういう感覚になるんですよ。それは大変気持ちのいいことで、立派な道路ができてよかったですと思っております。

あと、あとといいますか、大石田畠線なんですけれども、要するに白須賀を通って、元の国分商店の分かれ目から上竹野の458号とぶつかるところまでは村道に移管になる予定だということですね。

あと、こっちの酒田、樋渡商店のほうは、今までどおりということで、分かりました。

それから、7月7日に警察署の方とお話ししたとき、センターでやったんですけども、何人か集まったときに警察のほうにもお話ししたんですけども、さっき答弁書にも出ていまし

た交差点の優先というか、普通は何かこっちのほうから來るのが優先になって、これを見ると直線に入つていったほうが一時停止しなきやいけないということですけれども、見えないのも知っているということなんですけれども、本当に見えないんだよね。道路の半分まで出でないと、左側というか、農協のほうから來る車が見えないし、そっち見ていると上から来たりする。それで危ないので、本当に危ないです、あそこ。特に冬なんか危ないです。

大蔵村交通安全協会とか母の会で言って、カーブミラーの設置するみたいな意向なんですけれども、早急にやってもらわないと駄目です、これね。これがまず一番先に皆さんから出た意見です。

それで、2つ目としては、歩道、横断歩道が今薄くなつてんだよね。あれは塗替えしてもらって、できれば色つきというか、今カラフルなやつあるから、それで目立つようにしてもらつたらということです。

あと、4つ出たんですけども、3つ目は、街路灯というんですか、交差点にあるんですけども、暗いんですよ。暗いので、LEDとか何かもっと明るくなる街路灯に替えてもらえばということでした。

あと、4つ目なんんですけども、交差点はやっぱり坂の途中なもので、信号機あると信号だなといって少し緩めるんですけども、あそこ緩めないで左のほうに曲がられると怖いと言つます。特にこれから3か月もすると雪が降つて、消雪で雪は解けるかもしれないけれども、ちょっとでも積もればスリップして車ひっくり返るだらうって。

そういうのだから、坂の途中にそういう注意喚起の標識なりを立ててもらえばいいんじやないかということで、現在でも交差点手前に横断歩道ありとか、止まれというのはついていますけれども。

取りあえず、この4点をぜひ実行していただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、加藤議員から4点について、それぞれ事細かに要望といいましょうか、そういうふうにしなければ重大な事故が起きますよというふうなことでお話をいただきました。

これは、村だけでできるものではございません。関係機関、そういったものとしっかりと話を共有しながら、警察署も通して安全な形で設置に向けて早期に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君）　あと思ったんですけれども、8月4日に信号機が撤去されますとか、交通安全に気をつけてくださいという注意喚起の「くらっち」が一切来なかつた。熊が出た、ここがあれになったというのは大変重要ですけれども、村に3つしか信号機はないんですよ。そのうちの1つがなくなるということは、もう結構重要な問題ではないかと、交通安全に対して思いました。

この辺、村長どう思いますか。

○議長（海藤邦夫君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　私の配慮不足であります。

やはり加藤議員おっしゃるように、そのことを考えてはいたんですけども、そこまで頭が回らなかつたということあります。おわび申し上げます。

議員、8月4日、その後ではこういった対策が取られて、若干その信号機があつたわけですので、それで注意喚起というふうなことをすればいいのかなというふうな甘い考えでございました。

なお、私がそういうふうに思つても、役場職員方、これだけの方々、課長職でいらっしゃるわけですから、そういう方々からしっかりと注意をしてもらつたりというふうなことで、開かれた課長会なりをしているつもりでございますけれども、なかなかそこまで至らなかつたというふうなことがあります。

今後についても、今おっしゃったように、鳥獣被害とか、そういった危機感だけでなく、災害はもちろんでございますけれども、その他の日常の中でもこういった変更について、そこもしっかりと伝えることができるようやってまいりたいというふうに思います。

それから、ついでというような形で大変申し訳ないんですけども、紙ベースのことからできるだけ「くらっち」、それに移行するというふうな形では進めていきたいなというふうに思つてございます。そういうふうなことで、これからデジタルのほうも通じて、いろんな形で高齢者の方々もそれに親しんでいただけるような対応を取つてまいるつもりでございます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　加藤議員。

○6番（加藤忠己君）　あと、ちょっと一般質問の直接の内容ではないんだけれども、458号線に関することなのでよろしいですか。

○議長（海藤邦夫君）　はい。

○6番（加藤忠己君） 質問させてもらいます。

白須賀地区の大坂線、村道大坂線というんですか、二日町に行く道路、あそこに横断する両端に、大坂線に「止まれ」という文字を入れてくれと言ったんですよ。なぜかというと、あそこカーブミラーがあるんですけれども、下りてくると見えなくなるときがあるんです。カーブミラーについているんですけれども、見にくいんですよ。

それで、やっぱりあそこ高速みたいに飛ばしてきますので、秋になって稻刈りするとき、コンバインが横断するところなんて、コンバイン時間がかかりますから、100メートル前でもすぐに来ちゃいますので、取りあえず止まって、コンバインが安全を確認できるように、やっぱり書いてもらったほうが目についていいんじゃないかということで、地区代表さんを通してお願いしたんだけれども、今日の朝現在まだ書かれていなかったので、ちょっとその辺を、もう稻刈りも始まっていますし、どうなのかなと思ってお聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） ああいった公道に村自体でそういうふうな標識をつけること、そのこと自体がちょっと、安全に関することですので、大変大事なことでもありますけれども、どうなのかなというふうな思いあります。

うちのほうとして、代表さんからそのことを聞いていたかどうかも含めて、何というんでしようか、確認をしながら、そして対応を協議してまいりたいと思います。（「議長いいですか」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） はい。

○6番（加藤忠己君） 村道に「止まれ」という文字を入れてくれということなんです。

○村長（加藤正美君） ですから、手前のほうになると思うんですけれども、あそこに横断注意とか、逆にそういうふうな「横断するものあり」とか、そういうふうな標示のほうがむしろこっちの「止まれ」は当たり前ですけれども、村道側の「止まれ」としては当たり前なんですが、「側道あり」とか、「横断するものあり」とか、そういうふうな標示がないと、なかなかあそこ真っすぐな中で運転している人には伝わらないかと思います。そういうふうな標示も考えながらちょっと検討してまいりたいと思います。

それも一応道路管理者である県のほうにしっかり確認をして、許可をいただいてというふうなことになろうかと思います。

余談でありますけれども、あそこに翠明荘があるわけで、その翠明荘の看板についても、今、県と協議をして、そして立てさせていただくつもりになっています。間もなく立つものという

ふうに思っています。

そういうことで、脇の道路がある場合は必ず通行者なり、あるいは人の横断があるというふうなことを考えなくてはいけないんですけれども、あまりにも真っすぐなために速度を上げるというふうなことで、これからあそこでやっぱり議員おっしゃるとおり、いろんな事故が起きないやも限りません。

そういうことで、村として、県に対してもいろんなことを想定しながら、そういうふうな安全対策を支援をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 最後になりますけれども、最初に言った村長の思いといいますか、お聞きしたいんですけども、これ18年もかかるって、総工費118億円ですか、工事費をかけて開通した立派な道路なわけなんですねけれども、もう村に118億円なんてかけるような道路はもう回ってこないと思います。この道路のためには、村民の産業の振興とかやっぱり住んでいる人の利便性がよくなつたということは、それは目に見て分かるようになると思いますけれども、今後どのように村長はこの道路をPRするとか、村のためにどのような考えをもって利用していくか、そのことをお聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、加藤議員がおっしゃったとおりであります。

恐らく大蔵村ではこのような大事業は、あとないのかなというふうに思っています。その思いから、どうしてもお披露目というふうなことで、開通式はやりたかったわけでありますけれども、御承知のとおり、最上管内でこれほど大きな自然災害が発生した中で、大蔵村だけがお祝いの式典をやること、それには抵抗があるというふうなこと、大分ここで話になりました、急遽取りやめとさせていただきました。

そのことに対するは、国会議員の先生方から、あるいは知事のほうからちょっと残念でしたよねというふうなお話をございました。新聞紙上では大々的にPRをさせていただいたところであります。

議員先ほど言っていたとおり、この道路はやっぱり大蔵村に高速道路が来たというふうに言っても過言ではないというふうに思います。私は至るところで「大蔵村にも高速道路ができました」というふうな笑いを誘っているところであります。

そのことからして、産業、議員おっしゃるとおり、特に観光面の中で肘折に及ぼす影響は非

常に大きいものがあるんだなと。今までの印象から考えまして、肘折の道路、ああいった狭い道路も通って大型バスが行くということ、情緒があつていいというふうに思う人もいるかもしれません。それでも、大蔵村としてのイメージといいますか、そういうふうなイメージアップについては、すごく大きなものがあるというふうに思っています。

その道路だけではないんですけれども、一つは工業団地から来るときに、ちょうど新庄と大蔵村の境の辺り、新田川を渡る前ですけれども、新庄側寄りのほうなんですけれども、そこから月山を見渡すときに、非常にすばらしい光景が目に入ってまいります。あのところに私は「マウンテン月山」というふうなことをして、高さを標示して、なお、この先大蔵村というふうな、これから大蔵村に入っていくそのイメージを、何ですか、明るいイメージ、そして非常に自然豊かなというふうなイメージが想像できる、そういった看板を立てたい。それから、その道路の脇にも何かそういったインパクトのものが立てることができないかというふうなことを考えてもございます。

そういったことで、これから全ての村民の皆様方にそういうふうな夢と希望を持てるような、そういうふうな一つの起爆剤となるような、そういうふうな私は道路だというふうに思っています。

インフラ整備の中で一番大事な道路というのは、何よりも大事なもの、私は常に道路は金を稼ぐんだというふうに言ってございます。お金を稼ぐ。働く場所として、大蔵村には農業、あるいは観光業以外にはあまりないものですから、第三次産業がないというふうなことの中で、やはりよそで、よその市町村で働く、それについては、インフラ整備の中で道路、道路の整備ということが最大限重要視されるところであります。

そういった中で、一番もととなるその道路が、鉄道もない大蔵村ですけれども、第三の三桁国道でありますけれども、458号というふうな中で、一番整備された道路だと自信を持って自慢できる道路にしていきたい。そして、それが大蔵村の今後の発展につながる一番の要素になることをこれから目指してPRをしていきたいというふうに思います。

以上です。（「ありがとうございました、終わります」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 5番八鍬信一議員。

〔5番 八鍬信一君 登壇〕

○5番（八鍬信一君） 質問事項、「上竹野鳥川線の道路整備」、2として「銅山川の河床掘削」、村長に質問です。

1番の村道54号上竹野鳥川線、通称は山崎と呼称で呼びます。ここにおいて豪雨のたびに上

流からの雨水や雑排水が水路から越水し、道路が冠水状態になっています。

当然、浸水による通行止めが発生します。結構、園芸関係の生産物もありまして、その都度、迂回しているという状況なんです。

要因は道路路肩の排水路のサイズであります。これは、私にとっては不適合と考えます。

末端の放流までの距離、これもかなり長い距離がありまして、途中で満杯になれば当然水もはけないという状況です。

この道路の用地に関しては確保済みであります。これに合わせて幅員の改良工事と適正な水路の整備を早急に実施すべきと考えるが、村長の見解を伺います。

2番として、通り地内銅山川において、今回も氾濫が発生し、田んぼ・トマトハウスが浸水しました。令和2年も同じような災害がありまして、また再びトマトは壊滅状態です。

本人によると、前回は収入保険なかったので、本当に大変でしたと。今回は収入保険で多少は手当されますが、やっぱり出荷したとしないではまるっきりの天地の差があります。

これらの大きな要因は、銅山川に堆積した中州に問題があります。水路を狭めるため、その都度氾濫です。堆積した土砂によって二分された水量が、カーブになっていて、そのカーブの惰性で道路を直撃、そして越水し被害を起こしているという状況です。

河床掘削による水路の拡幅を図り、流路を改善することに対し見解を伺います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「上竹野烏川線の道路整備及び銅山川の河床掘削に対する村長の見解は」という八鍬議員の質問にお答えいたします。

八鍬議員からは、こういった添付資料として写真を頂きました。より分かりやすくて、皆さんもよく分かるんじゃないかなというふうに思っています。御参考ください。

初めに、村道上竹野烏川線の道路整備についてですが、議員御承知のとおり、7月の豪雨の際は、上流の赤松地区からの大量の雨水が農業用水路を通じ末端の山崎地内に流入し、結果的に農業用水路や道路用側溝でのみ込めないことにより、村道が冠水した状況を確認し、通行止めとしたところでございます。

議員御指摘の道路路肩部の排水路のサイズが不適合ではないかという点であります、村道の道路用側溝としては路面排水を処理するのに十分な断面であると考えます。

一昨年、こうした大雨の問題を考慮し、県において基盤整備事業関連で村道の側溝改修を行っています。しかしながら、今回のような集中豪雨では、上流の赤松地区から大量の雨水が農

業用水路を流れ、山崎地内でその水が水路からあふれ出たことにより村道が冠水したもので、根本的な解決策としては、流末である鳥川地区の農業用排水路の断面改修を、土地改良区とともに検討していかなければならないと考えているところです。

毎年、村道の整備については、各地区から多くの要望があります。限られた予算での対応となりますので、道路の損傷度合い、整備の必要性などを勘案すると上竹野鳥川線の整備については、道路幅員の拡幅や水路改修も含め現時点では実施しない方針でございます。

これは、担当課といろいろ検討した結果、こういった案でここにお示しをしたところあります。御理解をいただきたいと思います。

次に、通り地内の銅山川の越水被害に対する点についてお答えをいたします。

令和2年7月と同様、このたびの豪雨でも最上川の水位上昇により、銅山川との合流点からの越水により、付近の水田やトマトハウスが浸水被害に遭ったことを確認しております。

議員からは、銅山川に堆積した土砂による中州が大きな要因になっており、河床掘削により流路を改善することを御提案いただきました。

令和2年7月豪雨災害以降、国土交通省では最上川中流緊急治水プロジェクトにより河道掘削が行われ、河川水位の低下や流下能力の向上に努め、本村も含め実施した箇所については大きな効果がもたらされております。

私も議員同様、銅山川にある中州が流下能力を大きく低下させているものと考えております。このことについては、村として国や県に対して早期に実現できるよう要望してまいります。

今後も災害の未然防止に努めるとともに、災害発生時には早期対応、早期復旧に職員一丸となって対応してまいりたいと存じますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 1番のほうから先に再質問したいと思います。

現時点では実施しない、ずばり言っていただきましたが、ちょっと写真のほうを見ながら簡単な説明をしたいと思います。

資料1のほうを御覧ください。

これは、冠水後の写真です。冠水時はちょっとなかったので、冠水後の状況、航空写真、空撮ですけれども、まずこれ僅かな水でも最近、通行止めになるほどでもない水がたまってしまう。トラックは歩けるような状況ですけれども、すぐ水路があふれて道路に冠水するという状況が続いている。見たところ、排水路については400の500ですね。400ミリ幅の500ミリ高

さ。

実をいうと、このサイズというのは、あの場所には私思うには全く不適合で、さっき村長言われた道路排水としては通用するんでしょうけれども、これ道路と並行にして、もともと田んぼの排水が入ってくるということなので、これを想定しないということは、どこに責任があるかって、今さら基盤整備も終わっているので言えない話ですけれども、想定外の範囲であったことは確実です。

現実に冠水被害も出ているし、通行止めになるために迂回して歩かなければならぬという不便さも出ています。

これ地区民だけでなく、村外からもこの最短距離で今全部ナビで行けますので、通っています。そういうときに、この狭い道路にも問題はあるんですけれども、これやっぱり対向できないような状況になります。

この狭い道路にしては、とにかくそれよりも優先的に排水路を改善しなきやならないのかなと思う気もします。

これ放流先が①の接合マスに入ってきたものが、この赤線1、2、3、4とありますけれども、このルートで流れていきます。②にもマスがあります。③にもマスがあって、ここでまるつきりヘアピンカーブのような感じでターンしています。ここで完全にあふれるんですよ。3、4の勾配というのはほとんど緩やかです。田んぼにも落差がないということで、かなりより勾配になっていまして、2と3があふれてしまうというような状況なんですね。

村長に伺いたいのは、この③から河川敷すぐ隣なんですよね。これ中州みたいになっているんですけども、そこに抜けないかということなんです。ここに排水すれば、大きな穴を開けて排水すれば、かなりの量がはけると。浸水も冠水も防げるんじゃないかなという気もします。これ1点。

あと、この③からこの水路ですけれども、ここから末端の最上川に排水するまで、距離的には1キロぐらいあります。ただ、水路がオーバーフローして河川に流れればいいかなということなんですけれども、これ水路の上に土羽を踏んで土手ですね。土手でV字型に高さを出して、本当は農道とかそういうのは入らないようにということで、最悪の場合はそこを水路側に流れという、何ていうんですか、基盤整備のときに説明でした。これはどの地区も赤松もそうですが、ほとんどの水路がこういう形になっています。

そんなことで、現実を捉えて、やっぱりこのように早急に改善すべきと思います。道路管理者は、村道ですから村、そして水路の管理者というのは土地改良区になりますけれども、やつ

ぱりこれどちらの責任といつてもやっぱり村も基盤整備をしたわけですから、それで担当者もちゃんと来て説明して進めたわけですから、これはどちらに責任と言えないと思うんですよ。

だからやっぱり村長の答弁にありますように、4者で話して、やっぱり早急に改善してもらうしかないかなと思いますけれども、村長、再質問します。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） では、2点ですね、具体的に③から川に直接排水できないかというようなことも含めて2点いただいておりますけれども、この点については課長から答弁をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） それでは、私のほうからちょっと一つですね、見解の相違がありましたので、実は私、答弁書のほうに携わりまして、その際に八鍬議員のほうから頂きました資料を見ますと、赤線で引かれている部分なんですが、これは村道の側溝ではないというふうなことで、まず一つは御認識いただきたいと思います。

これにつきましては、農業用の排水路というようなことで、基盤整備で整備したものだと思います。この側溝自体、私も何回か見させていただいたんですが、やはり八鍬議員が言うように、マスのほうであふれて村道のほうに冠水しているというふうな状況であります。

それのほうにつきましては、県のほうで認識しております。村道の赤線の反対側のほうの道路用側溝のほうに、1番です、上のほうのマスから接続させまして、村道の水路に抜いていいるというふうな対策をとっております。

私といたしましても、八鍬議員がおっしゃるとおり、3番から直接的に銅山川のほうに放流できればなというふうに考えるんですが、その点につきましては、私のほうでお答えできませんので、産業振興課長のほうからちょっと説明していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） すみません、ちょっとこここの現場について調査していなかったというのが本当のところなんですけれども、当時私もちょうど担当しておりまして、状況的に3番から銅山川に抜く場合、たしか民地が入っているはずです。すぐ河川敷という状態ではなかったと思われます。

民地を通して銅山川に抜くというふうな状況になるんですが、やはりこの辺も河川協議の面からもちょうど難航したのかなというふうにちょっと記憶しております。そういう問題がな

ければ、恐らくこちらのほうに抜いたのかなというふうに予想されますので、そういういた状況だと思います。

あと、先ほど地域整備課長のほうからありました、①のちょっと上のほうから、上のほうにマスがありまして、そのマスから銅山川に向かいまして左側の水路なんですが、当時ここは水路にいったマスにつながっておりませんで、こちらをバイパスして、赤線のほうの流量をなるべく少なくするというような状況をつくっております。これをしてことによって、かなり効果が出ていたというふうなことで記憶しております。

今回は銅山川の水位が上がったというようなことで、こちらの左側の水路の末端が銅山川になるというふうなこともあります、そちら側でよどんでしまったためにここに水がたまってしまったのかなというふうに予想しております。

私からは以上でございます。

○議長（海藤邦夫君）　八鍬議員。

○5番（八鍬信一君）　先ほど若槻課長が言われました、③の排水関係なんですけれども、当初この河川敷は河川を鳥川で借りて利用したという話を前にちょっと聞いたことがあるんですけれども、常に見たことないのでつ生きりは分かりませんが、この件に関しては、地域整備じゃなくて、産業振興というこの施設の関係からでしょうけれども、このようにもう一度確認していただければなと思います。

もう一つです。この1、2の水路なんですけれども、この上のほうに結局、上の田んぼ、高さ結構あるんですけども、この水路ちらっと白く見えますよね。確かに400のU字溝入っています、こちらも。

結局は、何ていうの、この末端が③の先に通りから合流するマスがあるんですけども、ちょっとこれカーブの辺りです。そこから河川に抜いているんですけども、これも水路の管が狭いために完全な排水できないという地元の方の話でした。

だから、今、③の河川敷の件と、それから、ただいま言った通りからの合流、この排水管についてお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君）　早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君）　今の通りからの排水管というのは、銅山川に直接抜けている管でしょうか。（「そうです」の声あり）

それにつきましては、私も何回か大雨の際に行っているんですが、銅山川の水位が上がれば銅山川から入らないような仕組みになっておりまして、その管の大きさとかというふうな問題

ではなくて、銅山川の水位が上がったことによって、何ですか、水路の水が放出できないというふうな形になっているかと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 当然、銅山川満水になれば、これは水は行かないんですけども、何ていうの、田んぼの排水を兼用しているんですね、通り地区の。山側が排水路走ってまして、その排水が入ってきて、銅山川が満水にならなくても抜けにくいという話でしたので、それは一つはそういう問題もあるのかなと思います。

それは今後検討していただければと。

先ほど若槻課長のほうにお話しした件、そちらのほうお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） すみません、私にいただいた件というのは、どういった件なんでしょうか。申し訳ありません。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） あそこの所有者です、土地関係の。そこに入っている河川敷、あそこに排水できないかという話をしましたね。その件で、今まで確認したことですか、その民地というのは。それをちょっと聞きたかったです。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 申し訳ありません。

先ほどちょっと申し上げたんですが、ちょっと今のところ、調査していない状態でお答えさせていただいたものでございます。当時担当していたときの、ちょっとこの辺に携わったときの記憶でお話し申し上げてしまいまして、そちらのほうについては後ほど再度調査してお伝えしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） ちょっとお話ですけれども、これは続けてよろしいでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） ここで打ちりますか。

ここで休憩いたします。

再開は1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 先ほどの若槻課長に質問しました内容の件で、確認できたということなので答弁をお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 先ほどの件ですが、この頂いた資料の③のマスから銅山川の河川までの間、最短距離でいきますと、やはり2筆ほど民地がかかるというふうな状況でございました。

ただ、計画段階でこういった路線も考えられたそうでございます。ただ、やはり排水施設の設置工事ですか、あと河川協議のほうが調わないということで、そういったことが障壁となってこちらの計画ではなく、既存の排水計画にのっとって、こちら側の3番、4番の水路を利用したというふうなことになったというふうな状況だったということでした。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 当初、烏川地区で河川敷を借りて運動場みたいな形で、ここで地区民の運動会やっていたという話を聞いたものですから、私の勘違いということでした。

それで、道路の拡幅もあるんですけども、やっぱり一番のこここの問題ということは、冠水による通行止めですね。これをまず解消するべく、水路の改修整備ですね。これはやっぱり早急にやるべきと思います。

村長に1番について、最後の質問します。伺います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、担当課とのやり取り、あるいは産業振興課のやり取りの中でいろんな話が見えてまいりました。そういう中で、上竹野烏川線の拡幅整備については、まず別件といたしまして、それは今のところ考えていないというのが何回も申し上げますけれども、村としての考え方であります。

ただし、内水といいましょうか、洪水被害といいましょうか、そういうことの改修に向けては、排水路の改修ですけれども、関係機関、土地改良区、それから県、あるいは村、そして、何回も言いますけれども、関係機関と話合いが、例えば土地については持ち主、そして、共有地であればその共有地の所有者というふうなことになろうかと思ひますけれども、いろんな方

策を考えながら解決に向けて頑張っていかなければならないというのが、まずは私の考えであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　八鍬議員。

○5番（八鍬信一君）　分かりました。

1番はこれで終わりまして、2番に移ります。

裏面を御覧ください。

これは、皆さんも初めてこの川の空撮を見ると思いますけれども、銅山川から最上川に合流する地点です。これと言ったのは、かなり複雑な形状になっていまして、次にあるとおり、中州が3つもあります。1、2、3とありますと、それによって水が出るたびに、赤の点線で書いてあるとおり、このカーブ、銅山川の上がカーブになっているんですね。その惰性でカーブのままこちらのほうに水が入ってしまうということなんです。

結局、中州1が大きいのは、だんだんだんだん水が右岸のほうに流れるために、これはどんどん大きくなつていったということです。

今回、今一番の問題は、この点線のこれで言うと、右岸側ですね。このえぐれたような砂ありますけれども、この土砂が全部道路と、それから、田んぼのほうに入っています。下の図のとおり、浸水時、それから土砂撤去除去後とありますけれども、これは道路清掃した後ですけれども、右肩の河川のほうは30センチメートルから40センチメートルの高さで土砂積もっていました。それを撤去したところです。

あと、トマトハウスは、令和2年にもこれ完全に40センチメートルから50センチメートルぐらい水位が上がりまして、トマトが完全に駄目になったということでした。

今回もこの冠水時という写真ありますけれども、これも青々としていますけれども、冠水が3日から4日続いたということで、根腐れを起こして、それでもう木が駄目になっています。上のほうがこれちょっと写真切っていますけれども、かなり何ていうの、枯れた状態で垂れ下がっていました。あと、冠水後、何日かたった後ですけれども、そのまま少し手が回らないということで放っておいたら、赤くはなったんですけども、これはとても出荷できるような状態ではありませんでした。全部廃棄したということです。

このように、トマト、そして水稻被害、これがやっぱり水出るたびにこういう状況になつていまして、今回特にトマトハウスの写真のちょっと右側ですね、山が崩れています。ここも今回の雨によって水路が閉鎖されました。その影響もあって、かなりの水が出たということです。

トマト生産ができないんだという本人の話で、かといってほかに移動する場所もないということで、かなり運命というような感じでして、何とかこれは中州の改善によって解消できないかということなんです。

詳細に説明しましたけれども、村長、もう一度この件でお伺いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私も議員同様、中州が大きく原因しているなというふうに思ってございます。

例えればいろんなやり方はあると思うんですけども、まず、この河川については、一級河川と言いながら、銅山川ですので県管理の河川になろうかと思います。そういうことで、国に言うことも大事なんですけれども、県のほうに主体的に言っていかなくてはならないかなと思っています。

最上郡区の選出の県会議員としてはお2人いらっしゃるわけで、その先生方を通じて、県の県土整備部、あるいはこういった河川関係の部署、そういったところに強力に運動を展開していかなければならないというふうに思っています。

こういったやはり資料というのが非常にそのときは重要になります。こういった形で空撮で撮っていただいた、あるいはトマトハウスの中もこういうふうな形できちっと撮影されている、大きな資料になるものというふうに思います。

これについては、私、トマトハウスの所有者とも個人的にお話ししましたけれども、やはり移動が難しいというふうなこと、もしここが本当にもう駄目になるのであれば、私はトマト作りをやめますというふうな、大変残念な答えが返ってまいりました。

彼は非常に一生懸命な青年でございまして、そういった芽を摘むみたいなことはさせたくないというふうな思いもありますし、ぜひ今後、そういうふうな形で村として県に、あるいは関係機関にしっかりと要望して、中州なり、浸水がしないような対策を取っていただけるよう強力に要望を展開してまいります。

なお、議員の皆様方にもそのことについては御協力をいただきかなくてはなりませんので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

ただ、通り一遍の要望では駄目ですので、効果がある要望活動を展開してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 村長からは、本人とも話していただいたということで、本人も話していましたので、やっぱり大蔵村の基幹産業、米とやっぱりトマトが一番だと思います。トマトの生産者が1人でも欠けるようなことがないような計らいを早急に検討していただければと思います。

質問のほうはこれで終わりたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤貴之議員。

〔2番 伊藤貴之君 登壇〕

○2番（伊藤貴之君） 「肘折温泉に観光客を呼ぶために」、村長に質問させていただきます。

まずもって7月の豪雨災害の被害の方々に心よりのお見舞いを申し上げますとともに、また、復旧に当たっている方々に心よりの感謝を申し上げます。

この質問は、まだ開湯祭のときに参加させてもらって考えた質問でありまして、災害前の質問でありますので、ちょっと災害にほとんど関係ないような話ばかりであります。

毎年7月14日に行われている開湯祭に、今年、私は行者として参加しました。お湯をかけられる体験が楽しくて、見ている側もお湯かけに参加できて、肘折の方と観光客が一体となって盛り上がる非常に活気のあるイベントでした。

肘折温泉は西暦807年に開湯し、実に今年で1217年という伝統ある温泉地で、大蔵村の名前が肘折温泉とセットで知られていることもあります、村にとって大変に重要な地であると私は認識しております。

しかし、ここ数年のコロナ禍により、宿泊者の数はコロナ前の令和元年まで、平成29年6万1,013人、平成30年5万8,695人、令和元年5万6,443人と、3年間の平均の約5万9,000人弱ですけれども、それ大きく割りまして、令和2、3、4、5年の4年間は、3万4,235人、3万9,231人、4万8,892人、4万7,393人で、平均は約4万2,500人となっております。

その4年間の中で、令和4年は4万8,892人とコロナ禍でありながら、宿泊者が5万人に迫る勢いで回復しております。当時、やまがた旅割キャンペーンが10月11日から12月20日まで実施されていたこともありますが、私は、山形県を中心に宮城県でも肘折温泉を紹介するラジオCMを、6月、7月、10月の春と秋に集中的に流したのでお客様が増えたのではないかと思われます。

旅館の経営者の方々に話を伺ったら、キャンペーンを利用している方以外にもCMを聞いてきたというお客様が多くいたという話を聞きました。対外的にラジオ等の媒体を通して発信するということは、集客に一定の効果があると私は考えます。

しかし、令和4年度と同規模のラジオCMを流すには多額の費用がかかるため、現実的ではありません。ですが、集客には前述の観点からも媒体、メディアの利用が必要であると私は思います。

そこで、時期や場所等、ピンポイントでCMを流す、夕方のテレビのワイド番組に出演する、ユーチューブやSNSの利用など、少ない予算で効果が得られるような効率的な取組をしていけばよいと思います。

以上のように、集客に向けて対外的発信をしていく取組に対して何らかの支援が必要であると思うのですが、村長としてはどのようにお考えでしょうか。

また、肘折温泉への集客と同時に、従業員確保も行っていかなければなりません。来客が多くなっても従業員が少なくて対応できていないという状況もあるようです。そのために、短期の人材確保事業である、宿泊して仕事を手伝う「おてつたび」や、隙間時間で仕事に入れるタイミング、長期では4業者以上が集まって人を雇用するマルチワーク等の人材確保事業の活用や、さらに村民が肘折で働くような地元の人を優先的に雇用できるような取組などしていかなければならぬと思います。幸い宿泊施設の雇用なので、宿泊させなければならぬ事業に対しては非常にやりやすいのかとは思っております。

そこで、様々な人材確保に対して取り組む事業者に対しても、何らかの支援が必要だと思うのですが、村長としてはどのようにお考えでしょうか。

よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「肘折温泉に観光客を呼ぶために」という伊藤議員の質問にお答えいたします。

まず、肘折温泉に関するというようなことで、今日は傍聴ということで、それぞれの肘折の重要な役に就かれているお2人から傍聴いただいております。感謝申し上げます。そして、よろしくお願ひをいたします。

議員から御指摘をいただきました肘折温泉郷を中心とした観光産業については、農業とともに大蔵村の基幹産業の一つとして重要な位置づけにあるということで、議員と同じ認識でございます。

肘折温泉の宿泊者数は、平成3年度の年間20万人超をピークに年々減少し、コロナ禍で大幅に減少した令和2年、3年を除けば、年間5万人前後で推移をしているところでございます。

かつての肘折温泉は、比較的高い年齢層の長期の湯治客や、老人クラブ等の団体客等が中心となり年間の来客数を維持してまいりました。宿泊客はピーク時の4分の1まで減少している状況でございますが、肘折温泉での湯治をお楽しみいただいていた方々の世代交代が進んでしまったことや、観光スタイルの変化により、週末型の観光が主となってきたことなどが大きな要因ではないかと考えているところでございます。

湯治で訪れる方々は、それが年中行事として生活に位置づけられている、いわゆる関係人口という部類に当たる方々であります。地域創生の鍵を握ると言われている関係人口の拡大がいかに重要であるか痛感しているところでございます。

議員からは、コロナ禍での観光対策の一環として大々的に取り組みましたラジオCMの支援に関して、それに代わる安価で効果的な宣伝広告事業の必要性について御意見をいただきました。

令和4年度に実施した観光協会を事業主体としたラジオによる宣伝広告事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して支援を行いました。本事業は、コロナ禍で急激に減少した観光客を呼び戻す目的と併せて、若年層の方々へ肘折温泉郷の魅力をアピールし、次世代のお客様としてお迎えするための長期的な効果を狙ったものであります。

令和5年度についても、温泉街活性化事業補助金として大蔵村観光協会が実施するラジオCMとユーチューブでの情報発信等のPR事業に対して200万円ほどの支援を行っております。財源としては、一部地方債を充当しているところです。

そのほか、継続して実施しております「ドカ雪・大雪割」「おおくら雪物語」「幻想雪回廊」「ひじおりの灯」等については、肘折温泉の面白い取組として、マスコミ等にも多く取り上げられ、宣伝効果も高い事業であると考えております。これらの事業は今後も継続して取り組んでまいります。地元の方々の協力を得ながらであります。

議員御指摘のとおり、CM等宣伝広告事業については、その効果は見込めるものの、多額の費用が課題となります。これまでに行ってまいりました事業を継続しつつ、観光協会の誘客推進委員会で効果的な対策を協議いただき、地元のニーズに合った支援を行ってまいります。

また、従業員の確保に関しましても御意見をいただきております。人口減少が著しい中で労働力を確保することについては、旅館をはじめとした観光業者のみならず、農業などその他の産業においても同様の課題となっており、早急な対応を迫られているという認識でございます。

業種によって就労形態や賃金設定が違うなど課題も様々となり、公平性を保ちながら効果的な支援策を模索することは非常に難しいとは思いますが、産業振興対策、労働関係対策、両面

から検証し、関係機関の御意見をいただきながら対応してまいります。

御質問いただきたいいずれの件につきましても、特効薬になるような対策はないというのが現状であります。大蔵村の産業振興を推し進めていくためには避けては通れない事業、そして事案であります。

他市町村の成功例や公的な制度、あるいは民間で行われているサービスなどを注視しながら、大蔵村に合った事業を見いだし、課題解決に努めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたしますとして、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君）伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君）1つ目の質問に関してですけれども、ちょっと調べたときにラジオCMで仙台で流すと、時間帯にもよるんですけども、1本2万円ということで、1日1回2万円使って、週に5回流すと、1週間で大体10万円、1年間50週としますと500万円もかかると、さらにその制作費もかかるということでやっぱり高いなと私は思います。

これをもっと選択と集中でCMの打ち出し方を検討しまして、経費を抑えて逸脱しない範囲で、CMだけに限らずいろいろ肘折の人たちのアイデアを基に集客する打ち出し方ですね、メディアへの露出、それをアイデアの中で逸脱しない範囲での経費がかかるような事業に関しては、村からの支援もやぶさかではないのかなと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（海藤邦夫君）加藤村長。

○村長（加藤正美君）今おっしゃるとおりです。伊藤議員がいろんな形で個人で村外に発信されていること、それについても存じ上げているところであります。

それを拡大して肘折温泉にというふうなこと、そして、経済的にはかかるものの、費用対効果も含めながら、しっかりと検討していかなければならぬわけありますけれども、私はやはり伊藤議員と同じように、やり方次第では非常に経費の割に効果が上がる、そういうふうな宣伝効果もあるのかなというふうに思ってございます。

その辺について、私は非常にアナログ人間でありますて、デジタルでなくて大変申し訳ないんですけども、若い方々が特にそういったことが得意というふうなこと、逆に今も肘折は、若い方々の来訪も多くなってございます。それが昔と違うお客様の形態なんでしょうけれども、逆に高齢者の皆様がそれだけ減ったことであれば、若い方々を肘折に誘客をするというふうな考え方の中で特化していく、その方法としてのそういうデジタル的なものを活用するということは、大いに賛成だというふうに思ってございます。

そういうようなことの中で、まずは地元の方々がどんな、何ていうんでしょうか、方法をや

ったほうが効果が上がるのかということも含めて、もちろん村と一緒にになった検証、あるいは検索が必要なのかなというふうに思っています。

いつも産業振興課の中で肘折の話題になりますと、村としては、観光アドバイザーというようなことで、小林さんを雇ってまでも何とか肘折の力、そして、誘客の力を増すような形で進めていきたいというふうな思いで、そういうふうな形態を取ってまいりました。実際、小林さんの力というんでしょうか、接客とかあるいはマナーとか、いろんな形の中で実際すごく私は肘折の中が、そういった程度といいましょうか、ランクが上がったなというふうなことは感じているところです。

それに加えて、経営者の方々も非常に若手が多くなってきたというふうなことで、そういうふうな感性が磨かれているというふうに感じてございます。そのことをうちの産業振興課とのタイアップの中で解決していかなければというふうに考えているところです。

その辺に対しても、伊藤議員から果敢に関わっていただければ非常にありがたく思っているところであります。ぜひ、今日も2人おいでになっていますので、そういう形の中で協力していくことをお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君）　はい、分かりました。

それで、答弁のほうにもありましたけれども、やはりもう観光スタイルというのは、泊まりに来る人たちのスタイルというのは変わっているという話で、それで若い人に特化という話もあったんですけども、やはりもともと肘折温泉というのは長期滞在で、いわゆる湯治の形態で何泊もしていくお客様さんが多かったところであります。

そこで、時代逆行してくれというのはなかなか難しいんですけども、やっぱりもう一度それに価値を見いだすような取組というのは、やっぱり村のほうでしているものなんですかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　御指摘いただいたとおりでございます。

私どもも現代湯治というふうなことで、地元の若手の皆様方と一緒にになって、湯治あるいは肘折に対する滞在の方法について考えてきたというふうな経緯がございます。

そういう中で、やはり現在風湯治というと、やっぱり若い方も入れる、そして、お年寄りの方々もというふうなことなんです。プラスワーケーションというふうなことで、新しい方法

も見いだしながら、県内でも2番目か3番目ぐらいにその形態を取り、一応いでゆ館のほうにそういうふうな方法も考えてやりました。

今後もそれは、各旅館さんにも浸透しているところがあると思うんですけれども、そういうふうな形でもやってございます。

大事なことは、伊藤議員おっしゃるとおり、あまりほかの温泉地に何ていうんですか、まねをするというふうなことではなくて、肘折独特の温泉湯治場というふうなことを介して、現代湯治あるいはそういった形の中での進め方というふうなことをやってきたつもりでありますけれども、その内容について、もしこの場で御紹介というようなことであれば課長のほうから詳しく説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（海藤邦夫君）　若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君）　湯治についてというふうなことですが、今、村長から御説明申し上げたとおりなんですが、ワーケーションということで、仕事を肘折に持ち込んで長期滞在しながら仕事をやっていくということで、今、通信があればどこでも仕事ができるというような状況でございますので、そういった設備をいでゆ館のほうに備えまして、対応できるようなことで準備をしているところではございます。

また、やはり湯治というものを議員おっしゃるとおり、先ほど村長のほうから答弁ありましたとおり、関係人口というふうなところが非常に大きくなっていると思います。かつては肘折と綿密につながっていた方が年間を通して訪れていて、それが観光を支えていたというような状況ですので、やはり湯治にもう一回目を向けて、そういった関係人口の中で集客を増やしていくという取組というのは、村としても肘折の旅館の皆さんと話をしながら、相談をしながらというところでありますが、もう一回目を向けるという方向性はやっていかなければいけないことかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君）　ありがとうございます。

それでは、やっぱり肘折の皆さんと村のほうで一緒に考えていくということは私も大切だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、最終目標は集客するということと言えばちょっと語弊があると思うんですけれども、集客することに関してはやっぱりつながりのある東京大蔵会や、それから戸田市の商工会、それから肘折のファンでつくられているひじおり俱楽部、また、近頃流行している海外からのイ

ンバウンドなどに働きかけをしていくとよいのではないかと思うんですね。その辺はどうお考えですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） もちろん大切なことで、そのことも働きかけ当然やってございます。

やっているというふうな言い方よりも、今までずっとやってきたところであります。ただ、やり方の方法、これからやっぱり考えていかなければならないというようなことはあろうかと思います。

私が思うに、今、大蔵村として観光については非常に曲がり角といいましょうか、変な言い方ですけれども、実は議員も御存じのとおり、いでゆ館、カルデラ館、それを運営しております、肘折振興株式会社がございます。通称、そういうふうなことで申し上げておりますけれども、一つの会社ですよね。その存続と在り方について、今後は検討していかなければならぬということが地元からも出ていますし、当然役場としても考えてございます。

いろんな、例えば国の公の機関としても、鉄道、国鉄というものがJRに変わった、そういうふうないろんな例がございます。新しく生まれ変わるというふうなことですけれども、本来目的は変わらないわけですよね。そういうことで、私はいでゆ館、極端に言いますよ、いでゆ館は幾ら赤字になってもいいと思うんですよ、逆に言えば。そして、何がその対価として必要か、肘折の温泉旅館だったり、商店が活性化になって、人がいっぱい入ってくれればそれでいいんですよ。その目的を達成するために、その肘折振興株式会社、名称は変わるかもしれません。その運営、方法、そういったものをえていかなければならないんじゃないかなというふうなことで、今、一生懸命考えて担当課としても、あるいは我々三役としても、その中に入っています。検討している状況にあります。

このことは、今日傍聴にいらっしゃっているお2人の肘折の温泉組合だったり、あるいは観光協会であったり、そういうふうな各組織のトップに当たる方、2人おいでですけれども承知の上あります。

より、よりこれから、肘折のそういった誘客が多くなるような形、そこを模索していかなければならぬというふうに考えてございます。

ただ、会社の運営ではなくて、眞の目的は、肘折温泉郷の発展にあるというふうな考え方へ変えていかなければならぬということに、今回結論に達したところであります。そのことについて、今後、いろんな改革、経営転換、そういうことを目指してまいります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） いでゆ館に関しては、ちょっと今回は問題は避けて通りたいなと。もう少し動向を見まして、話を聞きながら進めていくところに、一緒にしていきたいなと私は思っております。

前回の議員全員と肘折の会社とお話をしたときにもやっぱり結論というのは至りませんで、でもやっぱり相続というはどうしたらいいかというようなテーマだったものですから、そのままの形態で続けていくよということではないなと思いながらやっぱり話をしておりますので、本当に曲がり角というところにありますて、一緒に考えていきたいなと私は思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、2つ目の質問に関してですけれども、各地から宿泊を伴ってのアルバイト的な雇用には、肘折温泉を体験してもらえるというメリットもあると思います。

私もいつも遊びに、遊びに行くというのもおかしいですけれども、肘折夜市に参加しましたり、肘折のイベントに参加させてもらったりして思うのですが、本当に魅力的な場所でありますので、本当にきっと好きになってくれる人はいる信じております。現にそういう方々いっぱいいて、毎週肘折さ通ってるよという人もいらっしゃいます。

そういうアルバイト的な雇用がきっかけで、肘折温泉が好きになって、就職、それから永住の可能性も出てくると思うので、本当に雇用ということに関する支援に関しては、検討してみたらどうでしょうかと思うのですが、その辺の考えはいかがですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 伊藤議員からは、具体的に「おてつたび」あるいは「タイミー」あるいは「マルチワーク」というふうな大変ですね、私が理解できない呼び方のやつを教えていただきました。

このことについては、いろんな手数料が発生したりとか、何て言うんでしょうか、申請をするにもこうだとかいろんなことがありそうで、ちょっと課長にもお聞きしたんですけども、私ではちょっとこの分野はお話できないなということで、担当の課長からさせていただきたいというふうに思います。

よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 人材確保の面からということですけれども、議員から御提案いただきました「おてつたび」「タイミー」などについては、肘折の旅館の皆さん、もう既に御

利用いただいておりまして、ただ、やはりお話にあるとおり、手数料が発生するということで、そういう支 援を村でできないかというふうなことも考えられるのですが、何せ民間のサービス事業だということで、また、村長答弁にもありましたとおり、人材確保につきましては、肘折温泉を中心とした旅館業のほかにも、農業、その他産業で全ての産業で課題となっていることでございます。

そういうところを網羅して、そういう産業間の公平性を保ちながら人材確保の支援をしていくというふうな方向性で考える必要があるのではないかというふうに思っております。

ただ、いかんせん、これといった打開策がなかなか見つからないというふうな状況もございまして、他市町村の取組ですか、また民間サービスで全体を網羅した形での有効なサービスがないか等いろいろ模索しながら、できるだけ早く事業として持っていくようにというふうなことで考えているところでございます。

マルチワークについても御提案いただいているところでございますが、御存じのとおり、大蔵村の中に小さなハローワーク、ハローワークをつくるというふうなイメージでございます。基本的には移住をテーマとして、移住者に職を与えて、それを他業種でいろいろ回しながらやっていきましょうというふうな事業になります。

これについても、まず居住を確保しなくちゃいけないという部分ですとか、あと事務をする職員を雇う必要があると。総務省から幾らか支援はありますけれども、村としても人件費ということで数百万円の支出が必要だと。その数百万円で、ほかの雇用が生まれると考えると、費用対効果としてどうなのかという課題は出るんですが、そういうことをいろいろ考えながら、これから雇用対策に当たっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。

この場は要望の場ではないので何とも言えないですけれども、よろしくお願ひしますとしか言えないところです。

それで、質問は終わるんですけれども、最後に私の理想としては肘折温泉にコロナ前よりお客様さんが来てくれて、それに対応できるように人材確保事業を活用できて、さらにそこから大蔵村に定住してくれる人材が生まれるという、そういう好循環になればと私は思っております。

また、その好循環の一部で地域おこし協力隊が村にいれば、以上のことに対してアイデアやマネジメントをしてもらえるという利点も多いと思います。地域おこし協力隊についてはまた

の機会に話をしたいと思っておりますが、協力隊の趣旨から鑑みますと、肘折温泉との相性はすごくよいと思いますので、この地域おこし協力隊の確保については、これは検討していただきたいなと私は本当に切に思うところであります。

また、観光協会やそのイベントに対しても、村から支援は手厚いと私は思っておりますし、肘折温泉の方々からも感謝の声も上がっておりました。今回の質問ではさらなる支援の要請ということになるわけでありますけれども、肘折温泉が大蔵村の知名度向上の牽引をしていることを考えれば、効率のよいお金の使い方であると私は思います。

ということを申し上げて、私の一般質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） 1番早坂民奈議員。

〔1番 早坂民奈君 登壇〕

○1番（早坂民奈君） 初めに、7月の豪雨災害に被災されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、また、早急な復興を祈念しております。

私は、「避難所運営の検証を」と「交通弱者への救済は」の2点で、村長に質問いたします。雪の少ない年は災害が起きると、先人から伝え聞いておりました。まさか本当に災害が起こってしまうとは驚いています。雨量が多い割には、今回は被害が最小に抑えられ安堵しているところです。これも事前の河床掘削や堤防補強の効果ではないかと思っております。

さて、1として前回の6月定例会に質問し、避難所について答弁をいただきましたが、今回はそれが生かされたのか、検証したいと思いお尋ねします。

まず、職員配置は的確に行われたか、その後の活動はどうであったか、気づきはあったか、今後の対策はどう考えているかについてです。

2、交通弱者についての質問は何度も行ってきました。高齢者の事故が後を絶たず、免許返納者も増えてきている。村でもいろいろ試行しておりますが、村営バスの自由乗降のその後の利用状況はどうなっているのでしょうか。また、デマンドタクシーの導入について進展はあるのでしょうか、今後どのように救済していくか。

以上、2点について村長の考えを伺います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「避難所運営の検証を」と「交通弱者への救済は」という早坂議員の質問にお答えをいたします。

まず初めに、「避難所の検証」という質問にお答えをいたします。

報告でも述べましたとおり、令和6年7月25日からの豪雨により発生した災害においては、村全体に多くの被害をもたらしました。令和2年の同時期に発生した災害に比べ、住家の被害は少なかったものの、国道458号線をはじめとした公道への被害、農地や農業施設、そして林地などにおける被災は令和2年のそれを大きく上回るものとなっております。

そのような大災害ではございましたが、本村では誰一人として人的被害がない結果となり、最悪の事態にならなかつたことに安堵しているところでございます。

7月25日に災害の起きた当日の状況を振り返ってみると、午後から雨量が多くなり、13時23分に大雨注意報が発表され、僅か2時間後の15時27分に大雨警報、そして、16時10分には土砂災害警戒情報が発表されました。全国各地で発生している災害から見てとれるよう、短時間に大量の雨が降る傾向にあり、予想だにしない急激な天候の悪化もあるものだと改めて痛感しております。

それらの対応として、即座に緊急の災害対策本部を設置し、災害対応に臨みました。このたびの避難基準も「高齢者等避難」と「避難指示」の警戒レベルへの到着がほぼ同時であったため、対策本部では即座に「避難指示」の体制を取った次第です。

避難所の開設は、中央公民館、赤松生涯学習センター、沼の台防災センター、肘折防災センター、肘折保育所の計5か所に開設をし、住民の生命の安全確保に努めたところでございます。警報等の解除まで、つまり避難所閉所までの避難者数は、中央公民館9名、赤松生涯学習センター12名、沼の台防災センターゼロ、肘折防災センター11名、肘折保育所7名の合計39名でございました。

前回、早坂議員からいただいた質問中、「避難所運営に女性の視点の反映は」の検証についてお答えをいたします。

このたびの災害における避難所の運営スタッフは、役場職員で対応いたしました。避難所開設から閉鎖まで約28時間の開設となりました。避難所開設などの災害対応が長引くおそれもあったため、おおむね1人8時間の間隔で対応しました。避難所5か所を職員延べ42名で対応しております。そのうち、女性職員は延べ7名となっております。

まとめますと、避難者39名に対し、避難所運営職員は延べ42名で対応しておりますので、おおむね適切な配置だったのではと考えております。もちろん災害によっては、多くの避難者が避難所へ助けを求めに避難されることも想定されます。今後、避難所の運営が長引くことが想定される場合には、今後に設立予定であります「防災士連絡協議会」の協力を得ながら、きめ細かな対応を取ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

また、その後の活動はどうであったか、気づきはあったのかとの質問でございますが、現在職員を中心にこのたびの災害の振り返り、反省を抽出しているところでございます。令和2年の災害時にも同様の振り返りを行いました。このたびの災害におきましても、職員からの反省の抽出が終わりましたら、議員の皆様方への報告、そして消防団への報告を兼ねながら、いつ来るか分からぬ次の災害に向け、今以上の体制を整えていきたいと考えております。

次に、「交通弱者への救済は」という質問にお答えをいたします。

初めに、村バスの自由乗降のその後の利用状況でございますが、清水作の巻線で1名、清水大坪線で1から2名の方から定期的に御利用いただいているということでございます。村民の皆様への周知は、おおくら広報令和元年10月号と令和5年10月号でお知らせをしましたが、現状の利用実績を踏まえますと、まだまだ浸透していないと考えておりますので、利用の仕方などをおおくら広報等でお知らせをしてまいります。

また、デマンドタクシーの導入についての進展はあるのかということですが、令和5年3月の定例議会でお答えをしているとおり、運行費用等の経済性とその効果を考慮すると、今は現在の形が一番よいと考えており、この路線バスを廃止し、村外事業者によるデマンドタクシーを導入することは今のところは考えておりません。

次に、どのように救済していくかという点に関しましては、9月中に土合瀧の沢線循環バスを利用し運行時間の合間に、路線バス運行地域内で利用者がフリー区間で乗降できるような実証運行を行う計画で進めております。今後このような実証運行を行いながら、利用者との利便性の向上を図ってまいります。

今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩いたします。

再開は2時5分とします。

午後1時53分 休憩

---

午後2時05分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 今答弁いただきまして、私も避難所少し回らせていただきました。そのとき気づいたこと也有ったので、それも確認しながらちょっと質問させていただきます。

私が行ったときは5時半ぐらいだったかな。そのとき赤松のほうに行きました。そうしたら、

やっぱり避難している方がいらっしゃったんですが、その方たちがおっしゃっていたのが、前回のとき、まず1人のお年を召した方を連れて行くときに、何か持つていかなきやいけない、あれも持つていかなきやいけないといったときに、いや前回もみんな全部水も食料もあるから、まず身一つで逃げようということで来たんだけれども、ここには水もなければ何にもないよと言われて、それで慌ててちょっと上に上がっていた方にちょっと水と食料ないんだかというので、すぐに取りに行きますというので、行っていただいたのがまず最初の現状でした。

それで、ほかの中央公民館もあったかと言ったら、いやなかったよって、後から来たかもしれないけれどもと。

それで、災害の職員マニュアルということで前回なったんですが、職員マニュアルの中にはどういう内容だったのか、ちょっと教えていただけますか。ただ、開所するからそこにすぐに行って、ただ待機しているのか、その中の仕事、職員がしなければいけないこと、確認しなければいけないこと、必要なものとか、そういうものとかのマニュアルも書かれてあるのか、まずそれを教えていただきたいです。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 詳細ですので、担当課のほうから説明させていただきます。お願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） それでは、職員の避難所開所したときの対応ということで、それについてお答えします。

大蔵村に地域防災計画がございますが、その下位の計画として職員の初動に関する計画がございます。「災害時職員初動マニュアル」と申しまして、ちゃんとした計画の中で動いています。

それで、避難所を開所したときにまずやることなんですけれども、基本的にはまずは避難者が誰が避難をしているかということを把握しなければいけないので、その避難者名簿の作成ということが一つでございます。あと、時間、その時間の経緯経過によりまして、例えば、避難が長引いたときには水をお配りする、食料をお配りするということになっておりますが、それは別に時間は決まっておりませんで、その時々に応じて対応することになっていきます。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） ということは、そのとき11時かな、まず前の晩に避難してきて、朝方5

時過ぎには大分経過はしていたんですけども、水も食料もまずなかったと。

今おっしゃっていたのは、経過とは関係なくということなので、必要だなという判断は、どなたがなさるんですか。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 必要かどうかという指示に関しては、これといった決まりはございません。その避難所の場合にもよると思いますが、その状況に応じて配ってもらっています。

ちなみに、今ほど質問のあった5時半頃に赤松にお伺いして避難者の確認をされたということですが、15時に4人、18時に1人、19時に1人で合計6人は、そのときには赤松の生涯学習センターに避難されております。その方は、9時には全員帰られておりますので、恐らく短期間だったために、うちのほうにも水を出す、食料を出すという確認の記録がちょっとないんですけども、恐らく短期で帰られたため、その対応の必要がないと現場で判断したものではないかと思われます。

ただ、今ございましたように、今回は短い避難で済みましたが、避難の時間が長くなる可能性がございますので、その時間に応じた給水だったり、非常食の提供というのも配布マニュアルみたいなものを整備するべきだと感じましたので、今後に生かしていきたいと思います。  
以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 普通、ふだんの春とか秋とか冬だったらば水必要ないんですけども、そのとき停電もありましたし、夏場で暑かったので、本当に水分が欲しいというのが避難者の方たちの切実な声でしたので、もしあれでしたら、次回、こういうことがあったときには、水だけでもすぐに準備できているような体制にしていただけたらありがたいなと思います。

それとあと、避難所開設が本当に28時間ということで、短期間の間に終わってしまったんですけども、戸沢村とか鮎川村に応援に来ていた他町村の方たちが中央公民館で休憩というか、待機所になっているからということで休まれていたんだそうです。それで、土曜日の日は中央公民館が開いていたので、車の中じゃなくて、足を伸ばして休むことができたんだけれども、日曜日は中央公民館が閉まっていて、私も見たとき、あらこの人たち車の中で休んでいるなどいう感じがあったんですけども、それをちょっと違う方からお聞きしたので、すぐに役場に行って中央公民館開けてもらえないかってお願いしたらば、迅速に対応していただいて開けることができて、あとはもう待っていらっしゃる方たちに、もうどうぞお休みくださいというこ

とで、中央公民館のほうにどうぞお休みくださいとお勧めしたというか、ありがとうございますという言葉をいただきました。

それなので、もし中央公民館とか、今回は特別だと思うんですよね。ほかの戸沢村、重機がたくさんありましたけれども、戸沢村とかに県内外から来ていただいた方がお手伝いの方たちがたまたま中央公民館でお休みになっていたのかもしれませんけれども、避難所をやはりその方たちがいるので、もし平日だったら多分こういう問題なく普通に休まれていたと思うんですが、たまたま本当に日曜日だったので、閉所というか、そういう形になっていましたので、今後このようなことはないと思います。でも、もしあった場合は、日曜日が重なるようなことがありましたらば、そのときは開けていただけたらなと思いますので、これもマニュアルの中に一言入れていただければ、今後いいのかなと思いましたので、ちょっと余計なことだと思いましたけれども、ただ避難所というのは村民だけの避難所ではなくて、そういう方たちの休まれる場というのも避難所の一つの役割ではないかと思いましたので、私は今回ちょっとお話しさせていただきました。

それと、この中で職員の方たち、やはり2名ずつなんか配置されていたようなんすけれども、今回短くてどのようなことをしていいのか。ただ、何だろう、見守りをしていただけなのか、普通の避難所ってもっと大変なときは、まず名簿をつくって、あと終わってしまって、それで終わりじゃなくて、避難している人たちを見守りながら、何か自分たちのほうから率先してするようなこと、そういうものというのはマニュアルの中にはないんですか。

それで、前回の令和2年度の気づきの振り返りもしていますというふうに出てましたけれども、令和2年度の振り返りの内容というのはどうだったんでしょうか。生かされて、新たにこういうマニュアルをつくられたのか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） すみません、何点かありましたので、順を追って説明申し上げます。

最初、水も頂けなかったという赤松避難所での件ですけれども、断水もしていなかったということもありまして、取りあえず給水のほうはやらなかつたということでございます。水道の損害というか、出なかつたりする場合には対応したいと思います。よろしくお願ひします。

次に、中央公民館の利用についてですけれども、当然、村内の住民の避難者が全部の避難所から帰られた時点で閉鎖しております。ただ、そこに関しては、私が担当だったのですが、国土交通省から「駐車場を貸していただきたい」ということで依頼がございました。「中央公民

館のほうはどうしますか」とこちらのほうで問いかけしたところ、「開いているときだけ、取りあえずトイレ等を使わせていただければいい」ということだったので、うちのほうでは、日曜日に関しては行事もございませんでしたので、開けないでいたというところでございます。

今後、当然、大蔵村にも当然いろんな作業というか、排水作業をしていただいた業者さんですので、その方にいろんな意味でお世話になっているということも含めまして、ここにおいて土日、特に日曜日と重なった場合には、延長して開ける等の対応していきたいと思います。

続きまして、避難所でどんなことをやっていたのかということですけれども、避難所に関しましては、担当を配置された職員と、大体1時間に1回ぐらいずつの連絡を取っておりますし、健康被害、具合悪い人がいないかという確認はうちのほうではやっております。そうやった上で、何か対応しなければならないことがあれば、救急車の手配ですとか、場合によっては防災ヘリのドクターへリの手配とか、そういうところにいくのかなというふうに考えておりますが、今回はそういうこともなく済んでおるところでございます。

あと最後に、令和2年からどのような改善というかがあったのかという質問ですけれども、それに関しましては、防災計画やハザードマップ、あとは市の職員の行動マニュアルもそうですけれども、それを修正するという形で今に至っております。

ちょっと修正箇所については多大なものですから、この場でちょっとお話しすることはできませんが、令和2年度から行ったことの主なこととしまして、防災マップの訂正、地域防災計画の修正、初動マニュアルの訂正ということで、3つの訂正を行って今回の災害に備えておりました。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） あと、これは避難所では関係ないんですけども、これぜひとも村長に知っていただく、知っていらっしゃるかもしれないけれども、皆さんに知っていただきたくてちょっとお話しさせていただきます。

というのは、通行止めになりました、作の巻地区にはちょっと排水のために燃料が必要なんですけれども、その燃料が足りなくて、住民の方たちが自主的に各家庭の備蓄燃料、ガソリンですね、そういうものを提供していただいたという話がありますので、これこそ本当の共助の力だなと思います。作の巻のその方たちにお話ししたとき、「これは当たり前だ」という感じで、すごく自然体でお話はなさってくださいました。「どこの地区でもそういうときはみんなするよ」というのはおっしゃっていただいたんですけども、こういう共助の力で自分の地

区を守ろうという方たちがいるということを、ぜひ皆さんに知っていただきたくて、ちょっと避難所とは関係ございませんけれども、お知らせしたいと思いまして発表させていただきました。

次に、2番目の「交通弱者への救済」ということについての質問を改めてさせていただきます。

先日、広報おおくらを見ましたら、人口が2,770名ちょっと、もうどんどんどんどん減っていきます。この減っている数が、お年寄りだけじゃなくて、若い方たちも減っていくわけですね。いつも村長にお尋ねしますと、まず家族が一番だから、家族の方たちが対応してほしいという答弁をいただいておりますけれども、年寄りだけが残ってしまって、運転のできる方、車を持っていらっしゃる方たちがどんどん出ていしまって、ますます交通弱者という方が増えてきていると思います。

それで、デマンドタクシーのほうも答弁のとおり、多分そうだろうなと思って、そういう言い方じゃないんですけれども、多分デマンドタクシーは難しいかなとは思っていたのでした。

そして、この中で土合滝の沢線、これ前回少しだけ村長、5月頃、試験運転するよという話だったので、その結果を踏まえてちょっと違う質問しようかと思ったら、まだこれは9月だから、これからですかね。どういうふうな形での試験運行にするのか、これここに書いてあるとおりに運行時間の合間にということは、運行時間以外に利用者がフリー区間で乗れると。そうすると、それをどこに連絡するとか、そういうちょっとシステムが分からないので、まずこれ教えていただけますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 前回の質問の際に、早坂議員に確かに5月、あるいは6月あたりから試験的にそういうふうにしたいんだというようなことを申し上げて、希望を持たせてしまったなというようなこと、そして、いまだかつてそれが実施できないでいるということ、大変申し訳なく思っています。

いろんな事情があったということ、これからちょっと総務課長のほうにお話をさせます。その中身についても、総務課長のほうから答えていただきますけれども、まず私はこのスクールバス兼用の大蔵村内を全て網羅している、このバス路線体系、これは根幹ですので、これは変えることはしません。これが一番いい方法ですし、一番利用していただいているどの市町村よりも余計に利用していただいております。そして、それがより安価にできているということです。本当にすばらしい方式だなどと、自画自賛ではなくて、それを編み出していく

ただいた当時の職員の皆様方に感謝を申し上げたいというふうに思っているところであります。

議会からとか、あるいは一般の村民の方からごく一部反対があったわけですけれども、今ではそのことを誰も非難する人はいません。あのときによくやってくれたというふうなことで、今に至っているわけであります。

そういうことで、新しいことをやるときにはいろいろな批判もありますし、心配もあるんですけれども、今回、それプラスそういうふうな形でやりたいということありますので、御理解をいただきます。

内容については、総務課長のほうから説明をさせますので、御理解いただくようにお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、村営バスのほうですけれども、ちょっと最初、村長が前回の議会で答弁いたしました、本当に遅れたこと、大変申し訳なく思っております。

理由をいたしましたは、空いている時間を使うといったとしても、ちょっと運行形態をどうしようかということで、職員のほうと担当のほうと議論をしまして、取りあえず、なかなか一番いい回答はどういう仕方かなというのが、なかなか出なかつたものですから、ちょっと遅れてしまっていた、現在もそれも出でないんですけども、まず空き時間を使うと。

運行形態ですけれども、まずですが、ダイヤの空き時間です。土合滝の沢線の循環線が午前中、終わるのが9時6分で、土合の日陰の停留所になります。次動き出すのが、土合の日陰のところを2時半です。その合間、約3時間ぐらい、2時間から3時間の間に何とか動かしてみたいなというふうに考えております。

それで、先ほど議員もおっしゃったとおり、行き先はフリーです。その区域内になりますけれども、土合滝の沢線が循環線で走っている区域内をフリーで走らせたいなというふうに今考えています。

その運行形態につきましては、予約という形ではなくて、携帯電話をドライバーに預けるような形を今のところ考えておりまして、そこの電話にかけて、そこ空いていましたら、その時間帯は利用できるというふうなことで、今のところ考えておるところでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） ちょっと分かりにくかったのが、ちょっとごめんなさいね、土合滝の沢

線の間の普通に回っている路線がフリーなんですか、そうじゃなくて、自分の家が土合の停留所よりもちょっと離れているけれども、自分の家から滝の沢線の間をフリーに乗り降りできるのか、この形態ちょっと分からないと利用者も、いや、うちから診療所まで送ってくれるんだよとか、うちから別の新庄までは行かないかもしないけれども、別のところというふうな形になると思うんですが、この辺はっきりしないとちょっと利用者も戸惑うんじゃないでしょうか。私もちよつと今の説明では、どういう利用していいのか分からぬし、またこれ利用される方は車を持っていらっしゃらない、結局は高齢者の方ですよね。高齢者の方たちが電話をする、そうすると、その区間に住んでいらっしゃる方たちにはこういうふうな形でしますよというふうな何かをチラシなり何かを回して、その方たちしか利用できないのか、もしくは、清水から土合まで来て、土合からちょっと知人の家まで行きたいんだけどという村民の方がもしいらしたとした場合は、どのような対処になるのか、その辺ちょっと、あと金額はかかるのか、その辺も教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、まず路線なんですけれども、何ていいましょうかね、土合滝の沢線を走っている区域内のみになりますので、通称四ヶ村の域内を自宅の前から、今のところ考えております。

例えばお客様が電話一本で、私の家の前に来てそこから乗っていきたいと、それもオーケーに考えております。可能かというふうに考えております。

それあと、例えば清水の方が向こうの土合まで行って、そこからお願いしたい、それも可能かというふうに考えております。

あと、料金のほうですけれども、村営バスですので、今までと同一、学生と中学生と高齢者の方は無料、あと一般の方は100円という形で考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 今のお話聞いてると、これ、それこそデマンドタクシーですよね。だから、私は新たにデマンドタクシーをほかの会社にお願いしなくても、村内でこういう形で動ければ、本当に診療所にかかる方たちがなかなかそこまで行けないというのがネックになっていたのが、これだったらば、電話一本でまず100円なり無料かは分からないんですけども、連れて行ってもらえたらいいなというので、ちょっとデマンドタクシーをこれをちょっともう少し広げると、そのままデマンドタクシーになるんじゃないかなとちょっと期待してしまいま

した。

なので、これ試験運行ですので、どうなるか分からないかもしれませんけれども、ぜひとも村民の皆さんにこういう乗り合いができるよということをしっかりとお示しいただければ、こんな利用ができるし、土合もバス停がありますよね。そうすると、今まで四ヶ村まで行けなかつたんだけれども、味来館まで、土合まで普通のバスで肘折新庄線のバスで来て、その時間帯空いているときに味来館まで足を伸ばそうかなというふうな、そういうふうなことも可能だよというのがちょっと見えてきたので、ぜひ村民全体に広げるように、ちょっとあともう少し、まだまだこれ試行の段階だから、どういうふうな形になるかは決まってないかもしれませんけれども、何とかいろんな検証をしながら進めていただければ、私はとてもありがたいなと思いました。

今まで私いろいろデマンドタクシーとか質問してきて、こんなこと言うとあれですが、私がなったときはデマンドタクシー何だって、それはもう10年以上前のことですので、皆さんまず知らなかつたんですけども、その後、自由フリー乗降、これも進歩だなと思っています。ただ、そのフリー乗降にもいろいろ条件あって、曲がり角駄目だとか、フリーに乗り降りできる場所もちょっと狭まっていますけれども、そういうことも一歩一歩ずつ進んでいくんだなと実感しております。

また今回のこの試験的な試行かもしれませんけれども、これもとても私は期待していることの一つですので、ぜひともいい結果ができればなと思っています。いつも言っています。

「住み続けられる村にするために」ということで、年をとってもずっとこの村がいいという思いで、住み続けられるためにぜひとも交通弱者、交通弱者イコール高齢者ですけれども、そういうことを考えながら進めていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） 3番須藤敏彦議員。

〔3番 須藤敏彦君 登壇〕

○3番（須藤敏彦君） 質問事項「災害のとき、防災行政無線の必要性」、村長に伺います。

7月下旬に県内を襲った記録的な大雨により、多くの家屋、道路、農地などに甚大な被害をもたらしました。

本村でも国道458号線をはじめ、村道、農道が崩れ、土砂崩れも起きました。さらに、停電による通信障害が発生し、固定電話や携帯電話もほぼつながらず、住民からの不安の声が多く聞かれました。本村の災害情報伝達システム「くらっち」から情報も受け取れなかった。また、

情報端末に不慣れな高齢者も多い。

そこで、今後は、防災行政無線を活用し、村民に的確な情報を伝えてほしい、村長に伺います。

さきの質問に関連して、7月25日木曜日17時24分に村内全域に避難指示が発令され、5か所に避難所が開設されました。なぜ、最上川の洪水を想定し、高台に開設せず、大蔵村ハザードマップ洪水浸水想定区域となっている大蔵中央公民館に開設したのか、村長に伺います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「災害時の防災行政無線の必要性」という須藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、本村の防災行政無線整備の経緯についてお話をしたいと思います。  
本村における最初の防災無線は、村の過去の歴史がそつあるように、災害の多い村、特に過去においては地滑りの多い村というイメージもあったことから、昭和63年に県内でもいち早く整備を行いました。当時は、アナログ波での通信でしたが、時代の流れにより平成25年にはデジタル波への切替えを行ってまいりました。

そして、コロナ禍の中に発生しました令和2年7月28日の豪雨災害をきっかけに、村の防災無線を見直し、機能強化することになりました。

その大きな要因は次の2つであります。

1つは、「雨の音で防災無線の声が聞き取れない」といった苦情が数多くあったことでございます。

2つ目は、「情報を聞き逃してしまうと、その後に防災無線の内容を確認することができない」といった苦情が多かったことであります。

そこで本村では、その2つの苦情に加え、コロナ禍における役場からの通知、回覧板や全戸配布などの非接触での伝達という利点を併せ持つタブレットやスマートフォンアプリでの情報伝達の仕組みを考え、現在の「くらっち」の整備を進めてまいりました。そして、現在ではタブレットによる「くらっち」での情報伝達をメインに、防災情報や行政情報の伝達を行っているところです。

この伝達方法は、本村はもとより県内の自治体はもちろん、全国でも50を超える自治体が導入しております。

さて、導入の経緯やその内容を話しましたが、ここでいわゆるこれからの防災無線に共通する弱点についてお話をしたいと思います。

まず、どちらのシステムも電気に依存しているということです。旧防災無線もタブレットも電気に依存しておりますので、例えば、このたびの議員の地元であります四ヶ村地区は、7月25日午後10時頃から26日午後10時頃までの約24時間の停電が続いたわけですが、どの防災情報の伝達手段も災害が長ければつながらなくなる可能性があるということでございます。

今回の機能停止は停電が原因ということになりますが、それが長引いてしまえば、具体的な全ての情報伝達手段がなくなるという基本的なことを御確認願いたいと思います。

停電により電源を喪失した場合には、以下の方法で電源を確保できるのではというふうに考えます。

1つは、避難所の一つでもあります沼の台防災センターへ赴き、電源を確保することでございます。タブレットやスマートフォンであれば持ち運びも容易ですので、自家発電のある防災センターでの充電も可能でございます。高齢者など防災センターまで行けないのであれば、そのときこそ地元の住民による自助、共助、公助の中の共助が考えられるものではないかと思います。高齢者等の安全安心を考え、高齢者と一緒に防災センターへ避難することも大事な共助の一つだと考えます。どうしても歩けない方には、災害の情報を直接伝えてあげることも大切な共助であると考えます。

大災害になればなるほど、役場による援助、つまり公助の部分の対応が遅くなる傾向にございます。そういうときにぜひとも地区を挙げて、共助の部分を大切にし、助け合い、声をかけ合っていただきたいと考えております。

また、タブレットやスマートフォンが苦手な方、いわゆるデジタルデバイド解消に向けた対策として、昨年度よりデジタル推進員の配置を行い、その解消に取り組んでおります。高齢者やデジタルの苦手な方々に、個別にまたは小さな集会での指導の数は、昨年9月から142回、延べ241人を数え、大変好評を得ております。須藤議員からもぜひとも御紹介をいただき、災害時に情報を受け取ることができる「くらっち」やスマートフォンの使い方を広げ、デジタルデバイドの解消に少しでも近づけるようお力添えをいただきたいと思います。

「くらっち」の登録者ですが、導入当初の伸び悩みはあったものの、タブレットにおいてはプラットフォームの変更を行い、システムの使いやすさの向上に取り組んできました。おかげさまを持ちまして、タブレットは823世帯で受領していただいております。スマートフォン登録者も1,355名を数え、このたびの災害時にも住民の皆様はもとより、消防団や職員をはじめ

とする災害対応関係者への情報伝達に大きく活用されたと考えております。

今後においては、危機管理におけるデジタルの活用を大きく視野に入れながら、これら情報伝達ツールの活用を考えていきたいと思います。

次に、このたびの災害発生の際に、高台にある指定避難場所の大蔵小学校及び大蔵中学校を開設せず、中央公民館の開設に至ったのかという質問についてお答えしたいと思います。

まずは、避難指示の発令基準について御説明します。

職員の皆様方にもお配りしております「大蔵村地域防災計画」の風水害編中、最上川中流洪水予報がその基準でございます。観測所は、堀内観測所になりますが、7.6メートルを基準に警戒レベル3、つまり高齢者避難等が発令されます。第1回目の災害対策本部で避難所の開設を決定しましたが、その時点の水位は、16時時点で2.1メートルと基準を大きく下回っておりました。また、それに加え、雨が降っていたものの気温が高く、不快指数も75を超えておりました。空調設備のない学校の体育館と、空調設備のある中央公民館を比較した場合、快適に過ごせる中央公民館を選択した次第であります。もちろん、基準水位がレベル4の7.8メートルに達した場合は、避難所からの移動も余儀なくされる懸念もございましたが、中央公民館を選択した次第であります。

その後も水位は、翌日7月26日午前5時にピークを迎えたものの、平常な水位へと減少することとなりました。これら基準は、避難者においても負担にならないように予測を込めた基準となっております。洪水においては、堀内観測所を含む上流での水位情報が重要となります。

今回の基準は、令和2年の災害を基に国土交通省と協議を重ね、新しく確認した基準でございます。今後も、避難指示の発令については、この基準を遵守し、避難者の負担にならない避難所の開設に心がけてまいりたいと存じます。

これから秋または初冬に向け、台風シーズンが続きます。いつ起こるか分からぬ災害の規模やその特徴に応じた避難所の開設に今後も対応していく次第です。

村としても、より一層の防災体制の機能強化に努めてまいりますので、今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） まず本題に入る前に、このたび庄内、最上の甚大な被害に遭いました大雨に対して、本村では大きな損失というか、まず人的な損失がなかったことは、本当に幸せだったと思います。

隣の新庄市は、本当に、私もああいう消防時代が長かったものだから、警察官がいち早く人

命救助をしたいということで、私はこう何ていうかな、訓練は毎日のようにしていたけれども、やはりもう一呼吸おいて、その現場にちょっと確認すれば、あんな大きな事故にならなかつたなという痛ましい、何て言っていいか、残念でならないような、本当に残念です。

一步、車を止めて確認して、それから救助に入れば、あんなことなかつたんじゃないかな、それはもう終わったことだからしようがないけれども、訓練を幾ら重ねていてもああいことは起きる、それがやっぱり災害かなと思つたりしています。

また、今回の災害で職員の方にはいろんな対応、農地関係、道路関係で対応で本当にお世話になって、3分の2が村の補助を出してくれるということで、村民の方も農業やっている方、村民の方も本当に安堵しているのではないかと思います。

そこで質問ということで、タブレットは本当にこれからの中には絶対必要なものと思います。でもやはり、何ていうかな、高齢者の多いのはほとんどタブレットは使えないという感覚が多いそうです。若い人たちはそういうものでやっぱりいろんな情報を探つたりしていますけれども、まず、村外にいる人、親御さんが年いって確認するには、もうすごい便利な最新型のシステムですよね。ただ、でも、その災害のときによって防災無線もあるんだからの確な情報を出してもらいたいということが、今回いろんな方に話をしたら、そんな話が出ました。

まず一つの例を言えば、作の巻地区で通行止めというのは、防災無線が鳴らなかつた。でも、行つたら通行止めだった。タブレットに載つていたでしょうって、そんなもの見る暇ないよつて。

でも、そういうときはやっぱり作の巻地区で、洪水で道路がもう通行止めしているよつて、一言言ってもらえば安心するというわけですよね。やはりその場合によって的確なほう、何ていうかな、さっき言った令和2年度それもあると思います。災害になると、やはりそういう感覚が出てくると思う。雨でうるさいとか、でも中にもあるんだから、やっぱりそれを利用して、やはりそういうものを的確に情報を伝えてほしいという声が多く聞かれました。

そういうことで、今、大蔵村の世帯が何数かちょっとはつきり分かりませんが、800という方々がこのタブレットを利用しているみたいなんですけれども、何パーセントぐらいですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、村の戸数が千ちょっとですので、約8割というふうに思つて結構です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 今、村長のほうから8割と答弁がありましたけれども、2割の方は分か

らないわけですよね。そういうこともやはりちょっと考えていいかないと、まずいのではないかなど私は思います。

今、いろんな情報と言つたらいいか、情報社会なので、タブレット、道路出てきてもやっぱり、何て言つたらいいかな、タブレットを見てもそれも一つのあれだけれども、早く言えば458肘折線、災害のときに朝5時頃、26日の朝、行ったらもう全滅状態で、ある建設会社が道路の状況を見張っていましたけれども、そして肘折の日陰裏にちょうど、サンセットくぐったところですごく土砂崩れになって、道路が陥没して、まだ何もかかっていない状態で、バリケードも立っていない状態で、あのまま行つたらひとたまりもないね。

だから、はっきりそういうときは、防災無線で「通行止めになっていますよ」とか、夜明けとともに流してもらえば、ちょっと村民が安心するんじゃないかなと、そんなふうに感じました。

でも、これから村でタブレットを最優先にして情報を伝えていくのか、その辺どうなんですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 須藤議員から本当に大事なことを言っていただいたというふうに思っております。

例えば、本題に入る前にちょっと私のほうからお答えさせていただきますけれども、これは全てケース・バイ・ケースでやらなくちゃいけないというふうに思っているんです。私もやはり須藤議員と同じように、災害ですので、幾らいろんな方法で連絡してもこれは間違いでもないし、し過ぎということはありません。ですから、いろんな方法を駆使して、やはり住民については連絡するべきだというふうに思っています。

例えば平常時であれば、防災無線が時間的な要因によって、例えば肘折地区に流れた場合、観光で来ていらっしゃる方々、あるいは湯治をしていらっしゃる方々について、うるさいとか、いろんな不満、苦情が多く来ます。こういうことはないわけですよ、災害時、緊急時ですので。

ですから、議員がおっしゃるとおり、災害時については、今後はタブレットも、今日の「くらっち」もそうですけれども、それから防災無線でもしっかりと伝達をしていくということはやっていかなければならぬと思います。やってまいります。

それから、もう一つが、これからのそういった普通の場合と緊急の場合あると思うんすけれども、普通の場合はできるだけペーパレス化を図っていきたいというのが本音であります。ペーパレス化というのは、いわゆる回覧とか、そういうふうな紙ベースで村民にお知らせす

ること。それでもそれを見逃すと大変重大なことに行き当たる。例えばどうしてもこれは村民が知っておかなければならぬような大事な案件があると思うんです。そういう場合についても、「くらっち」とか、それから防災無線とか、紙ベースとかというふうな形でやらなくちゃいけないと思います。

今言った災害については、紙ベースは使えません。緊急ですので、今、今が必要なわけですよ。ですから、「くらっち」とか、それから防災無線の併用、そういうふうな形で、先ほど私が申し上げましたケース・バイ・ケースでしっかりと対応してまいりことをお約束を申し上げます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 安心しました。やはりそういう災害によって、村民にしっかり伝えるのは「くらっち」ばかりではない、防災無線もしっかり使って、的確にやっぱり村民に知らせるべきだと私は思います。

そういうことで、まずそれは分かりました。

それで、今、こういうシステムですか、電話、電気がないとまず何もできませんので、その辺やはり電話も使えない、こういうこともちょっと聞かれました。四ヶ村は停電になったわけだ、24時間ぐらい。それで、やはりいつ頃つくのか、それだってはっきりしたことは行政のほうだって言えません。どういう状態なのか。

でも、大まかにまず今日停電になれば、明日の夕方には何とかなるんではないかという情報が欲しいという、それは何かというと、やはり今、夏になると、もちろん電話もそうだけれども、固定電話もそうだけれども、やはり冷凍庫とかいろいろ心配な人がいっぱいいると思います。いっぱいお客様だから来るわけですよ。ちょっと発電機借りてくるかなとか、そういうものを教えてもらえばいいんだけれどもって、たまたま今回は24時間で苦労の末、電気つけてもらいましたけれども、これ3日も4日もなれば、やっぱり心配ですよね。

だから、そういうのもやっぱり防災無線で、はっきりなことは絶対これは言えないと思います。でも、おおむね何時頃つく予定ですよぐらいは、防災無線で知らせてほしいという、電話も何も使えませんので。

そして、今回こういう1月1日の能登半島地震ですか、あのときもこの通信障害というのはすごく問題になったそうです。固定電話、やはり携帯、これ総務省で相当の予算を計上しているみたいですので、しっかりと大蔵村も予算を立てて、村民の安心安全につながるようなシ

システムをつくってもらいたい。どうですか、村長。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） システムを構築する、その前に一つ最初にいただいた質問といいましょうか、問い合わせていきたいというふうに思っております。

停電については、本当にこれは予期しないことで、そういうふうなことが起きるということあります。大蔵村は、令和2年の停電の際に発電車を回していただいて、特に肘折地区を中心的に、そして四ヶ村というふうな形で対応していただきました。その後についても、東北電力との協定の中で、大蔵村に優先して電源車を回していただける、そういうふうな手はずになつてございます。

そういうことで、今回もいち早く来ていただきました。その後に、この災害があったときにも、この前、東北電力の支店長が見えられまして、その話をして私からもお礼を申し上げるところであります。

そういう信頼関係に基づいて、できるだけ早くというようなこと、連絡については、私からではなくて、担当の危機管理室長から申し上げますけれども、そういうふうな経緯もあるということ。

それから、そういうふうなシステムの構築、これについても当然頑張っていかなければなりませんので、そういった国の予算、そういったことをフル活用しながら、このデジタル推進と同じようにしっかりと対応してまいりたいと思います。

先ほどの対応について、室長のほうからお願ひしたいと思います。

議長さんの了解を得ながら答弁をお願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） それでは、何点かございましたので、私のほうから答えられるところを答えたいと思います。

最初に、タブレットだけでなく、いわゆる旧防災無線を使った情報伝達ということでお願いされた件ですけれども、それに関して今回もなんですけれども、いわゆる戸別受信機、古い四角い箱型のものが各戸に設置されていると思いますけれども、それからも音声を出した発信が大体の全部で20回やったんですけども、そのうち前半でありました、今こういう被害が起きていますとか、避難所の部分に関してはその戸別受信機でも音声発生するようなことで流しております。

あと、停電情報ということで、停電情報もその都度教えてほしいということですけれども、

これも実は東北電力の電力センターのほうでその情報を流すわけなんですけれども、うちのほうも回復の見込みがホームページ上であったときには、なるべく「くらっち」とかに載つて情報発信しようと思っていますが、なかなかその辺は出るときと出ないときがございまして、いろんな多分東北電力さんの電線の回線のせいなのかなと思っていますけれども、なかなか出なくて急につくこともありますし、復旧の見込みというふうに表示される場合もあります。それは復旧の見込みが出た場合には、いち早く今後お伝えしていきたいと思っております。

あと最後に、通信網ですね、情報通信網の充実ということで、大蔵村も国から予算をいただいて、もしもの際に備えるということでございますが、実は大蔵村は3.11の東日本大震災のときに、大蔵村はかなり早く携帯の基地が電源が落ちまして、多分皆さんとても携帯通じないというふうなこと、もう十何年にもなりますが、思い出されるかと思います。

そういうものに関しては、当時、バッテリーだけで稼働していました携帯の基地を、非常用発電をつけていただくよう要望を出しまして、今はほぼ大蔵村は非常用発電で賄えることになっているというふうに思っております。

あとは最近ですと、令和2年の災害のときには、ちょうど国道458号線を通っております光ケーブルが土砂崩れによって寸断されてしまったので、肘折が通信できなくなって孤立したという状況がありました。今回は、その辺の地滑りがあったときでもなるべく光通信網が途切れないうな形で、前回も要望して対応していただいたので、大分起きにくくなっているかと思います。

今回は土砂崩れの被害がなくて、光通信網が遮断されるという被害がございませんでしたが、今後に向けていろいろ懸念される部分があれば、いろいろ対応して要望等、通信設備会社のほうに提出していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩します。

再開は3時10分といたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時10分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） まず、「くらっち」のほうは、「くらっち」だけではなく防災無線も並

行に利用しながら村民にしっかりと伝えていく、そういう村長の考えですから安心しました。

よろしくお願ひします。

次の質問に入ります。

大蔵村の洪水推定区域になぜ中央公民館に避難所を設けたのかというのは、ちょっといやこれやっぱりいろんなことがあるんだけれども、やはりそれ以上上がったら、また次に移動するみたいなことを説明あるんだけれども、これ令和2年のときにいろんな問題がありました。今、佐藤室長とも何年も組んでいろいろ話もしたこともあります。幹部会でもいろいろこれ、いろんな意見をいただいて、村長もそこの中で加わっていろんな消防団幹部と情報交換されたのは事実です。

でも、これやっぱり水害だから、ある程度、推定外のところに高台に避難所を設けてもらいたいなというのが私の考えです。その辺はどんな考え方ですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その辺の詳細については、先ほど答えたとおりであります。

簡潔に言えばこういうことです。

今回の水害については、最上川がそれを超えることはない、あるいは堤防決壊するようなことの出水はないというふうな捉え方をはっきり我々もいろんな情報を仕入れて確認をしているということであります。

そういうことで、まずはなぜそれで避難したのかということですけれども、雨の量が多くて平場であっても山崩れとか崖崩れとか、そういうふうなことが起きるかもしれないというふうな一つの不安、それからお年寄りの皆様方が結構そういうことも心配されて、どこかに避難しなければならないというふうに気負いてしまって、例えば親戚とかそういうところばっかり行ったり来たりする、それを防ぐというふうな思いもあって、まず中央公民館にその場所を設けましょうというふうなことになったというふうに私は理解してございます。

そういうようなことで御理解いただきたいと思います。

そのことが先ほどのずっと長く申し上げましたけれども、その中にきっちり書いてございます。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 具体的に言うこと分かるんですけども、これから本当に1年に2回もこういう洪水とかある時代というか、そういう時代に入っているものですから、やはりそういうのは慎重にやっぱり考えて、高齢者、大蔵村も47%の高齢化社会というか、50%になればも

う本当に大変な限界集落というか、そういうまず年のいった人たちしかいないんだとなって、やはりその辺をちょっと考えながら、中央公民館に避難所を設けて、さらに前回みたいにああいうふうにまた上のほうに上ると言えば、夜では大変な、職員も大変だと思います。その辺もやっぱりしっかりと頭にまず焼きつけて、やっぱり考えていただきたいと、そんなふうに思っております。

まず、そういうわけで質問終わります。（「答弁させてください」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の須藤議員さんの発言は、本当に消防団長を経験されていて、人一倍そういうことには気を遣ってきましたし、経験上から申し上げることというふうな思いで、私どもも非常に参考になりますし、肝に銘じてまいります。

それから、先ほどの答弁の中でちょっとした私の勘違いといいましょうか、誤り的なものがちょっとありますので、数字的なことをちょっと訂正をさせていただきます。

タブレット配布の件であります。832世帯に今のところタブレットを配ってございます。1,000世帯ちょっとの大蔵村だというふうなことでございまして、8割というふうなことを申し上げましたけれども、実際は9割、9.7割というんでしようか、それぐらいに配布されています。ということは、実際は70世帯が翠明荘にいるということ、そこがタブレットないわけです。それから、あと全然ないという方々が100世帯というのではなくて、この方々は自分の持っているパソコンとかそういうもので全てそれを受けていただいている、そういうことで、タブレットそのものの、あるいは要らないよというふうなことで辞退をされているところであります。

ですから、村からの情報についてはほぼ100%近くいくことになっているというふうなことです。このことは、代表監査委員さんが決算審査のときに、あるいはいろんなことがあるときに、それをこのタブレットの活用というふうなことを考えて、いろんなことでその効果なり、そういうことを検証する上でも数はしっかりと確認しているから間違いないことだということで、先ほどお知恵をいただきましたので、今この場で訂正をさせていただいたところであります。

ほとんどの家庭にタブレット、もしくはその機能を代替するそいつた端末が入っているんだということで、御理解をいただければありがたいというふうに思います。

室長、そうですね。（「そうです」の声あり）

ということでございます。ありがとうございました。

○3番（須藤敏彦君） 分かりました。質問を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之議員。

[7番 佐藤雅之君 登壇]

○7番（佐藤雅之君） 災害直後ですので、防災関係の質問が相次ぎますけれども、私も引き続きさせていただきたいと思います。

まず冒頭、このたびの災害で殉職された警察官2名、先ほどもお話をましたが、本当に大事な命を失って、住民の安全を守ってくれたということで、お悔やみを申し上げますとともに、このたびの災害に遭った皆さんに対してお見舞いを申し上げたいと思います。

また、職員の皆さんも本当にこの間、いろんな課題はあるわけですけれども、昼夜を分かさず、避難所だけではなくて、その後の災害の復旧・復興に向けた調査も含めて、もう寝ずに頑張ってくれているというのは私も感じています。

そういう意味で、我々議会議員ですので、割と批判的な質問が多くなってしまうんですが、そういった皆さんのお気持ちも本当に私も自分が何しているわけではないんですが、そういう周りで見ていて本当に頭が下がる思いであります。

そういった意味で、感謝の気持ちを住民の代表の一人として、まず表明して質問をしたいと思います。

私からは2つです。防災関係と、もう一つは介護の関係です。2つです。

まず1問目が、「肘折防災センター、夜間安全に避難できる照明を」ということで、2番目が「訪問介護報酬引上げの声を地方から」ということで、2つの点について村長に質問したいと思います。

まず、1番目でありますが、再三先ほどからありますが、7月下旬、大雨特別警報が1日に2度発表されるという、まさに異例の事態、国の気象庁も混乱していたような状況で、ちょうど我々上京していた帰り道のときでした。一旦は落ち着いたのかなと思ったのですが、さらに11時過ぎぐらいに2回目の大雨特別警報が出るという、大変予想もしていなかった状況が、私だけかもしませんが起きました。

県内各地に大きな爪痕を残してしまいました。大蔵村でも令和2年の災害に引き続き、各地に避難指示が出される事態となりました。私が住んでいます肘折地区でも、肘折防災センター、さらには保育所、肘折保育所に避難指示が出されました。私も翌日、防災センターには行ってみたんです。ちょうど帰ってきたのが、東京から帰ってきて夜7時、8時ぐらいを回っていましたので、その日のうちに肘折保育所のほうには伺ったんですが、もう避難された方が自宅に

帰っていた時間帯で、職員だけが残っていたんですね。

防災センターのほうはちょっと夜遅くなつたので、翌日行ってみたら、やはり皆さんお帰りになられたということで、当日のうちに大半が帰られて、1名の方だけが避難をして一夜を過ごしたというふうに聞いて、私は14名というふうにホワイトボードの数をちょっと数えてみたら、私のほうでは14名と把握していたんですが、先ほどの早坂民奈議員への回答では、防災センター11名となっていましたので、何かちょっと私のほうの重複分もあったのかもしれませんのが、そういう形でちょっと防災センターなども回らせてもらいました。大半の方が当日の午後8時頃には帰宅されたということで、その後また再びの大雨特別警報ですので、ちょっと尋常じゃない事態が起きたのかなというふうに認識しております。

避難所移動が夕方から夜間にいざれにしてもわたったわけですね。我々も帰路について東京から帰ってくるところでしたけれども、そうした中で、徒歩での避難所への移動や駐車場から避難所入り口までの移動、また逆に帰宅のための移動や車までの移動の際に大変暗い道を手探りで移動することになったとの声が何件かから寄せられました。避難を当然された方からですが、本当に怖い思いをしたと。災害自体も怖かったけれども、避難所でのあんな暗い中ではという話になりました。

中には、暗くて一歩間違えば車と人との接触事故になりそうだったというような声ですとか、足元が見えなくて移動が大変で怖かったなどの声が数件寄せられたということです。

肘折地区では国交省や村などとも連携して、あのときも直前に第4回目でしたかね、「まるごと里ごとハザードマップ」作りをしておりまして、災害のあった7月も7日に今言いましたように4回目の説明会があつて、防災センターを地域住民と行政、私も行きましたけれども、防災センターに行って備品等の確認もしていたところがありました。まさか本番というか、現実がその直後に来るとは思わず、いざというとき、令和2年のことを思い出しながら、私も住民の皆さんや行政の皆さんと回ったところです。

しかし、日中であったこともあり、夜間の移動が少し盲点になつていたと。これは、行政がというよりも、我々私たち住民も含めて、あまりこの夜間の避難は当然あり得るんですけれども、そういう暗いとかそういう問題についてちょっと盲点だったなというふうに反省しているところです。

避難者が懐中電灯等を灯火して避難するのが理想ではあるし、村長も自助のところでそれは触れると思うんですけども、それは言っても、今後、宿泊者も含め、今回は宿泊者というのはいなかつたと思いますけれども、避難の中には、宿泊者も含め避難者が多数出て、混雑や混

亂も想定されることから、肘折防災センターの駐車場や屋外敷地内の照明を適切に設置・灯火するなど、避難に伴う二次災害を生まないように改善を求めていとと思います。

ただ敷地内だけではなくて、前学校あったときには、街路灯か防犯灯か分かりませんが、一応電灯があったと。それが、その後、人も少なくなったし、学校もなくなったということで、今ないわけですが、あそこに車でも大変なんですね、自動車であればライトで照らしてくるわけですが、歩いてきた場合などは、その敷地に入る以前のこけし屋さん辺りから大変不安な中を避難してきたということでした。

ですので、当然村が管理している肘折防災センターの敷地の中の明るさ、外側ですね、中に入り口に入るまでの照明確保と併せて、その手前の段階での部分の暗いという問題も解決しないと、思わぬ二次被害になってしまふ可能性があると思います。

そういう意味では、敷地外の問題もあるわけですが、敷地外の避難所までの避難経路の照明については、これ地区との協議も必要になってくると思うんです。一般的のところですから、敷地の中であれば、村の管理ということですけれども、その手前のところはかつては街路灯とかがあったわけですが、そういったところについては、地区との協議や地区の費用負担の課題があると思いますけれども、安全確保の点から地区の意向待ちにならずに、村として、そういった街路灯や、場合によっては防犯灯ですね。街路灯だと地区の負担もあるということで、防犯灯などの設置を持ちかけてはどうでしょうかということで、まず村長に質問したいと思います。

2つ目は、がらっと変わって介護保険の問題です。

国は今年春の改定で、訪問介護報酬を2%から3%引き下げました。介護報酬が僅かながら、今少しずつ働き方改革などの中で介護報酬全体が引上げ傾向になっている中で、なぜか訪問介護だけは引下げになっている状況です。

都市部の高齢者住宅の多い地域と中山間地の多い地方では、移動距離や移動時間など、大きな条件の違いがあるにもかかわらず、国は平均化して都市部と田舎をごっちゃにして、効率がいい、収益性が高いということを理由に訪問介護については報酬の引下げをしているのが実態です。

大蔵村も村内唯一の事業所部門である「ホームヘルプサービスすいめい」が令和3年3月末で休止し、村外の事業所からサービスの提供を受けている状況です。我々どもが発行しています「しんぶん赤旗」という新聞があるんですが、「しんぶん赤旗日曜版令和6年8月18日付」の取材でも大蔵村にもちょっと取材入ってもらったんですが、大蔵村にとどまらず全国各地で

問題が広がっていることが明らかになりました。

介護にも様々な形があります。まずは介護予防がまず一番だということは村長も言っているとおりでありますが、それに併せて、在宅で介護が受けられるかどうかは地域への定住にも関わる問題だと思います。

事業所の維持と介護職員の人手不足の克服には、介護報酬の大幅引上げは必須ですが、そうすると今度は介護保険料や利用料の負担増につながると。しかし、住民としては、そこにはもはや限界があるというふうに感じています。

そういう中で、国の方に対して、国庫負担割合を大幅に増やす以外になかなか解決策がないと、国も大変だとは思いますが、最終的には住民と村でどちらが負担するのか、サービス切るのかというのではなくて、国が抜本的な解決をしなければいけないというふうに思っています。

国保の問題でも同様な構造がありますけれども、介護の分野でも地方の声を国の方にしっかりと届ける、そういう立場では私も村も立場同じですので、何か村に対して批判ではなくて、ぜひ介護保険についても国に対して地方の声を届けていただきたいという思いから、村長の考え方を伺いたいと思います。

まずは以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「肘折防災センター、夜間安全に避難できる照明を」という佐藤雅之議員の質問にお答えをいたします。

初めに、県内各所において大雨特別警報が発令されたわけですが、本村では、7月25日15時27分に大雨警報、15時57分には最上川の洪水警報、16時10分には土砂災害警戒情報が発令されております。

早坂民奈議員への答弁でも触れましたが、肘折防災センターには避難所開設後、午後6時に10名の方が避難され、深夜零時に1名が避難されました。そして、翌朝26日の早朝には全員が帰宅されております。

このたびの災害では、肘折地区におきましても、7月25日午後10時頃から停電が発生しております。東北電力の御配慮によりまして、翌日26日には高圧応急用の電源車を配置していただき、午後8時30分には電力が回復しております。当然のことながら、この停電により避難所までの街灯などの明かりはもとより、地区の電源の全てが消失しました。

肘折防災センターでは、ひとまず非常用の発電機を作動させ、最低限の明かりと電話などの通信設備を稼働させたところでございます。

夜間における避難所対応職員やパトロールを行う職員の行動は、二次災害を防止する観点からその行動を制限しております。今回は、避難所までの明かりの確保ができず、危険の中、怖い思いをなされた方がいらっしゃったということで、その対応について考えを申し上げたいと思います。

まずは、自助、共助、公助の中から、自助の部分についてお話を申し上げます。

自助の第一歩として、避難する前に備えるということが大事な要素だと思います。令和3年9月にも保存版として全戸配布をしました「災害対策マニュアル」をもう一度確認することが必要だと思います。非常時に準備をするものは用意されているか、今回の災害を省みて、懐中電灯が必要と思ったらそれを追加するなどの備えが大事であると考えます。もしそれができる方がおられたら、佐藤議員をはじめその方を取り巻く方々で共助する、手助けをするということが災害時だけではなく、日頃から必要なことだというふうに思います。

次に、共助の部分についてお話を申し上げます。

各地区の自主防災組織の皆様に、本村では平成27年度に発電機と投光器をお渡ししております。平成31年には、それら機器の点検と確認を行っており、まだ十分に使えるものであると確認をしております。それらの活用を地区の中で行っていただければと思う次第です。

さて、この共助については、このたびの災害時に有志による炊き出しが行われ、避難者に振る舞われたと聞いております。これについては、実に自主的に共助として取り組まれた成果であり、いつ起こるか分からぬ災害時における重要なかつすばらしい取組であり、今後に生かしてほしいと考えております。

最後に、公助の部分についてお話しします。

先ほども申し上げましたとおり、特に夜間においては二次災害の防止のため、避難所の開設をはじめとする役場職員の配置については、可能な限り明るいうちの早めの対応を心がけているところでございます。

このたびのように、通信網が利用できるときには、ぜひとも避難所における問題を役場対策本部宛てに伝えてほしいというふうに思います。災害時のために備え付けている備品リストや消防団の組織を生かした対応を考え、災害対応を行っていきたいと考えております。

また、議員からお示しのあった避難経路の照明の設置は、蓄電式であったり、太陽光充電機能のものなど、ランニングコストを抑えた照明を考慮し、今後設置に向けて検討してまいりた

いと思います。

これは、先ほど議員もおっしゃっておりましたけれども、以前は学校のときには通学路としての照明がありました。その復活というふうなことでもあり、当然、避難所としての必要な施設設備だというふうに考えてございます。そういうことで、ぜひ実施をするというふうなことで検討してまいります。

次に、2つ目の「訪問介護報酬引上げの声を地方から」という質問についてお答えをいたします。

佐藤議員も御存じのとおり、介護報酬の改定は3年に一度、診療報酬の改定は2年に一度行われており、令和6年度は6年に一度の介護と医療の同時改定の年となりました。

介護報酬改定全体を見れば、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行い、介護現場で働く方々の給与引上げを図っておりますが、訪問介護の報酬は、2ないし3%程度引き下げられております。

訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられた主な理由は、近年の訪問介護サービスの利益率が、全介護サービスの平均を大きく上回っていたことが挙げられます。厚生労働省が公表している令和5年度介護事業経営実態調査結果によると、訪問介護サービスの利益率は7.8%でした。この利益率は、全介護サービスの利益率の平均が2.4%だったことを踏まえると、高い数値であったと言えます。ただし、都会の事業所で居宅等の距離が近く、多くの訪問が可能な地域と、本村のように訪問するのに、家が離れていて時間のかかる地域とでは、収益的にはかなりの差があることは言うまでもないことです。

在宅介護は、地域医療と訪問介護サービスが両輪となり展開するからこそ成り立つものと考えております。高齢化社会に伴い、今後ますます増えると予想される医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することがさらに求められていると考えます。介護保険制度があっても、介護に携わる担い手が不足し、介護サービスを受ける利用者が取り残されることがないよう、今後さらに施策を充実する必要があります。

今回の介護報酬の改定や佐藤議員御要望の国庫負担割合については、国が示すべきものであります。様々な地域間格差の実情に合致することも重要であると考えますので、機会を捉えて地域の実情や要望等を国や県に伝えていきたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、御協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） まず、1番目の肘折防災センターの件なんですが、今回停電になったという特殊事情もありました。災害ですから特殊と言えるかどうか。むしろそういうことも想定してということなんですが、そもそもその停電あるなしにかかわらず、防災センターの敷地内、高低差もかなりあります。入り口も大分上のほうまでいかなくちゃいけないので、日中行っても、見えはしますけれども、かなり落差が大きいところを上がっていかなくてはいけない。車でも接近できますけれども、村の施設なわけですけれども、ハード面として、そもそも停電とかにかかわらず、駐車場から避難所の入り口、防災センターの入り口までの明るさをちゃんと街灯をつけるというのは、設計上どういうふうに考えていたんでしょうか。最初からなくとも自主的に、例えば懐中電灯を持ってくるから必要ないだろうということでつけていなかつたのか。たまたま今回は停電もあって、その光が少なかったのか。まず、その事実確認をお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議員御存じのとおり、最初から新規に防災センターとして建てたものではなくて、既存の肘折小中学校の体育館を利用して、そこを改修して、あるいは入り口だったり、いろんな機能を充実をして、防災センターとして改築したものであります。

そういうことなので、その辺がちょっと落ちてしまったのかなというふうに思っております。それは役場としての、何ていうんでしょうかね、落ち度だったのかなというふうに思ってございます。

そういうことで、今回、やはり避難所ということでございますので、そのことについては、先ほど私が1回目の答弁で申し上げましたとおり、住民がより安全にというふうなことで避難できるように、その辺をしっかり対応できるような形で整備を進めてまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 少し確認しますと、その前は通学路ということで、通学用の光があったわけですけれども、そこは敷地の外のことですか、中のことですか。防災センターの中のものについても、今回整備する方向で検討するということですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 中のほうは、停電になつても自家発電ありますので、それで切替えになれば明るい中で……。

私の認識がちょっと間違つておりました。自家発電がなくて、ポータブル発電でやつてゐるということでした。私はそちらのほうかなと思ったものですから、すみません、そんな答弁になつてしましました。

そういうことで、ポータブルのやつの発電機でといふうなことですので、それも併せてすぐつけたわけですね。（「そうです」の声あり）

それはそれで対応できるということあります。

ですから、外について、そういうふうな整備をしていくといふうなことで申し上げたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 外といふのは敷地の外の、例えばこけし屋さんの前辺りの一般のところも、街路灯をつけるということでしょうか。（「そうです」の声あり）

あと、つける明かりの種類はどういうふうに考えているのでしょうか。前は通学路ということでしたけれども、街路灯となれば地区の負担も発生すると思うのですが、防犯灯であればまた別なくくりになると思うのですが、どういう種類のライトをつけるつもりなのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これはあくまでも私の個人の発言といいましょうか、考えでありますけれども、街路灯というよりも避難用といいましょうか、防災施設の安全灯といいましょうかね、そういう形ですので、当然、村が負担といふうに考えております。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） そうすると、敷地の外も含めて村の予算や運営費も含めて、そういう街路灯をつけると。呼び方はちょっと分かりませんけれども、それは具体に何灯というのか分かりますか。危機管理室長。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 村長から申し上げましたとおり、そこに行くまで、いわゆる避難経路ですね、住民の方も含む、旅館にお泊りに来ている方も含む避難経路に関して明かりを確保したいと考えております。

当然のことながら、今回のとおり、停電することが考えられますので、例えば太陽光で充電機能を持って、ある程度の間照射できるものであつたり、逆には電線と接続して常時蓄電して、

停電時にそれを使えるものであったりという、いろんな今機種がございますので、まだその検討をこれからするところでございます。機種検討の際には、地区の方々等と協議した上で設置を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。（「追加でいいですか」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私も現場を直接、大体分かるんですけども、このことについてはまだ行って検討はしてございません。

ただ、下のほうまでは街灯があるというふうなことでしたので、坂道の部分、そこの部分が特に危険だというふうなことで、あそこの部分については、上からの投光器なり、あるいは中に2本ぐらい電柱といいましょうか、そういう支柱を立てて、どういうふうな形の明かりになるか分かりませんけれども、まず検討ではなくて、早急にやらなきゃいけないと思うんですよ、災害ですので。

そういうことの対応のためですから、それを早めにできるものをまずはやりたいというふうに思っているところです。

私の思いです。これを担当課に指示をしながら、そういうようなことで、今後、機種選定だったり、そういうようなことをしっかりとまいりたいと思います。

ですから、これは二、三年後とかそういうふうなことではなくて、早急にやっていかなければならぬことだというふうに思っていますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

ですから、あそこの前ですので、二つ、三つの街灯というか、安全灯といいましょうか、それをつければ解消できるものだというふうには思ってございます、あの距離ですね。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 大変心強い答弁だったと思います。

当初の回答書には検討するというニュアンスだったので、前向きの検討のほうだったので、より一步踏み込んで早急にということになりましたので、私たちもふだんなかなか気がつかないところで、そういうふうなこういう災害があったから言うので、執行部のほうとしてもなかなか急に我々が質問しても、それに対応するというのは難しい中で、やはり安全第一ということで、今回、村長が早急に外灯をつけるということを答弁してくれたことはありがたいと思います。

あと、この問題に関わって、自助、共助、公助、災害についてよくこう言われるわけですけれども、お互いが自助、共助、公助と言いながら、お互い任せというか、相手任せになってい部分があって、どうもその具体的な守備範囲が分かるようで分からぬといふうに思つてます。 「本当はこれ村がやるべきじゃないの」という人もいれば、「いや、これは自主防災組織がやるべきだ」と、「いや、これは自分で個人でやるべきだ」という、ケース・バイ・ケースだから一律にここで何か線引きといふうに思つてます。逆にそれに拘束されてやりづらいといふうに思つてます。 けれども、こういった災害のときの誘導灯みたいなものは、防災センターであれば、そもそも予算もあるでしょけれども、準備をしておくべきだったと。もともとの体育館を改修してつくったということもあったわけですが、そういうことを今後つくっていく上で、最初からそういう夜間に備えた対応といふうに思つてます。 今後考えていく余地はあると思うんですが、どうでしょか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今議員がおっしゃったことは当然だといふうに思つています。

ですから、別の話になりますけれども、大蔵小学校、大蔵中学校の周りには、今回そういう形で電源もまた電灯といいましょうか、明かりも確保しました。そういうことも兼ねているといふうに思つています。

また、子供たちの夕暮れ時における帰宅なり、そういう時の安全・安心を担保するということもございますし、いろんなことの目的があるといふうに思つています。

そういうことをしっかりとやっていかなければならぬといふうな思いで、肘折については、先ほど申し上げたようなことで、ちょっと落ちていたなということを今改めて反省をしているところであります。

そういうことで、せっかくあったものをなくしてしまったこともありますので、その辺については、今後、あらゆる点から考えてしっかりとした対応を取つていけるようにしたいといふうに思ひます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） ぜひ今回の教訓も生かしながら、お互いに自助、共助、公助の中でやつていければなといふうに思ひます。

次に、2つ目ですが、訪問介護報酬の問題については、これは国が決めることではあるわけですが、同時に、みんなが市町村国保と同じように、介護保険も保険者なわけですね。

そうした中で、国のそういう訪問介護報酬削減の中で、人手不足もまた多くなって、大蔵村の中でも事業者が残念ながら令和3年でなくなってしまったということで、村外から来てもらうような形になっていると。ところが、塩よりも上のほうだと、肘折のほうや、あとは四ヶ村方面も含めて、なかなか日程調整がうまくいかない。当然、遠くから来るわけですから、移動距離も長いしということで、そういう矛盾というのは、都市部のほうの、いわゆるサービスつき高齢者住宅で、隣同士が全部つながっていて、移動時間もないし距離もないということと、本当に何十キロメートルも離れてお互いに転々と回っていかなくてはいけないということでは状況が違うので、それは国は知っていると思うんですが、あえてそれを平均化することによって地方の訪問介護が受けづらくなっている、切られてしまっているという実態をぜひ国の方にも声を大きく大にして言っていただきたいということも思いますが、あわせて、同じ介護保険料を払っているという中で、また在宅医療だとか、在宅重視で施設よりもお金かかるためには、介護も含めて、あと地域に根差した介護という意味では、訪問介護というのは非常に重要な要素になると思うんですね。

ところが、この状況だと訪問介護ができるものをだんだん施設にやったり、あとは地域から離れて子供がいる都市部のほうに住んでいってしまうと。そうすると、地方からどんどん人が、高齢者も含めて、いなくなってしまうということなので、その点、村長のお考えを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まさに、この問題は訪問介護だけでなく、いろんな問題について、都市部とこういった地方の格差が非常に大きくなっています。国保税もそうでございますし、いろんなことだと思うんですね。

私は、そういうことの是正のために、やっぱり国が果たすものと、それから地方が果たすものの役割ですね。例えば、全部同じでいいものと、同じでは駄目なものが多々あるわけですよ。その選別の仕方が非常に重要になってくると思うんです。

我々、地方のやっぱり首長として団結しなくてはいけないのは、このことだというふうに思うんですね。例えば、子供の成長に関わる、あるいは教育に関わる全ての問題についてもそうです。子供というのは、日本全国世界どこでも生まれているわけで、日本の国だけをとってみても、日本国どこで生まれても同じ権利があり、同じいろんな国からの施しというわけじゃないですけれども、そういう補助・サービスを受ける権利があるわけですよ。それが違ってきてているというふうなこともあります。

そういうようなことを踏まえますと、やはり今議員がおっしゃったとおり、その格差を是正することが一番大事なことだというふうに捉えてございます。

そういうことで、私も山形県で一番小さな自治体の首長ではありますけれども、国保に関しては県のトップをさせていただいているし、それからいろんなこといろいろな役職をいただいております。その中で、やっぱり発言する機会も多いですし、そういったことを明確にしっかりと発言していく、そして、それを1回や2回のお願いといいましょうか、発言で終わらせる事なく、根気強くやはり訴えていくことが非常に大事なことかなというふうに思っています。

そのことで変わってきていることもございます。私の任期の中の中でも、いろんなことが規制緩和になって変わってきた。例えば発電事業の一つ、ああいった国の施設に穴を開けることができた、これは長年の要望によるものであります。そういうこと一つを見ても、決して1回や2回で諦めることなく根気強く、今後ともそういった要請活動も継続していくこと、そして、それも議員皆様方の後押しの中でしっかりと続けていきたいということをお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） そうですね、国保問題も介護問題もやはり地域が取り残されないような形で、村長も大いに頑張っているところでありますし、我々も地方の声をできるだけ国に反映できるようにしていきたいというふうに思っています。

この介護の問題についても、医療の問題についても、在宅でという、特に医療の部分は在宅医療ということを村も柱として大きく位置づけているわけなので、併せてこの介護の分野でもそういったことが機能不全にならないように、もう既になっているわけですけれども、それを改善していくために議会とも、あとは執行部とも力を合わせて地域の介護を守って、また職員の確保と暮らしを守っていくために力を合わせていきたいなというふうに思います。

感想を述べまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩いたします。

再開は4時5分とします。

午後3時5分 休憩

---

午後4時05分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

8番 斎藤光雄議員。

[8番 斎藤光雄君 登壇]

○8番（斎藤光雄君） 私が最後の質問になります。7問ということで、村長のほうに質問したいと思います。

初めに、「忘れぬうちに来る災害」。

度重なる住宅の浸水被害を受けた住民の方は、安心して住める高台移転を検討しても、村には季の里団地のような場所もなく、また庁舎建設地周辺は墓地、村の中心地区は浸水想定区域、住宅地の裾野が広がる環境ではなく、安心して住める高台への住宅地整備の確保が必要では。

2番目に、「清水地区の内水」について質問いたします。

村で管理している準用河川からの流入が直接原因で、今回も内水が発生し、懸案事項が一つも解決されておりません。根本的な対策が必要と思われます。

「庁舎建設について」です。

3月の提言書の回答で、地質に関しての明確な回答がなく、液状化が予想される地質での工事が進捗されております。建物の基礎位置だけではなく敷地全体の調査を行うべきではということです。

あと、庁舎に関してですけれども、近隣ということで、東側を走る村道の路体部分のL型擁壁に軽微な異常や陥没箇所が見られます。また、今回の災害で山腹の崩壊事案が発生し、この地域の山の形態に異常が発生しているのではということで、質問いたします。

また、造成中ではありますけれども、境界の部分の擁壁の基礎部分をやったときの根切りのやった後から水位が下がらないというのがよく見受けられます。

あと、3番目ですけれども、合海大坪線道路改良に伴う墓地移転先が当初より地盤沈下を起こしておりました。今回の庁舎造成工事に伴い、ますます沈下を招くのではと懸念しております。

あと、4番目ですけれども、合海地区排水ポンプ施設の整備についてです。内水対策として、村単独で行う合海地区内への排水施設整備をいつから実施するのか。庁舎建設用地はさま変わりしております。懸案事項の建設はいつから行うか。

村長、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「村政について村長に問う」という斎藤議員の質問にお答えをいたしま

す。

議員からは7点について質問をいただきました。

初めに、浸水被害を受けない場所への住宅地整備に関する質問についてお答えをいたします。

国土交通省では、令和2年7月の豪雨災害を受け、「最上川流域緊急治水プロジェクト事業」を実施しており、村内でも支障木伐採や流下能力を向上させるための河道掘削などが行われております。

このたびの7月末の豪雨では、この事業が功を奏し、令和2年のような最上川からの越水被害が未然に防止できたものと感じております。しかしながら、戸沢村では最上川の越水により多くの住家や作業小屋が浸水被害を受けており、浸水想定区域にお住まいの皆様にとりましては、こうした不安が払拭できないものと思います。

住宅地の整備につきましては、ライフラインの整備も必要であり、多額の事業費を要するとともに、移転する側も住宅の建設費用など多額の負担が生じるため、住民の考え方やニーズを的確に把握する必要があります。村の住宅施策全体を考慮し検討してまいりたいと存じます。

次に、清水地区の内水対策ですが、関連がありますので、合海地区排水ポンプ施設の整備に関する質問と併せてお答えをいたします。

内水対策につきましては、過去にも何度か質問をいただきしております。議員御承知のとおり、鳥川地区にある清水堰からの流入により清水合海地区の内水被害が拡大していることが問題視されており、斎藤議員からも現地調査やその後に開催した内水対策検討会議に出席をいただき御意見をお伺いしております。関係者の中でも農業用水や防火用水として利用されている方との利害関係もあり、意見が相違していることは御理解いただいていると存じます。

村としては、鳥川地区の清水堰入り口を大型土のうで封鎖することも検討していましたが、このようなこともあり、その対策については断念したところあります。

先般、村では清水地区の関係者と国道の横断暗渠等の現地調査を実施しております。内容を精査した上で、内水対策検討会議を開催し、再度関係者から御意見をいただきながら対応を検討してまいりたいと存じますので、その際には議員からも適切な御助言をお願いいたします。

また、内水対策につきましては、基本的には当該自治体で対応することになっております。排水ポンプの設置については、国の補助事業もございませんので、財源確保の一つの方策として、緊急自然災害防止事業債の活用も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、庁舎建設について何点かに分けて御質問いただいております。

まず、地質の問題でございます。

議員が心配されている液状化ですが、新庁舎の建設用地でのボーリング調査と分析を実施しておりますので、その委託業者の調査結果を待って、液状化の対応策を必要性も含め判断をしていく考えでおります。

また、軟弱地盤ではないかとの心配をおかけしておりましたが、庁舎建設箇所にボーリング調査を4か所行い、砂礫の硬い地盤がありましたので、新庁舎建設の用地としての地質は十分であり、現段階で敷地全体の調査は考えておりません。

次に、村道合海大坪線のL型擁壁に軽微な異常や陥没が見られることに関し、今回の災害で山腹の崩壊事案が発生し、この地域の山の形態に異常が発生しているのではないかという質問にお答えをいたします。

7月末の豪雨では、線状降水帯の発生により長時間にわたり強い雨が降り続いたため、当該路線におきましても2か所で土砂崩れは確認されましたが、議員御指摘のL型擁壁に影響を与えるような状況は確認されておりません。

部分的に舗装にひび割れができる箇所と、L型擁壁と側溝の間のモルタル部分が剥離している状況は春先から確認されており、いずれも今回の雨との因果関係はないと考えられます。

次に、根切り後の水位が下がらないとのことですが、水位が下がらないということは、下に硬い地盤があるから下がらないということを認識しております。

最後に、「合海・大坪線道路改良に伴う墓地移転先が、当初より地盤沈下を起こし、今回の庁舎造成工事に伴いますますの沈下を招くのでは」という質問にお答えをいたします。

合海墓地公園は、平成9年に38区画を造成し、その後、平成20年に合海・大坪線道路改良に伴う移転ではなく、国道458号線の道路改良に伴う移転により14区画整備され、現在52区画があり、38区画が使用されております。

これまで使用者から地盤沈下が起きているとの御相談はなく、現場を確認してみましたが、舗装路の地割等はありますが、墓石の傾きは確認できませんでした。

また、現在、新庁舎用地造成工事を行っておりますが、工事を行っている業者から、地盤が下がっているとの報告はありません。

なお、造成から27年が経過しておりますので、今後大きな地盤沈下等が確認された場合には、その都度対応してまいりますので、今後とも議員皆様方の御理解と御協力をお願いいたしますて、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 答弁ありがとうございました。

まず、第一に「忘れぬうちに来る災害」ということで、今回の災害で26日、27日にわたって私も調査いたしました。

その際に前回から比べれば、河床の河道掘削とか、そういうあれがかなり影響があるなどいふことで、前回よりは被害が少ないなということは感じてきました。

でも、川向の方からは、「度重なるあれで、やんだぐなったわ」と、そして、機械は出して、冷蔵庫は出して、こんなことを何回もやっていなきゃなんないのかって。

やっぱり鳥川の方もそんな感じだろうなと思われました。それで、いろいろ今度は私も高台のほうに行きたいとか何とかいろいろ話を聞いておりましたので、清水合海地区もいろいろ高齢化で住居も空いてきていますよと、いろいろ話はしましたけれども、やっぱり浸水想定区域だろうと、そして、「何でそんなところに行かなきゃなんないんだ」ということを言われて、清水合海地区とブランドということは、これでもうなくなったんだなと、昔みたいに町場とかそういうときに言っていた時代のことはもう伏せなきゃなという感じで、私感じて受け取つてきました。

やはり高台に移ることが一番安全だと、そして度々起こる災害にも対応できる、そして、財産を失うことがないと。確かに金はかかります。国の政策の中でも地方要望の際にも高台移転のほうに向けて補助を出すということで、今回行ったときもそういう要望があったわけですよ、やっぱり先生方のほうからも。そういう形に向けてやっていかないと、7月末現在で2,780人を切っているわけです。だから、それから考えて、人口減少になるし、空き家対策はもう完全にここに入ってくれということはならないんだなと思って、清水合海地区の空き家はこれからますます増えるんじゃないかなと思っておりました。

高台移転をこういう形でやっていくんだと、村の基本方針として住民に問いかけて、それをPRして、村のキャッチフレーズとしてやっていくことが村の将来のためにも人口増にもつながるんじゃないかと思いました。

それについて、村長からちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、斎藤議員がおっしゃったこと、誠に利を得ているというふうに私も感じております。

ただ、実際に同じ移転するのであれば、逆に大蔵村でなくて別のところに行くわというふうな方も中には出てくるというふうに思います。むしろそっちのほうが多くなってしまうのかなと。逆に私は、藪をつついてヘビを出したと、そんなふうにならないかと心配をしているところ

ろです。

当然、浸水想定区域にはありますけれども、この清水堤防なり、そういった堤防が破れない、破堤しないというような保証はございませんけれども、まず、普通の水では破堤しないというようなことは言えると思います。私は、村として今できることは、当然、今そこに住んでいる方々を守らなくてはいけないというふうな命題があると思います。ですから、私は中央要望の際は、当然、今の堤防強化、そういうことをまず第一に考える。そして、例えば最上地域のある村の同じ年に2回もある、あるいは、ここ何年かの間に何回もというふうな災害、しかも2階の上まで浸水をするというふうなことと、ちょっと床下浸水と訳が違うと思うんですね。

そういうことを考えた場合、当然、斎藤議員がおっしゃるように、本当の考え方で大蔵村の中の高台に移住したいという方が何名かいらっしゃるというふうなことを確約できれば、村としてもそういうことを真剣に考えていかなければならぬというふうに思ってございます。

議員おっしゃるとおり、今この平場にはそういうふうな場所はございません。ですから、やはり今まで役場庁舎建設に関わるいろんな場所が選定されました。そのうちの一番広いところといえば、やっぱりカヤノだというふうに思っております。

ただ、そこの場合はインフラ整備というふうなことで、下水とか、そういったことの費用が莫大にかかるものと思います。費用対効果もありますけれども、ただ住民の皆様方が、村民の皆様方がこぞって、山間地も含めて、そこに移転をするというふうなことであれば、村として万難を排して、そこにやはり住宅地を建設というふうな判断をせざるを得ないと思います。私はぜひともそういうふうな考えに立って、なることを逆に望んでおります、私としても。

そういうことをすることによって、新庄工業団地線、いわゆる合海から造ったあの道路も生きてきます。そういうようなことを考えれば、やはり大蔵村の発展というふうなこと、なかなかこれから人口が右肩上がりに上がるなんてことはないと思うんですけども、大蔵村が好きだというふうに言ってくださる方のための住宅用地あるいは住宅のそういった建設に関わる、そういう施設は確保してまいる、それが私ども役場職員の務め、そして議員の皆様方の務めではないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 村長、どうもありがとうございます。

やはりそういう考え方の下で、コンパクトシティーでみたいな形でやって、コストも削減して、村全体の考え方で、そういう形でしっかりとこれからも取り組んでいただいて、先ほど一番最初に

佐藤 勝議員が言ったときに、人口の流出ということ、村長、答弁なさりましたよね。

だから、そういうことにならないように、それが危惧されるということが、私たちも歩いていて一番危惧されたのがそこでしたから、その辺のことを考えながら実施していただきたいなと思います。

あと、2番目に清水地区の内水ということで、令和2年の12月定例会で私一般質問いたしました。その際にも、大体原因は横断している2か所と、今回も関係者の中で清水地区の方と調査をいたしましたという答弁ありました。

それで、私も地区の方とちょっとお話ししまして、それで、原因は大蔵食堂の裏と、佐藤さんの裏と、あといおりの裏にあるあれを解決すれば最低でも大蔵食堂の裏のほうの内水はあそこは止まるんじゃないかと。

そのときもお話ししました。そして、あとは清水堰の、当初の村長の答弁では入り口を止めると、そして止めるのはいいけれども、途中に穴開いています。穴開いているところから、また水来るわけです。

そして、ドローンで見たときに、あそこに穴開いていると、あとはその当時はちょっと合海に掘削した人間が生きておりましたので、100歳で亡くなりましたけれども、だから素掘り掘削でやって、そういう形で掘ったんだよと。だから、途中に空気口あたり、そういうふうに穴があるのは当たり前なんですよとのことでした。

だから、ちょうど前副村長がいるときに、清水堰、今、清水堰の圃場整備も始まったわけです。だから、建屋を新しく更新してということで、そしてそこで1か所止めれば、まず水が止まる。今、会長さんも来ていますけれども、そういう話で清水堰の管理をやっていますので、そういうことで、そこを更新して県のほうに要望するからということで、国のほうにもお話ししようとしたとき、前副村長からもちょっと待ってくれと。だから、要望に合うような形で造り直すからということで、ちょっとそのまま中断していますけれども、だから、そういうものをひとつ解決して、そしてあとはそこでゲートを閉めれば、あそこの清水地区の内水は収まるわけです。そして、合海に来て田んぼダムの面積が今減っていますけれども、あそこに来るのには昔から同じわけです。標高差が堂の前とテングのほうでは3メートルの標高差があります。

だから、今ちょうど圃場整備始まっているわけです。ちょうど今、中央要望行っても排水機場ができる要素なんかほとんどないわけです。

だから、今実績がある川で河道掘削やっているんですよね。だから、ちょうどこの辺は、堆積層があるわけです。だから、それと同じ考え方で田面部を下げるような形の工面があつてもい

いんじゃないかなと思っているんです。

そして、今までいろいろ村の振興対策として建てた面積が減っているわけです。そして、あとニコットとか来て、そこも減っているわけですけれども、それを田面部を下げることによつて、少しカバーできるんじやないかと、ちょうど河道掘削がちょうどよい形だったなと私は思つてるんですよ。

だから、そういうこともできることをちょっと工夫すべきじゃないかなと思って、造成は始まりましたけれども、ちょうど変更でそういうこと考えるのあれば、そういうことも検討すべきなんじやないかなということで、ただ施設には何億、何十億もかかるわけですよ。でも、それは今事業やってて変更ができるんですから、そういう工面もできるかできないかもちょっと考えるべきなんじやないかなと、ちょっと私なりに見ました。

ちょっとその辺にコメントあればお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、斎藤議員からは、田面部を下げるというふうなこと具体的なお話ございました。

その意味合いはあれですか。基盤整備のときに、いわゆる盤を下げて、（「そうです」の声あり）田んぼのいわゆる表面といいましょうか、一番上になる部分が今のつくっている田んぼより下に下げるということですか。（「そうです」の声あり）

そのことによって水をためる、いわゆるその何ていうんでしようか、それが多くなるというふうなことで、住宅地なり、そういったところに上がってくる水を逆にその部分で保水することができて、内水を防ぐことができるということなんでしょうか。（「そうです」の声あり）

その辺ですね、ちょっと基盤整備の中でそういうようなことができるのかどうかということもいろいろ疑問ですし、例えば斎藤議員からそういうふうなことを具体的に県のほうの担当というんでしようか、基盤整備のこれから進行していく中で、いろんな話があると思います。ただ、今の時点できができるのかできないのかということもちょっと考えなくてはいけないと思います。

ですから、それに代わるものなり、いろんなことが考えられたり、とにかくこのことについては、斎藤議員ももちろんですけれども、関係者の方々がみんなが集まって、やはり検討していくかなければならぬと思います。

また2回目の同じようなこと言いますけれども、ちょっとこの前、9月に入ってからです。

5日の日に清水の方々だけで清水内水検討委員会というようなことで、今日ここにお邪魔している代表監査委員の土屋さんも含めて入っていただいて、役場の職員の皆様方といろんな県の排水路だったり、用水路だったり、そういうようなものも検討していただきました。そして、より具体的なことも出していただきました。それもやっぱり1つずつ解決していくかないとならないことであり、それから、合海の内水と、それから清水の内水というのは、全然関係がないんじゃなくて、お互いに関連していることもありますよね。そういうことも踏まえて、みんなで協力して対応していかないと、清水はこうだ、合海はこうだではなくて、要するに、田んぼは仕方ないという言い方は、私、変だと思うんですけども、まずは人家に害を及ぼさない、そういう内水対策をきっちり考えていくって、それから、できれば田んぼのほうも救うことができるよう、そんなふうな考え方で順序立てていかなければならぬかなと思っています。

そういう意味で、あの質問にもありますので、それはあの質問に答えたいと思います。今、当面、齊藤議員から言われたことに関して、なるほどなと思ったところもありますし、これはちょっと難しいのかなと思ったこともありましたので、今こんな答弁をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 齊藤議員。

○8番（齊藤光雄君） 確かに清水のほうだと、私、資料出しております。だから、清水の方の事情も皆分かりますし、大体今まで令和2年の災害の頃に調査したものも全部全てお渡ししております。そして、事情は知っております。

だけど、やっぱりあの地区で、何で住居部分に水上がらなきやならないんだと、ちょっと疑問なんですよ。確かに前村長もいたけれども、何でこんなことやってたんだろうなと、私はつくづく思っています。村長がいて、あんなことよくやっているなと。

だから、あんなやり方であったので、あそことあそこ閉じれば、あそこの状態は済むんだからということで、今回はある程度、議会でこのことは質問しますよと、清水の方にもお話ししました。

だから、それがあって、住居のほうに水が上がらないようなことをやっていかないと、ますます人いなくなるわけです。だから、その辺を解消したいから、確かにみんな年寄りばっかりで対処するのも大変ですよ。

そういうものもありましたので、今回質問させていただきました。ぜひその辺のところも、

次の清水の方々と協議の際も私も参加いたしたいと思いますので、その節はよろしくお願ひします。

あとは、最後の序舎についてですけれども、液状化ということで、私言っているわけです。今回3月の提言の中でも、実際きっちりした回答がないわけです。まだ6月中旬頃に全ての回答が出せるだろうと。それから出てきて、やっと出てきたわけです。そして、これからになれば、入札も皆終わって、これから建物の入札も入るんじゃないかなということで、実際、明確な回答もしないまま、無視されたままこのまま進むのかなと思っていました。

やはり今回能登半島地震の中で、7階建てのビルも倒れました。それで、今ちょっと騒がれていることが、ちょっと私これはテレビで得た知識ですけれども、プリンの状態と、食べるプリンです。ようかんの状態と、それでは全然違うわけです。だから、そういうふうな形の状態がどういうふうになっているのか、この地盤が。

確かにこの答弁書の中では、十分と書かれていますけれども、この十分という意味がどういうふうに捉えていいのか、ちょっと疑問に思います。

だから、今回例えばコメントをきっちりやる、まだ出ないという形ですけれども、きっちりとしたコメントを業者の、専門家の、コメントつければ何でもそれで終わるんじゃないかなと思っていたので。それで、やはりこのプリンとようかんの状態がそれによって、倒壊するかしないか、くい基礎までひっくり返るかということの要素がそこにあるらしいですから、それで私今回質問したわけであって、その状態をちょっと後で業者の方に確認していただいて、そして、明確な状態で心配ないよということで村長から言葉をいただきたいなと思います。そこで意思決定して、心配ないんだということではっきり言ってもらいたいと思います。

あと、東側の道路のめりの部分が下がっているということですけれども、この前たまたま業者の方が目地付けやっていたものですから、これは開いたのかなということで思ったものだから、山が動いているのかなというふうに思いました。すぐ水が入らないようにしているとは思うんですけども、だからそういう懸念もあるので、いろいろ連携の形で質問しているわけです。

3番目もそういう形の中であったものだから、どうなっているんだろうなという心配なことで、あそこ常に通るものですから、ずっと水の水位が下がらないことないし、だからあそこ全部塞いで、ある程度時期になれば、地下のことなんかは分からぬわけですよね。だから、そうなると、プリン状態なのか、ようかん状態なのかあるのか、そんなこと私たちだって分かるわけないわけですよ。だから、きっちりとした形で、業者の方から最終判断として、心配ないよと、

お墨つきをいただいて、議会のこの場ではっきり返答いただきたいなと思いました。だから、今回質問させていただきました。

あとは、大坪線の墓地の地盤沈下ですけれども、どのような調査を行ったかちょっと分かりませんけれども、実際、私の墓地もブロックで囲まれているんですけれども、皆全部剥離しています。それで、どういう調査して、下げ振りでもやったんですか。調査して目視だけですか。

それと、あとブロックも皆全部開いて、全部の区画が開いているわけです。そして、全部個人で水つけやったりしてはいますけれども、あからさまにやっぱり下がっているわけです。

だから、下げ振りでもやって下がっているとか、そういうふうにやったのか、やっていないのか、その辺のところちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まず、液状化のことについてお答えをさせていただきます。

議員はそのことを心配されている、例えとしてようかんとプリンのお話をいただきました。それは、今の説明する、今回の能登半島地震のときに液状化になったというふうなことで、それを簡潔に説明するために、そういうふうな言葉、あるいは固有名詞を使って表したものだというふうに思います。それは的確で、非常に分かりやすいというふうに思います。

液状化の判断については、ここにも書いてございますけれども、今4か所をして、さらにもう1か所をする予定であるから、そういうことで、それが全て終わった段階でしっかりと見た見解を出していただくようになっていますというようなことを先ほど申し上げました。

それから、私の説明不足については、これから総務課長に補足説明をしていただきます。

それから、合海大坪線のL型擁壁に軽微な異常が見られるということ、それから、山が2か所ほど少し崩落をしてきたということ、それが山全体が動いているというものではなくて、切り具合ですね、傾斜の具合が多少急であったことと、そこに木があまり生えていなかったこと、そういうことも含めて、今回の雨についてきたということであって、決して山自体が動いているというふうな判断ではないというふうなことでした。

それについても、精巧なというんですかね、絶対的な断言ができるものではありませんけれども、普通のそういった土工といいましょうか、そういったものにある程度精通している業者の皆様方からのお話でございましたので、それもきっとした業者をかけろというふうなことであれば、それもやぶさかではないと思いますけれども、まだそれは全然関係がないというふうに私どもも見ているところです。

それから、根切りの水位が下がらないということですけれども、例えば、普通の私ども土壤

の中に穴掘っても、下のほうを踏み固めれば水が当然上から降った場合は少したまりますよね。それと同じ状況だというふうに理解してございます。ですから、崖といいましょうか、傾斜のあるほうから水が噴き出してきたとか、そういうふうなものであれば、それは非常に心配されることがあると思います。上から降った雨水がたまっているというふうなことは、さほどそんな大きな要因というか、心配する原因にはならないのかなというふうに判断をしてございます。

それについても、そういった現場での知識のある皆様方にお聞きしたところ、そういうふうな答えであったというふうなことありました。

それから、大坪合海線の道路改良に伴うお墓の地盤沈下ということではありますけれども、そうではなくて、最初にお墓のほうの整備をしたわけであって、道路とかそういうふうな工事でもってそういうふうになったんじゃないよというふうなことがあります。

これについては、正式な測定とかそういうものをしてしたものではなくて、目視によるものだというふうなことでございます。それについても、当然そういうふうな精巧な検査をするというふうなことで予算をつけてすれば、それもやぶさかではないですけれども、それはいかがなものかなというふうに思っているところです。

いろんな人の合海の方々に聞いてみても、地盤沈下したというふうなことをおっしゃる人はいませんでした。ただ、やはり地震とかそういうのでは少し地割れをしたり、コンクリが割れたりというふうなことは見られますけれども、そんなになんていうんでしょうかね、大きな崩落が予想されるとか、そういったものではないというふうなことでしたので、こういうふうな答弁をさせていただいたところであります。

これは一応、担当課の皆様方から精査をしていただき、お話をしながらまとめた分でありますけれども、議会のほうで皆様方の話合いの中で、これだけは絶対やらなくちゃいけないというふうなことを決めていただければ、それだってやらなくちゃいけないというようなことで、ただその際には皆さんがあっしゃるとおり、お金もかかります。そういうことも勘案してくださいって、決議してくださって、それはそれとして要望としてくださるのであれば、その要望についてどうしようかというふうなことで、我々執行部で詰めていきたいというふうに思ってございます。

私から答えられるのは以上であります。このことは、各課長にあえてこれについてどうだということは質問を私からは避けます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） お墓に関してですけれども、そんなに業者を呼ばなくても、下げ振り一つで、ちょうど墓地が移動していないということは、結局、下げ振り一つ分かるわけです。だから、そんなにそれを一つ買ってくれば何もできることですから、それよりも実際私のお墓もそこにあります。区画が全部ブロックありますけれども、剥がれてきてますので、議会が終わってからでも後でいいですけれども、現地を見せますので、私、案内します。その辺の時間を取っていただきたいと思います。

だから、実際その辺に関しては、そういうふうに地盤沈下を起こしているよと、住民の方はないと言いますけれども、声を上げていないだけです。だから、そういうふうに大変だよと、あとお盆で掃除するときに草がぱっと出てきて、目地が割れている、それは経年劣化ということありますけれども、墓石が動いているということはないですから。

でも、土の中ではこういうことが起きているということを後で示したいと思いますので、ぜひ協力していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○村長（加藤正美君） 墓石が動くということは、大きな地震があれば震度5それぐらいでも結構動いたりしますよね。そういうこともありますので、必ずしもその今回の用地造成で動いているとか、それから、清水合海大坪線の道路工事で動いたとか、あるいは下の国道458の工事でその影響で動いたというふうなものではないというふうに私は思っています。

そういうことで、今、議員がおっしゃるとおり、下げ振り一つで分かるというふうなこと、それから、草おいでいるというようなこと、それについては、地割れが起きれば当然そこから草は生えてくるものというふうに思っています。

そういうことも含めて、まず現場を見せていただきます。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 確かにそれは地震とかそういう問題じゃなくて、当時できたときからそれぞれに担当者で申し上げていました。入り口の部分が土留めになっていないから、車止めるにはものすごくある意味で立派なものになっています。あんなもの、あんなものじゃなくて、やはりブロックできちつと土留めしていれば、水は下のほうに流れるんですから、水が流れれば流れるほど地盤が沈下するんですから、そういうふうなことを申し上げたんですけども、当時も。そういうことがあって、地震のこと云々よりも、そちらのほうが大きいんですよ。

そして、あとは県のほうの補償で村が代行してやったわけですから。

ということは、私も重々分かっていますので、その辺のことも終わってから説明いたしますので、よろしくお願ひします。

これで終わります。

○議長（海藤邦夫君） 以上で一般質問を終わります。

ここで審議中ではございますが、議長としての会議時間について宣言します。

本日9月10日の会議は、予定した日程の議案審議を行うため、午後6時まで繰り下げて開くことにします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認め、議案審議を続けます。

---

日程第5 議第56号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、議第56号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第56号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に2億7,900万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,420万1,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、議第56号になります。専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、専決処分した補正予算書の2ページをお開きください。

専第12号

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

令和6年度大蔵村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,420万1,000円とする。

2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、村長専決する。

令和6年7月26日

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、8ページをお開きください。

歳入でございます。

15款県支出金 2項県補助金 8目消防費県補助金104万6,000円。

18款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金 2億7,795万4,000円。

次のページをお開きください。

歳出となります。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費200万円。

4款衛生費 1項保健衛生費 7目浄化槽費61万円。

2項清掃費 1目清掃総務費264万2,000円。

3項簡易水道費 1目簡易水道費1,385万3,000円。

次のページをお開きください。

9款 1項消防費 3目水防費11万円。

4目危機管理費271万1,000円。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 1目耕地災害復旧費 1億3,597万4,000円。

2目林業災害復旧費2,100万円。

次のページをお開きください。

2項1目公共土木施設災害復旧費9,000万円。

以上、御審議の上、承認くださいますようお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 13ページをお開きください。

このたびの災害に関して、迅速な対応をしていただきました職員の方々に本当に御礼申し上げます。

そこで、農業関係の11-1-1の耕地災害復旧費におきまして、応急ポンプやら燃料費やら様々なありますけれども、これはあくまでも緊急的な専決対応でありますので、これからさらにお金かかるのかなと思うんですけれども、見込みとしてこれ以上やっぱり補正どのくらいかかるかなというの分かったら、大体でいいのでざっくりとした数字を教えていただければと思います。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 今回、専決で予算措置させていただいたものに関しては、査定を受けるための査定設計の費用、また応急復旧という形で、今のところは水の確保ということで、ポンプのリース料というふうな形の部分で予算措置させていただいております。

また、18節につきましては、前にも御説明したとおり、詳細な復旧事業ということで、100万円限度の90%補助という形で1億円計上させていただいている状況ではあるんですが、今後、査定を受けて、査定の金額に従って実施設計、または、本工事の費用というのがかかってきます。今、全く方向性が見えていないといいますか、今検討中なんですが、新田川周辺の工事等に関しましては、めどがつかない状況であるというふうなこともあります、かなり多額の今後、増額補正が見込まれるところではありますが、本当に数億円単位での補正になるかなというふうな予想はしております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「もう1点」の声あり）伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 同じく13ページの上の危機管理費ですけれども、ここで18節の災害救助法適用による災害支援補助金の住宅応急修理とありますけれども、これどういう内容なのか、教えていただければと思います。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 危機管理費18節の災害救助法適用による災害支援補助金（住宅応急修理）でございますが、これは床上浸水のあった2件に関する補助金で

ございます。床上浸水をしまして、床の張り替え等の工事が必要な場合に支給される補助金です。

この財源に関しましては、後ほど今回の歳入は設けておりませんが、制約上適用になりましたので、国の補助金で対応します。後ほど額が分かり次第、歳入のほうは計上したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第6 議第57号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第6、議第57号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第57号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について、業務の予定量につきまして第2条、収益的収入及び支出については第3条に、基本的収入及び支出については第4条に、他会計からの補助金については第5条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第57号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の18ページをお願いします。

専第13号

令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計予算（以下予算という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事項）

主要な建設改良事業 白須賀地区排水管布設替え工事

既決予定量はございません。

補正予定量 480万円。

計 480万円。

第3条 収益的収入及び支出及び第4条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画明細書で説明させていただきますので、24ページをお願いします。

令和6年度実施計画明細書 収益的収入及び支出

収入でございます。

1款水道事業収益 3項特別収益 1目他会計補助金1,905万3,000円。

支出でございます。

1款水道事業費用 3項特別損失 3目災害による損失1,905万3,000円。

資本的収入及び支出

収入でございます。

1款資本的収入 4項補助金 3目他会計繰入金480万円。

支出でございます。

1款資本的支出 1項建設改良費 2目単独事業480万円。白須賀地区排水管布設替え工事実施設計委託料になります。

18ページにお戻りください。

5条から読ませていただきます。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中9,178万2,000円を、1億1,563万5,000円に改める。

令和6年7月26日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 24ページの支出の部で、塩藤田沢線送水管仮設配管工事、これ仮設ですから、あくまで仮設で、本当の工事はいつからですか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、塩藤田沢線の林道が復旧した後に、本管の本設をするというふうなことで計画しております。

以上です。（「了解です」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第7 議第58号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村下水道  
事業会計補正予算（第2号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第7、議第58号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第58号 専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）。

この議案は、下水道事業会計補正予算について、収益的収入及び支出については第2条に、他会計からの補助金については第3条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきまし

ては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第58号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の28ページをお願いします。

専第14号

令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 収益的収入及び支出につきましては、実施計画明細書で説明させていただきますので、34ページをお願いします。

令和6年度実施計画明細書 収益的収入及び支出

収入でございます。

1款下水道事業収益 3項特別収益 1目他会計補助金61万円。

支出でございます。

1款下水道事業費用 3項特別損失 3目災害による損失61万円。

28ページにお戻りください。

3条から読ませていただきます。

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条中1億4,846万7,000円を、1億4,907万7,000円に改める。

令和6年7月26日

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休憩いたします。

再開は5時15分とします。

午後5時05分 休憩

---

午後5時15分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

---

日程第 8 議第59号 令和5年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議第60号 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第10 議第61号 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第11 議第62号 令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳  
入歳出決算認定について

日程第12 議第63号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第13 議第64号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

日程第14 議第65号 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認  
定について

日程第15 議第66号 令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第8、議第59号から日程第15、議第66号まで決算認定関係の議案を  
大蔵村会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第8、議第59号から日程第15、議第66号までの決算認定関係8議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第59号令和5年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第60号令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号令和5年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第65号令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上、議第59号から議第66号までの8議案につきましては、令和5年度大蔵村一般会計歳入歳出決算のほか、大蔵村国民健康保険特別会計など7つの特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書につきましては、前もって送付させていただいておりますが、各会計の決算概要につきましては、会計管理者に説明をさせます。

なお、監査委員の意見書、予算執行実績調書は別冊にして添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） それでは、鳴海会計管理者から令和5年度の決算概要の報告をお願いいたします。鳴海会計管理者。

○会計管理者（鳴海由紀子君） それでは、令和5年度の決算概要について御報告をいたします。

初めに、令和5年度決算書の2ページ、会計別決算総括表のほうをお開きください。

こちらの決算書の2ページ目お開きください。黄色の決算書になります。

全会計の合計では、予算現額が57億5,736万2,000円に対しまして、収入済額54億8,767万1,401円、支出済額は53億6,336万1,713円となっています。

予算現額に対しまして、収入率は95.3%、執行率は93.2%であります。

収入済額から支出済額を差し引いた差引残額は1億2,430万9,688円となっておりますが、一般会計で繰越明許費の一般財源が生じておりますので、後ほど御説明を申し上げます。

続きまして、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。決算書の6ページお開きください。

歳入につきましては、1款村税から10ページ21款の村債までです。

10ページ目お開きください。

予算現額が43億2,402万4,000円に対しまして、調定額が41億1,705万2,620円、収入済額は40億8,961万1,811円となっております。不納欠損額は3万2,058円、収入未済額は2,740万8,751円です。

続いて、歳出は12ページからになります。

1款議会費から14ページの14款予備費までで、支出済額が40億452万2,308円でございます。

令和5年度中に事業が終了せず、翌年度へ繰り越す繰越明許費として9,132万8,000円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額は8,508万9,503円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源として、2,247万7,000円ございますので、歳入歳出差引額からこの金額を差し引いた実質収支額は6,261万2,503円となっております。

詳細につきましては、16ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

134ページお開きください。

歳入につきましては、1款国民健康保険税から8款諸収入までです。

予算現額4億2,637万3,000円に対しまして、調停額4億4,410万1,593円、収入済額が4億3,238万7,361円となっています。不納欠損額が33万8,400円、収入未済額は1,137万5,832円です。

歳出は、136ページからになります。

1款総務費から10款予備費までで、支出済額が4億2,117万3,740円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は1,121万3,621円となっております。

詳細につきましては、140ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。

こちらは160ページをお開きください。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金から6款村債までで、予算現額が1億6,863万2,000円に対しまして、調定額1億7,120万7,978円、収入済額は1億4,412万7,816円となっています。不納欠損額はございません。収入未済額は2,708万162円です。

歳出は162ページからになります。

1款の水道事業経営総務費から4款の予備費まで、支出済額が1億3,522万4,558円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は890万3,263円となっております。

詳細につきましては、164ページからの事項別明細書を御覧ください。

続いて、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。

こちらは172ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金から6款村債まで、予算現額が1億4,467万3,000円に対しまして、調定額が1億4,517万7,373円、収入済額は1億3,436万8,474円となっております。不納欠損額はございません。収入未済額は1,080万8,899円です。

歳出は、次のページの174ページからになります。

1款の公共下水道事業経営総務費から4款予備費まで、支出済額が1億2,847万7,998円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は580万9,476円となっております。

詳細につきましては、176ページからの事項別明細書を御覧ください。

次に、へき地診療所特別会計でございます。

184ページお開きください。

歳入につきましては、1款の診療収入から7款村債まで、予算現額が2億1,428万2,000円に対しまして、調定額と収入済額が同額の2億1,447万8,888円となっています。不納欠損額と収入未済額はございません。

歳出は186ページからになります。

1款総務費から3款予備費まで、支出済額が2億1,203万1,187円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は244万7,701円となっております。

詳細につきましては、次の188ページからの事項別明細書を御覧ください。

続いて、介護保険特別会計でございます。

200ページをお開きください。

歳入につきましては、1款の保険料から9款諸収入まで、予算現額が4億1,409万6,000円に対しまして、調定額が4億1,443万3,167円、収入済額は4億1,400万4,023円となっています。不納欠損額が32万6,540円、収入未済額は10万2,604円でございます。

歳出は、次の202ページからになります。

1款の総務費から6款予備費まで、支出済額が4億359万4,368円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は1,040万9,655円となっております。

なお、詳細につきましては、204ページからの事項別明細書を御覧ください。

次に、浄化槽整備事業特別会計でございます。

228ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款村債までです。予算現額が2,763万7,000円に対しまして、調定額2,827万5,345円、収入済額は2,103万8,713円となっています。不納欠損額はございません。収入未済額は723万6,632円です。

歳出は、次のページ、230ページからになります。

1款浄化槽整備事業費から3款予備費までで、支出済額が2,103万7,844円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は869円となっています。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。

238ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料から5款の諸収入までで、予算現額が3,764万5,000円に対しまして、調定額は3,764万8,615円、収入済額は3,765万4,315円でございます。不納欠損額はございません。収入未済額はマイナス5,700円、還付未済額でございます。

歳出は、次のページの240ページからになります。

1款総務費から4款予備費までで、支出済額が3,729万9,715円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は35万4,600円となっております。

詳細につきましては、242ページからの事項別明細書を御覧ください。

なお、財産に関しましては、250ページ以降の調書に記載のとおりとなっております。

以上、令和5年度大蔵村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

---

#### 日程第16　監査委員報告

○議長（海藤邦夫君）　日程第16、監査委員報告に入ります。代表監査委員の土屋　徹氏より令和5年度の決算審査結果の報告をお願いいたします。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋　徹君）　令和5年度大蔵村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査意見を申し上げます。

審査の期間は、令和6年7月29日から8月6日までのうち4日間で実施したところであります。

審査の方法は、地方自治法第233条の規定に基づき、各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書に基づき、出納関係や証拠書類の審査と、関係各課より資料の提出と説明を求め、法令や条例等の遵守、計数の正確性、収支の符号、公有財産台帳の整合性を中心に審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、各会計とも法令や条例等の規定に準拠しており、計数についても正確で、その予算の執行並びに各基金及び財産管理につきましても、それぞれ設置目的に沿って運用されており、その執行は適正と認めたところであります。

なお、各会計の審査意見は、大蔵村各会計決算審査意見書のとおりであります、要点を報告させていただきます。

初めに、一般会計の収支状況につきましては、歳入歳出差引き8,508万9,503円であります、翌年度に繰り越すべき財源として2,247万7,000円があることから、その実質収支は6,261万2,503円でございます。

また、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では、611万6,484円の増加となっております。

今後とも中長期的な財政健全化を図りながら、効率的な予算執行と継続的な政策評価をお願いするものでございます。

次に、自主財源であります村税ですが、調定額3億3,738万5,744円に対し、収入済額は3億994万4,935円で、その収入未済額については、前年度より94万2,299円多い2,740万8,751円となっております。

納税は国民の義務であります。今後も住民の納税意識の向上に、より一層の努力を求めるものでございます。

次に、特別会計に移ります。

初めに、国民健康保険特別会計ですが、本会計の基幹収入である保険税の収納率は現年課税率99.4%、滞納繰越分18.0%、全体では83.2%であります。保険税の収入済額は、前年度と比較して8.6ポイント上回り、5,804万3,076円であります。

本村国保は、年度末被保険者数629人の小規模保険者で、医療費の増減が国保財政に大きく影響することから、特定健診や特定保健指導を通して医療給付費の抑制に努め、税の収納率向上対策と併せ、適正な税率への見直しを図りながら、国保会計の健全な運営をお願いするものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計ですが、歳出の決算額が前年度と比較して285万9,884円増加し

ております。その要因としましては、水道管理費において委託料及び工事請負費の増加によるものでございます。

また、歳入予算現額及び調定額に対する収入済額の割合、歳出予算現額に対する支出済額の割合が前年に対して低いのは、令和5年度決算が令和6年4月1日からの公営企業会計方式の適用に伴い、令和6年3月31日をもって終了とする打ち切り決算となり、出納整理期間は存在せず、打ち切り時点での未収金・未払金は歳入歳出決算事項別明細書の収入未済額や不用額に含まれ、また、未収金・未払金は令和6年度の予算の特例的収入及び特例的支出として整理したためであります。

令和6年度からは公営企業会計に移行し、より独立採算の原則が強く求められますので、使用料の収入未済については、税の公正や公平の負担原則と同様、未納者の理解を得ながら、その解消策をお願いするものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計ですが、歳出の決算額が前年度と比較して6,899万4,315円減少しております。その要因としましては、固定資産台帳整備業務委託料、肘折下水処理場耐水化工事等の公共下水道事業費の完了による支出が減少したものでございます。

また、収入未済額、歳出不用額が前年度より大きく増加しているのは、簡易水道事業特別会計と同様に、令和6年4月1日からの公営企業会計方式の適用に伴い、令和6年3月31日をもって終了とする打ち切り決算によるものでございます。また、この事業は限定された地区のみを対象としたものであることから、未納は極力解消すべきものと考えておりますので、公営企業会計移行後も下水道加入促進に努め、計画的かつ効率的な事業の推進に期待するものでございます。

次に、へき地診療所特別会計ですが、歳出の決算額が前年度と比較して353万7,967円増加しております。その要因としましては、医科診療用電子カルテシステム機器賃借料の増加や工事請負費が増加したものでございます。

この会計につきましても、独立採算を目指すべき会計ではありますが、診療所は村民が信頼する村内唯一の医療機関であり、今後も保健・医療・福祉の連携を図り、医師確保に万全を期して、より充実した診療体制の確立を図るとともに、今後の診療体制の見直しや再編について検討を図られるようお願いするものでございます。

次に、介護保険特別会計ですが、歳出総額4億359万4,368円に対し、保険給付費は3億4,452万6,940円で、歳出の85.4%を占めております。

これは高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする高齢者の増加を示すもので、今後も

高齢化社会の進展に対応した介護予防事業の推進に向けて、保健・医療・福祉が一体となり、地域の実情に沿った介護保険制度の充実と、健全な事業運営に一層努力されることを期待するものでございます。

次に、浄化槽整備事業特別会計ですが、歳出の決算額が前年度と比較して940万9,468円減少しております。また、この特別会計も収入未済額、歳出不用額が前年より大きく増加しているのは、簡易水道事業特別会計等と同様に、公営企業会計方式の適用に伴う打ち切り決算によるものでございます。

生活環境の変化に伴い、浄化槽の設置、あるいは下水道事業に対する村民の要望が多くなっている現状を踏まえ、公営企業会計移行後も使用料の適正化に努め、健全経営をお願いするものでございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金が3,726万709円で、99.9%とほとんどを占めております。

高齢化の進展に伴い、医療費が増加することが予想されることから、運営主体である山形県後期高齢者広域連合と連携を密にしながら、高齢者の健康維持に配慮し、医療費の低減を検討するなど、適正な医療の確保と健全な事業運営に期待するものでございます。

以上、各会計決算審査の意見といたします。

続きまして、大蔵村財政健全化の審査意見を申し上げます。

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

健全化判断比率に基づき審査した結果、実質赤字比率や連結実質赤字比率はなく、前年同様に、その財政は良と判断したところであります。

実質公債比率についても10.0%で、4年度の8.9%より1.1ポイント上昇しましたが、早期健全化基準の25%と比較した場合には、これを大きく下回っております。

また、将来負担比率もなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見ですが、この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

資金不足比率に基づき審査した結果、前年同様に、実質的な資金不足はなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業及び浄化槽整備事業特別会計経営健全化審査意見ですが、

両会計とも同じ意見になっております。同じように申し上げたいと思います。

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

両会計とも資金不足比率に基づき審査した結果、前年同様に実質的資金不足はなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

今後も村長以下職員一同、行財政改革に意を配しながら、さらなる財政健全化を図り、村民が安全・安心で暮らせるよう一層努力されることに御期待を申し上げ、審査意見といたします。

ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） 代表監査委員の報告が終わったので、これより決算認定関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第59号から議第66号までの決算関係8議案については、大蔵村会議規則第39条の規定により、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議第59号から議第66号までの決算関係8議案については、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、9月11日水曜日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時48分 散会



令和 6 年 9 月 11 日（水曜日）

第 3 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 2 日目)

令和6年9月11日（水曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長 デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
健康福祉課長補佐	岡部雅人君
産業振興課長補佐	八鍬充教君
産業振興課長補佐	井上沙織君
地域整備課長補佐	今井啓之君

教育課課長補佐

八 鍬

弘 君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

佐藤 信一君

---

議事日程 第2号

令和6年9月11日（水曜日）午前10時00分 開議

- 第 1 議第67号 令和6年梅雨前線豪雨等による災害の被災者に対する村税の減免に関する条例の設定について
- 第 2 議第68号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議第69号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議第70号 大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議第71号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 第 6 議第72号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第 7 議第73号 大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 8 議第74号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 9 議第75号 大蔵村診療所医科診療設備備品の購入契約について
- 第10 議第76号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて
- 第11 議第77号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）
- 第12 議第78号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議第79号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議第80号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議第81号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 第16 議第82号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、長時間にわたり一般質問並びに議案質疑、誠に御苦労さまでございました。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第67号 令和6年梅雨前線豪雨等による災害の被災者に対する村税の  
減免に関する条例の設定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、議第67号令和6年梅雨前線豪雨等による災害の被災者に対する  
村税の減免に関する条例の設定についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、改めましておはようございます。

昨日は、今議長が申し上げましたけれども、一般質問、そして議案審議、誠に御苦労さまで  
ございました。特に、時間を延長しての本会議というようなことで、お疲れになったことだと  
思います。

今日は2日目となりますけれども、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第67号令和6年梅雨前線豪雨等による災害の被災者に対する村税の減免に関する条例の設  
定について。

この議案は、令和6年梅雨前線豪雨等による災害の被災者に対し、村民税、固定資産税及び  
国民健康保険税の減免を行うため制定するものであります。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議ください  
ますようお願ひを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第67号令和6年梅雨前線豪雨等による災害の被災者に対する  
村税の減免に関する条例の設定について。

令和6年梅雨前線豪雨等による災害の被災者に対する村税の減免に関する条例を次のように  
制定する。

令和6年梅雨前線豪雨等による災害の被災者に対する村税の減免に関する条例。

改正内容につきましては、過日、全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明

を割愛させていただきます。

一番最後のページをお開きください。

附則から読み上げます。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年7月25日から適用する。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議第68号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、議第68号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第68号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。この議案は、国の法改正により診療報酬の改定及び国民健康保険被保険者証等が廃止されることに伴い、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第68号大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

大蔵村国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に、「項注7」を「項注11」に改める。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 12条の改正なのですけれども、被保険者証が廃止されるということもあってこれを省いたと思うのですが、マイナンバー改正と、改正とは言えないからかもしれないのですが、仮に資格証というのは今度、継続というふうになっているわけなのですけれども、マイナンバーカードを取得しない場合はですね。その方は資格証を使うにはこの規定ではどうなるのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 現在、国に問合せをしているのですが、具体的な事項はまだ提示されていないのが現状です。11月までには規定が来ると思いますので、その都度確認したいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） マイナンバーを整備しないといけない条文なのでしょうけれども、また11月になつたらば、これ施行する前にまた条例変更というか、そういう条例改正ということもあり得るということでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 条例自体は多分変わらないと思います。その下の規約なり、そこで対応する形になるかと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議第69号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、議第69号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第69号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第69号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関する寄附金。

第61条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第2条の3の2を次のように改める。

第2条の3の2、削除。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第61条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第24条第1項及び附則第2条の3の2の改正規定並びに次項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日。

(村民税に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第2号に掲げる規定による改正後の大蔵村税条例第24条第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第70号 大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する

## 条例の制定について

○議長（海藤邦夫君）　日程第4、議第70号大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第70号大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、肘折温泉新庄間の大蔵村営バスを運行するに当たり、二次元コードつきバスカードを使用した支払いが開始されることから、大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君）　田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君）　議第70号大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次の1号を加える。

（5）二次元コードつきバスカード使用料の額は、1,100円券で1,000円とする。

なお、この1,100円の設定根拠につきましては、回数券のほうを、100円のもの11枚つづりを1,000円で設定しておりますので、それと同額としたものでございます。

### 附則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君）　説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君）　勉強不足ですみませんけれども、二次元コードつきバスカードというのは、これから作るということですか、今もあるのですか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） ただいま作成中でございまして、デジタル推進室のほうの事業で作成を行っているところでございます。使用につきましては、10月1日から使用ということでお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） カードということです。チャージはできるのですか。どこでそのバスカードを買うのですか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 基本的にはクレジットカードのようなカード形式のもので、QRコードがついているものというふうにお考えいただければと思います。チャージのほうはできない仕様となっております。販売につきましては役場と、あとバスの車内での販売ということでおろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 大変便利になると思いますので、ぜひ広く使っていただけるようにしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議第71号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、議第71号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第71号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について。

この議案は、最上広域市町村圏事務組合、新たに副管理者を置くため、必要な変更を行うことについて、地方自治法第290条の規定により提案をするものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、議第71号最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について。

最上広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約を次のように制定する。

最上広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約。

最上広域市町村圏事務組合規約（昭和45年指令地第12454号）の一部を次のように変更する。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第2項中「組合の議会」を「組合議会」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（副管理者）

第11条 組合に副管理者1人を置く。

2 副管理者は、理事会が組合議会の同意を得てこれを選任する。

3 副管理者の任期は2年とする。

4 副管理者は、理事会を補佐し、職員の担任する事務（消防長及び消防署長が統括する事務を除く。）を監督する。

5 副管理者は、常勤とする。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 大したことじゃないのですけれども、第13条第2項の「組合の議会」を「組合議会」に改めると書いてありますけれども、これ、大した意味はあるのですか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 基本的にこういった文言の整理は、ほかの条例でもよくあること

でございますけれども、こちらのほうからこういうふうな文言の整理をしてくださいというふうなお願いもございましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 文言の訂正は大した意味はないということですね。それで、条を1つ加えるなんていうこと、全く無駄な作業だと思うのですが。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、やはり一度制定した規約でございますので、それを変更するためには議会の議決が必要でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） ちょっと私も全体の仕組みが分からぬので確認なのですが、これ、広域の業務ですので、各市町村で同じように改正手続を踏んでいると思うのですが、一議会で仮にこれに反対というか否決されると、全体が駄目になるのか。それとも、そういうことはないのでしょうか。その仕組みをちょっと教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、今議員御指摘のとおり、1つの市町村で否決がなされた場合は、この改正内容は無効ということになります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 則っているか分からぬのですが、今現在、9月議会、開催されているわけですけれども、ほかの市町村の状況というのはどうなっているのでしょうか。それは関係ないことでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） ちょっとその状況につきましては、今新聞で出ているようなことしか私どもは把握はしていないところでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 提案理由の中に、新たに副管理者を置くためというふうに書いてあります

すけれども、これは広域議会の中でも副管理者を置くというのは、もう決まった段階でのこの一部変更になっているのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、各市町村の議会の議決後に、その組合議会のほうに提案というふうな形を取っているようでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） そういうことは、先ほど雅之議員がおっしゃったように、もしかして大蔵で否決しました、じゃあそれを広域の議会に持っていきました、そうなったときはどういうふうな決め方になるのですか。結局、副会長を置くためというふうになっていますし、副管理者というのは、村に例えれば副村長という考え方でいいのですか。この立場がちょっとよく分からぬのですけれども、立ち位置が。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては、基本的にはまず最初のほうですけれども、組合の各市町村で否決されれば、多分議会のほうには上程されないかなというふうに、組合議会には上程されないかなというふうに思いますので、今回、副管理者の立場ということでございますけれども、最上広域組合の場合、理事会制度を取っておりません。理事会の中には理事長と副理事長がいらっしゃいます。副管理者を今回置く分については、その理事会の下のほうに、理事会には入るかもしれませんけれども、まず事務局が職務、例えば役場であれば総務課とか、そういうふうな組織があるわけなのですけれども、そういうふうなものとその理事会の間を取りまとめをすると、またあと消防のほうの取りまとめをするというような意味合いでもって、副管理者を置くというふうなことで説明を受けているところです。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 今、早坂議員の質問にかぶせるみたいな形になるのですけれども、今までこの組合というのはそんなにうまくいってなかつたのかなと。何でその副管理者を今から置かなきゃないというのがちょっと分からないので、その辺をきちっと説明していただきたいのですけれども、お願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さんも御存じのとおり、最上には8つの自治体がございます。その首長で組織しているのが理事会でございます。その8人の中から、代表で理事長、それから副理

事長という形を置いてございます。

今回、事務局長というふうな立場の中で、今の事務局長が定年になりました、委員長で就任してございます。その方の次といいますと、プロパーは年齢的に非常に若くて、事務局長をできる年齢に至っていないというふうな通常の判断でございます。やらなくてもいい、あるいはやってもいいというふうな制限はないのですけれども、まず年齢的にちょっと無理だからというふうな思いなですから、その間を取り持つというようなことで、事務局長兼務あるいはそういった事務全てを統括する方として副管理者というふうな方を置くというふうなことで、一応理事会の中では合意をしました。

合意ということは、結局、物事を決めるときには最後的には多数決になります。8人の理事者がいましても、反対もいたでしょうし、それから中間もいたでしょうし、賛成もいたでしょうし。ですけれども、その場合は賛成者が多かったというふうなことで、一応は理事会の決定となりました。それを各市町村の議会にかけて、1つでもその中で否決になれば、広域の議会には上程できないというふうな仕組みになってございます。

そういうことで、今、先ほど皆さんもおっしゃっているとおり、8市町村の議会待ちと、議会の承認待ちということになってございます。そのことを御理解いただきたいというふうに思います。

たまたま今回、そういうようなことで、事務局長ができる人材がないというふうなことで、ほかの部署から登用したいというふうなことで、こういった仕組みをつくったというのが実情だというふうに私は理解をしてきたところでした。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） それでは、今、若い人が次だからというので、今つなぎと考えるのもいいのかなとちょっと思ったのですけれども、その場合、次の若い人が実力を持つてと言ったらいいか、そういう相応の年になりました事務局長に就任する、できるぐらいになったら、副というのは廃止するという格好になるのですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そういうふうなこともできますし、また理事会の承認をいただいて続けるということもできると思います。ただ、私もいつも広域の理事会で申し上げていることは、この広域というのは、国からお金が来て運営しているものではないということ。8市町村の分担金で成り立っているということですね。

ですから、私は、できるだけ不必要的出資といいましょうか、出費は避けるべきというふうなことで、できるだけスリムになっていくべきだろうなと思っています。そういうことで、事務局長、それからそういった副管理者というふうな2名を置くことについては、私は基本的に反対です。ですから、そういうふうなこと、例えば2年の任期ですので、2年でその任期を終えれば、当然この条例といいましょうか、それは廃止をして、そういうふうに置き換えるべきだというふうに思っています。ですから、それは年月を経過してみないと分からぬということが、今の段階の考え方だというふうに思っております。

伊藤議員おっしゃるとおり、各首長の判断でそういうふうな提案をなされて、その理事会の中で不必要となれば、それを廃止することもできると思います。また、それを逆に廃止するようなことになれば、また今日と同じように、各市町村の議会を経て廃止というようなことになります。そして、それをまとめて、今度は広域議会で廃止ということになります。今回は置くことですので、8つの市町村の議会で承認をいただいて、初めて広域の議会に上程する権利といいましょうか、手続ができるようになります。繰り返しますけれども、8市町村の中で1つでも否決になれば、それは広域議会に上程されないというふうな今回の提案となります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 4番佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 副管理者の4番ですけれども、副管理者は、理事会を補佐し、職員の担任する事務を監督するとありますけれども、消防長及び消防署長が総括する事務を除く、これはどういうことなのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 規定上、消防というのは特殊業務というふうなことで、この管理下からは除くというのは、いわゆる消防のトップというのはあくまで消防長というふうなことですので、理事会は統括監査できるのですけれども、管轄できるのですけれども、こういった副管理者とか、部外者ではないのですけれども、そういう方はその指揮下に置くことはできないというふうに決定事項としてあるみたいです。それで、こういうふうな書き方をしたんだというふうに思っております。私たちも理事会でそれは確認しました。なぜそうなのかというようなこと、これは広域消防というふうな特性から、そういうふうになっているんだというふうな説明でございます。いわゆる法律ではないのでしょうかけれども、規則のような形でそれが明記されているというふうなことだということでありました。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 6番加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 私もその事務組合の内容は分からぬのだけれども、まずその管理者ということは、今の事務局長さんの後というか、それはまだ若いからということでしょう。何歳ぐらい、どのぐらいのキャリアの人だったら大丈夫なのですか。あとは年齢的なもの。ほかの部署からということは、8市町村の職員の中から誰かやるのか、組合の中で選ぶのか。それちょっとお聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その前に、実はこの件に関して、広域議員であります、うちの海藤議長、そして斎藤議員のほうに事務局で説明に来ているそうです。私はそのときに同席はしておりませんけれども、総務課長は同席したのかな。そういうことで、しっかりと説明を受けているはずです。

今、加藤議員から言われたことですけれども、年齢も、それから経験年数とかそういうふうないろんなことは、規定はございません。ですけれども、この人が適任ではないかなという方が出てくるまでそういうふうなことになろうかと思います。

それから、今、加藤議員おっしゃったとおり、その人材の確保といいましょうか、登用でありますけれども、できれば最上8市町村の職員を退職された方とか、そういった方を、優秀な方を登用したいというふうなこと、あるいは県職員のそういう方、身近な方がいらっしゃればそこに充てたいというのが目的のようありました。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第72号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（海藤邦夫君） 日程第6、議第72号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第72号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

この議案は、国の法改正により被保険者証等が廃止されることに伴い、規約の一部を変更する必要があり、地方自治法第291条の11の規定により提案するものであります。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第72号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を次のように制定する。

山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

山形県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市町村第47号）の一部を次のように変更する。

別表第1（2）の項及び（3）の項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

#### 附則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 字句の、何というか、説明というか、あれですけれども、資格確認書というのは、新たな概念なのですか。資格証明書とは違うものですか。全体を表して資格確認書というように言っているのですか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 資格証明書というのは、10割負担の方のことをいいますので、資格確認書はマイナ保険証を持っていない方と、資格証明書を含めた形という意味で「等」という形になっております。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 先ほど国保のほうで言ったのですが、国保のほうではまだ、ここの部分はまだ明確になっていなかったのですが、後期高齢のほうは広域組合のほうでやっているから

なのでしょうけれども、こっちはもう早々とこういう文言に変わっているのですが、これはたまたまタイムラグという考えでいいのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） さっき、国保の場合は罰則規定のみですので、そこには資格確認書という文言が入らないというだけで、国保も後期も資格確認書ということはもう確定しております。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議第73号 大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（海藤邦夫君） 日程第7、議第73号大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第73号大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について。

この議案は、過疎地域である本村の持続的発展に必要な行財政上の特別措置を受けるため策定した本計画について、新たな事業を追加し、計画内容の一部を変更したいので、提案するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第73号大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について。

大蔵村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

それでは、次のページをお開きください。

今年度に変更するところでございますけれども、計画書の40ページの表中にございます、6の生活環境の整備でございます。そのところの事業名が、（2）の下水処理施設公共下水道、事業内容につきましては、無停電電源装置の更新事業でございます。

それでは、元にお戻りください。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 変更後の事業内容の無停電電源装置更新事業って具体的にどういうことなのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 事業の内容につきましては、地域整備課長が担当しておりますので、そちらのほうにお願いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、当初予算の際に、清水浄化センターの無停電の電源装置ということで、停電の際に対応する装置なのですが、こちら、20年ほど経過しておりますと、メーカー推奨期限を超過しているというもので、300万円ほど予算を取っているものでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議第74号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（海藤邦夫君） 日程第8、議第74号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第74号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

この議案は、沼の台辺地及び肘折辺地における公共的施設の整備を促進するため、新たに整備する施設を追加し、計画内容の一部を変更したいので、提案するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第74号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

大蔵村辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

辺地計画と実際の事業の整合性を図りまして、財政上の特例措置を受けるものであります。

次のページをお開きください。

沼の台辺地総合整備計画書の第4回目の変更でございます。

変更箇所につきましては、次のページの3の公共施設の整備計画でございます。こちらのほうの、変更後のほうの一番下の計の上の林道、こちらのほうを追加してございます。事業費が1,012万円、それで計の欄が3億2,652万円となっておるものでございます。

また、事業の詳細につきましては、次のページをお開きください。

こちらのほうは、1の施設名、林道松橋滝の沢線改良事業でございます。

事業量及び事業費につきましては、測量設計が一式と、改良工事が延長が200メーターというところでございます。事業費につきましては、先ほど申し上げました、1,012万円でございます。

それでは、最初のページにお戻りください。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。4番佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） この松橋林道の舗装は20年近くお願いして、やっと今年になったわけですがけれども、よく見たら、まだ200メートルだけ、今年は勾配のきついところをやってもらいますので、あと残り僅かなのです。それは予算が余ったからついでにするのではなく、最初か

らやりましょうとはならないですかね。村長、お願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） こういったことの協議といいましょうか、それは担当課としっかりと、そして村全体の緊急性を考えてやっておりまますので、今、佐藤議員からいただいたことはしっかり頭に入れながら検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（海藤邦夫君） 4番佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） あと何メーターですか、今年の分を除いて、あとどのくらいでできますか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 詳細につきましては、担当である産業振興課長よりお願ひしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 未舗装区間につきましては、残りあと約600メーターほどということで把握しておりますが、今回この舗装事業に至ったのは、佐藤議員おっしゃるとおり、勾配がきつくて非常に傷みが激しくなる終点から約200メーターの部分を施工しております。今発注中で工事、これからかかるところではあるのですが、これから残った路線というところにつきましては、比較的、傾斜も少なくて傷みも激しくない部分であるというふうに把握しておりますが、今後、そういった道路状況を見まして、傷みが激しいという状況であれば予算措置させていただいて、舗装事業にかかりたいなと思っておりますので、今後、ちょっと調査、状況把握等をさせていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 4番佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 課長の言うこともよく分かるのですけれども、私の畑のそばを通っていきますが、大分車、交通量があります。砂利道ということで引き返す車もいます。これは我々のいざというときの生活道路になっています。現場は私のはうがよく知っていると思うので、平らはやはり大したことはないのですけれども、この際だから思い切ってやりましょうとならないですかね、お願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 今、御意見をいただきました。やはり先ほどの繰り返しになりますけれども、状況を見ながら、ほかの事業との関連もありますし、優先順位というのも出て

くると思いますので、そういったところを勘案しながら、相談させていただきながら進めたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 6番加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 辺地の総合計画の変更というのは何回も出てきていますけれども、何でいいですか、ちょっと正直な質問なのですけれども、辺地と認められるというはどういう、人口が何人とか、そういうのがあるのでしょうかけれども、その基本的なことをちょっとお知らせください。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 辺地につきましては、例えばバス停からどのぐらいの距離があるとか、あと公共施設がどこからどのぐらいになるかということで、点数化しております。それについて、その点数の基準をもって、その地域は辺地地区だよというふうなことを認められると、辺地地域、辺地地区というふうなところで整理されまして、国の財政的支援とかそういうものが受けられるというようなことでございます。

ちょっと点数とかそういう詳細につきましてはまた別途ありますので、ちょっとこの場ではなかなか、今資料がございませんので答えができないのですけれども、基本的にはそういった公共的施設だとか、そういう利用状況から離れた地域というところで指定されているということです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 6番加藤議員。

○6番（加藤忠己君） そうすると、次のページを見ると、5年間、3年から7年までというふうになっていますけれども、これ、何回まで変更できるのですか。1年に1回とか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 変更回数に定めがございませんので、事業の内容に合わせて変更していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第75号 大蔵村診療所医科診療設備備品の購入契約について

○議長（海藤邦夫君） 日程第9、議第75号大蔵村診療所医科診療設備備品の購入契約についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第75号大蔵村診療所医科診療設備備品の購入契約について。

この議案は、去る令和6年8月8日に入札を執行した結果、山形市蔵王成沢422番地の2、東北医療機器株式会社、代表取締役、伊藤宗徳と大蔵村診療所医科診療設備備品の購入に係る仮契約を行ったものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第75号大蔵村診療所医科診療設備備品の購入契約について。

次のとおり大蔵村診療所医科診療設備備品の購入契約をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 大蔵村診療所医科診療設備備品の購入                             |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 契約金額   | 822万8,000円                                    |
| 4 契約の相手方 | 山形県山形市蔵王成沢422番地の2<br>東北医療機器株式会社<br>代表取締役 伊藤宗徳 |

製品につきましては、資料の仕様書のほうに、開いて別冊2、資料のほうの2ページ目になります。

その4番目、物品内容ということで、全自動血球等測定装置が1台と臨床化学分析装置1台の購入契約となっております。

では、一番最初のページにお戻りください。

令和6年9月10日提出

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。8番斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） この機器を入れて検査する人たちのメリットとかはどの辺にあるのでしょうか。例えば2次検診用に必要だということで購入したのか。その辺のメリット関係をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらにつきまして、担当である診療所の事務局長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） このたびの購入の医療機器、全自动血球等測定装置及び臨床化学分析装置ですが、今の検査、毎日診察するに当たって血液検査をするのですけれども、それの更新による機械であります。

全自动血球装置につきましては、血液関係の一般的な検査でありまして、大体20項目の検査項目をする。あと、臨床化学分析装置につきましては、糖尿病関係とか、あと炎症反応を血液によって測定するという機械であります。

いずれにつきましても、耐用年数を超え、経過年数もありますと、メーカー推奨の期限を超過しているという問題もあるものですから、測定の誤差など起こさない段階で更新するということで、このたび更新したものであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。  
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第76号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第10、議第76号教育委員会委員の任命に同意を求めるについてを議

題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第76号教育委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、教育委員会委員の須藤 薫氏が令和6年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き大蔵村大字南山1674番地、須藤 薫氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで休憩します。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

---

日程第11 議第77号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第11、議第77号令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第77号令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に2億50万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,470万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当

課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第77号令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第4号）

令和6年度大蔵村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,470万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、5ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

変更の説明となります、起債の目的、辺地対策事業債。補正前の限度額3,750万円、補正後の限度額3,620万円。

起債の目的、過疎対策事業債。補正前の限度額が2億1,730万円、補正後の限度額1億4,530万円です。

合計が、補正前の限度額3億8,380万円、補正後の限度額3億1,050万円です。

起債の目的、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、10ページをお開きください。

歳入の御説明になります。

10款1項1目地方交付税9,544万3,000円。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金200万円。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金872万6,000円。2目民生費国庫補助金51万7,000円。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金100万円。

2項県補助金1目総務費県補助金229万2,000円。4目農林水産業費県補助金170万8,000円です。

17款1項寄附金1目一般寄附金1億円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金9,922万円の減。4目ふるさと大蔵村応

援基金繰入金 1 億円。

19款 1 項 1 目 繰越金 5,261万 2,000円。

次のページをお開きください。

20款 諸収入 4 項 5 目 雜入 872万 2,000円。

21款 1 項 村債 3 目 農林水産業債 2,750万円の減。 4 目 商工債 70万円の減。 5 目 土木債 4,670万円の減。 7 目 教育債 160万円。

次のページをお開きください。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目 議会費 27万 9,000円の減。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 57万 5,000円。 3 目 財政管理費 1 億 3,200万円。 6 目 企画費 4,277万 6,000円。 10 目 村営バス事業費と 12 目 諸費、こちら 2 つにつきましては財源の内訳の補正でございます。 14 目 デジタル推進費 141万 6,000円。

次のページをお開きください。

2 項 徴稅費 1 目 税務総務費 344万 4,000円の減。 2 目 賦課徵収費 20万円。

3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費 113万 6,000円。

次のページをお開きください。

3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費 796万円。 3 目 老人福祉費 2 万 1,000円。 4 目 障害福祉費 461万 6,000円。 6 目 福祉医療費 3 万 6,000円。

2 項 児童福祉費 1 目 児童福祉総務費 19万 4,000円。

次のページをお願いいたします。

2 目 児童福祉施設費 59万 6,000円。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 1 目 保健衛生総務費 94万 4,000円。 4 目 予防費 1,134万 6,000円。

次のページをお願いいたします。

2 項 清掃費 1 目 清掃総務費、こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。

3 項 1 目 簡易水道費 2,131万円。

6 款 農林水産業費 1 項 農業費 2 目 農業総務費 68万 5,000円。 3 目 農業振興費、こちらは財源内訳の変更になります。 4 目 水田農業経営確立対策事業費 166万 4,000円。 5 目 畜産費 6 万 1,000円。 6 目 農地費 3,760万円の減。

次のページをお開きください。

2 項 林業費 2 目 林業整備費、こちらも財源内訳の変更となっております。

7款1項商工費1目商工総務費4万2,000円。3目観光費147万5,000円。4目スキー場管理費160万円。

2項地域活性化促進費、次のページをお開きください。1目地域活性化促進費500万円。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、こちらは財源内訳の変更になります。

2項道路橋りょう費2目道路維持費10万円。3目道路新設改良費9万9,000円。

5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費270万円。

次のページをお願いします。

9款1項消防費2目消防施設費200万円。3目水防費56万円。4目危機管理費1万4,000円。

5目防災無線管理費2万円。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費400万4,000円。3目スクールバス運行管理費、こちらは財源内訳の変更になります。

次のページをお開きください。

2項小学校費1目学校管理費546万1,000円の減。

3項中学校費1目学校管理費284万5,000円。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費67万5,000円の減。

次のページをお開きください。

12款1項公債費1目元金3万2,000円。2目利子6万8,000円の減。

それでは、2ページにお戻りください。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 29ページ、9款消防費の中の2項消防施設費なのですけれども、肘折地区防火用水送水管工事ですけれども、これは令和4年度に最初、工事予算を取って、途中で補正を外してしまって、翌年度に回して、去年、また下のほうのやつですね。それで、翌年度もまた予算を補正でつけて、それである程度通ったという話もあったのですけれども、またこれ、補正で来るというのは、早く直してほしいという思いはあるのですが、これはどこに原因があるのかというのはつかんでいるのでしょうか。というのは、下のほうの道路の下のほうも詰まっているのか、それとも大本のほうなのか。これ、ちょっと原因がはっきりしないまま、もし下のほうの道路を、あそこを全部ひっぺがして工事するとすれば相当な金がかかるので、どこ

に原因があると思っているのかというのと、なぜそんなに何回も補正を組んだりしてやってい るのか。早く決着をつけていただきたいのですが、どうなのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 肘折地区の防火用水送水管の補修工事ですが、議員おっしゃるとおり、毎年のようにこの予算を計上させていただいている。

原因の一つですけれども、まず全体的に老朽化が進んでいるということです。ある部分を一定箇所直しますと、その圧力がまたその古いところにかかるてしまって、次々と連鎖的に壊れていっている状況でして、今回の予算に関してもそのような状況が見受けられるため、計上させていただきました。これから冬になりますと、防火用水も兼ねて雪対策にも使われているということですので、今回計上させていただきました。

以上になります。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 私の気持ちとしては、ちゃんと直していただくのはありがたいことなのですが、なかなか原因がちょっとはつきりしないまま、直せば直したところに圧力がかかってくる、また別なところが壊れるという連鎖的になっているのでしょうかけれども、根本的に直すための努力というのは、しているとは思うのですが、なかなかそこまで至らない状況をもう少し説明してもらえますか。もっと抜本的に、全部完成できるようにはできないのでしょうか。その都度やっていくしかないのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 全体的なやはり見直しというのは今後必要になってくるものかなというふうに思っております。やはり毎年、ちょっと今、莫大な金額ではないにせよ、かなりの金額がちょこちょこかかっておりますので、今年度中にもう一度調査をして、抜本的な改修が必要かどうかという判断をしたいと思いますので、しばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 8番齊藤議員。

○8番（齊藤光雄君） 23ページの18の畠地化促進事業補助金の件についてちょっとお聞きしたいです。これ、面積はどれぐらいかと、あと件数にしてどれぐらいなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 面積は1万8,482平米、件数は1件になります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 地区はどの辺でしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） ハリウ地区になります。

○議長（海藤邦夫君） そのほか。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 11ページですけれども、一般寄附金につきまして、ふるさと納税で1億円の寄附があります。これ、補正なので、6月から9月の補正なので、何月の、入ったか分からないのですけれども、当初よりも、思ったより寄附金が入ったということで、これはあれだなと、米が少しこう、世の中で少なくなってきたというところの危機感があつて、それでふるさと納税の注文が舞い込んだのかなとちょっと思っているのですけれども、何月頃にその注文が来たとか、そういう金額が余分に入った月とかって、ちょっとその傾向を教えていただければと思います。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） ふるさと納税でございますけれども、まず現在ですが、9月10日現在になりますけれども、約6,299万円の寄附金の申込みがございます。それで、やはり前々年とか前年、今までの傾向から比べると、非常に多い寄附金を頂いているような状況でございます。それで、トータルして大体このぐらいの見込みになるのではないかという数字で計上させていただいたものでございます。

なぜかという御質問も含まれていたかと思いますけれども、やはりそれは議員のお見込みのとおりかなというふうに、確たる理由というのははっきり判明はしないのですが、やはり米不足というのが皆さん、こちらのほうに流れてきているのではないかというふうに感じています。大蔵村の寄附金の大半が、米の申込みが多いので、こちらのほうでかなり多い金額となっております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 今の時点では何月に注文が多かったとかという傾向はまだ分からぬですか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 基本的には、4月、5月、6月、7月、8月と、全ての月にわたって増加しております。細かい数字を申し上げますと、大体4月は、結構その年によってばらつきがありまして、一概にどうのこうのというところではありませんので、なかなかそこは難しいのですけれども、月平均すると、大体1,147万円ぐらいが、今までの4月からの平均になります。それで、令和5年と4年を比較しますと、そのあたりが大体700万円ぐらいであったというふうなことで、今回増額の補正をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） こういう寄附金とふるさと納税が本当に多くなってくれるという、その傾向は大変ありがたいので、これからもなお一層の努力を役場のほうでも続けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 1番早坂議員。

○1番（早坂民奈君） ページ31のところで、教育費の10款で17節の備品購入費というのがありますけれども、備品とはどういうものですか。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） こちらについては2点ございます。

1つは、保健室に設置してあります電気温水器、もう一つが、調理室にあります調理師休憩室に設置しているファンヒーターになります。どちらも、今年度に入ってからもう故障が起きました、設置してから10年以上経過しているため劣化が進み、交換する部品もないことから、新しいものに交換させていただく予定となっております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 8番斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 31ページの学習指導員の報酬が398万2,000円減になっていますけれども、その要因は何だったのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） こちらにつきましては、年度末に退職されました先生1名分の募集をかけておりましたが、応募が来ませんでしたので、こちらのほうを減額させていただくものになります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 17ページのところに、金額がないけれども、この地域通貨等システム保守業務委託料ですけれども、中央公民館で説明を受けたが、何人ぐらい入っているか、何件ぐらい加盟しているか。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤デジタル推進室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） まず、春からの登録者数ですけれども、登録事業所は現在、37事業所となっております。60事業所中37事業所が取り組んでおります。

それで、その全体的な状況ですけれども、今回、先ほども質問にありましたとおり、10月1日から、この地域通貨を使ったバスの運行とともに始まりますので、また同じく10月から、秋に向かってポイント付与のキャンペーン等も行っていく予定ですので、もうすぐその地域通貨の動きが見えるものと思われます。

今現在のところは、ポイントの付加というところまで収まっておりまして、その利用というところがまだ進んでいない状況です。今後もいろんなイベントを絡ませながら、そのポイントの流通、地域通貨の流通に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君） そうすると、本格的に動くのは10月からということなのですか。分かりました。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 今のに関連してなのですが、同じ場所です。地域通貨の件で、ちょっと気が早い話なのですが、大蔵村の中で流通させるというのが一番の眼目なので、最初からもう広域的にやるかどうかなんていうのはちょっとまず、まだ気が早い話ではあるのですけれども、やはり大蔵村の中で完結するというのは、いい面もあるけれども、なかなか不便な部分もある中で、ほかの地域も同じような形で、例えば新庄、最上あたりも全体としてこういうのが普及した場合に、もう少し広域的にやるというのは、ほかの市町村とも話し合ってお互いに、よその人もこちらで、大蔵村で消費できる、大蔵村も近い最上圏内で消費できるような、そういう使用できるような、そういう考え方というのは持ってはいるのでしょうか、今の段階で。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤デジタル推進室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 今の件ですけれども、やはり生活圏が重複しているというか、共有している最上地区で、この地域通貨をどこでも使えるということはやは

り理想だと思っております。そのことに関しては、昨年度におきまして、東北通信局のほうでこのデジタル関係の業務を行っておりますが、そこの会議の場でも私の方で述べさせていただきました。

それで、今のところなのですけれども、何とかこの広域で、その広域で取り組むという事業を実証的にできないものかということで今、話が進んでおります。まだ明確な話は来ておりませんが、今後、当然大蔵村の消費できるポイント活用できる、処理できる範囲というのは、とても狭いというような状況ですので、やはり広域で使えるような形に、方向にですね、取り組んでいきたいと思っているところです。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 広く使えたほうがいいけれども、かといってあまり広げ過ぎてしまうと、一般のものと変わりなくなってしまってもおかしくなるので、その辺はバランスもあるのでしょうけれども、やはり言われたような経済圏の中でうまく流通して、よそからも取り込めるような形にしていかなければいいと思っています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） デジタル推進室長。

○危機管理室長デジタル推進室長（佐藤克也君） 今の件で、ちょっと語弊があると悪いので申し上げておきますが、あくまでも地域振興券は大蔵地域振興券としてのポイント付与となれば、大蔵村でつけてもらうのが原則になります。それで、今想定しているのは、最上広域でも使えるという、何ていいますか、財布でいうと仕切りの部分があって、それを使える、これは広域で使えますよと、これは大蔵村でしか使えませんよと、この線を決めてこれからやっていくというような想定でございますので、大蔵村で増やした分がやはり新庄で使われては元も子もありませんので、その辺をちゃんと区分しながら今後取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 5番八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 25ページです。18節の負担金関係ですけれども、3,700万円何がしの減額がありますが、村の負担金ですから、10倍の額が予算から減額したとなると思うのですけれども、この一番の原因は何ですか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） こちらについては、県営事業の負担金ということですが、県の

当初分の事業配分が減になったというふうなところで、村の負担金も減じたというところでございます。今後、例年補正が入りますので、その補正で増額になった分はまたそのときの対応ということで、年度内の負担金としては例年どおりの予算がつくのじやないかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬議員。

○5番（八鍬信一君） 県のその減額は分かるのですけれども、県のその説明ですよ。どういうわけで減額になったかというのは聞いていませんか。たしか国は55%、県は27.5%負担ありますので、その中で何か、災害か何かの関係か分からぬですけれども、それを踏まえて分かりませんか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 例年流れとして、大体当初分というのは少なくついているようですが、県として市町村に配分する際は、当初分と補正分を見越して、来年度は大体このぐらいの予算ですよというような情報が来ています。例年、うちのほうはそれを見越して当初予算を組んでいるのですけれども、今回は、その当初分が落ちた段階で1回、うちのほうの負担金を1回落として、補正額が出た段階でまた増額するというふうな流れに持っていきたいということで、今回減額させていただいたところでした。流れとしては例年の流れというふうに押されておいていただきたいなと思います。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 31ページ1節、小学校のほうでは約400万円減、中学校のほうでは約200万円増について説明お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） 小学校の学習指導員に関しましては、先ほどお話ししたとおり、募集をかけておりましたが応募者があれませんでしたので、減額させていただくものです。

中学校の学習指導員につきましては、こちら、1名増員させていただくための増額になります。現行、中学校は3名の学習指導員を配置しておりますが、生徒の登校の仕方の多様化や外国人生徒の対応など、多岐にわたり業務が増加している状況であり、個々の生徒の特性に合ったきめ細やかな対応を行うため、学習指導員を1名増員させていただくものでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 小学校の増員は、これは年間を通しての報酬ですか。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） こちらは年度途中からの増員になります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 3番須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 27ページで、肘折温泉の源泉公園足湯修繕工事500万円というのは、どのような修繕になりますか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） これは、肘折温泉の上流部、ダムの近くの足湯の付近が、増水によって被災を受けたものですが、あそこは砂利敷きになっていまして、増水のために砂利が全部洗われて流れてしまったという状況になっております。令和2年度の際にも同じような被災を受けておりまして、ここ最近、数年に1回そういう災害が起きているというふうな状況の中で、今回は、再度被災しないようにこれまでの砂利敷きからコンクリートで固めるような、通路なのですけれども、そういう施工を考えているという関係で若干事業量が増えております。

ただ、景観に配慮した形、ちょっと今業者とは検討中なのですから、コンクリートの打ちっ放しだとなかなか周囲の景観に合わないこともありますし、そういう部分、もう少し化粧して何かうまくできないかというふうな話をしている状況でございますが、ただ、やはり今後のことを考えますと、砂利敷きよりもコンクリートで打設してしまったほうがいいというふうな方向で今進めています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） あそこは観光スポットですので、しっかり修理していただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 足湯の話で関連なのですが、これは24時間常時入れるのですか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 24時間利用可能です。清掃時以外はほとんど利用できる状況になります。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） ちょっと今の件で、24時間利用可能というのはちょっと腑に落ちないのですけれども、利用はできるのかもしれませんけれども、お湯、足湯に入っていますかね。ふだん入っていないと思うのですが。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 基本的には、常にお湯が入っている状況でございます。清掃等、地区で行っている場合もありますけれども、基本的に初恋足湯についてはそういった対応をしているということでございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 基本的には、冬場はまた違うかもしれませんけれども、基本的にはお湯があまり入っているところを見たことがないです。24時間対応と言って大丈夫ですか。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 管理のほうは地区のほうにお願いしていますけれども、我々としては、もちろん冬期間は全然我々も想定していないのですが、24時間は入れるような形の管理、もちろん夜間とかそういったときに、侵入を制限するというふうなことも今のところできておりませんので、そういうことを考慮すると、24時間入ることができるというような体制でやっているというふうに把握しております。

以上です。（「それ以上は聞きません」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決します。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第78号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第12、議第78号令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第78号令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に923万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,553万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第78号令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ923万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,553万1,000円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

42ページをお開きください。

歳入です。

3款国庫支出金1項国庫補助金2目社会保障税番号制度システム整備費等補助金148万3,000円。

6款繰入金2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金153万5,000円。

7款1項1目繰越金621万3,000円。

次のページをお開きください。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費148万3,000円。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分、こちらは財源内訳の変更です。

6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費6万5,000円。

2項保健事業費1目保健衛生普及費4万3,000円。

次のページをお開きください。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目保険給付費等交付金償還金763万3,000円。6目

その他償還金7,000円。

36ページにお戻りください。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議第79号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第13、議第79号令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第79号令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）。この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に9万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,494万4,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の50ページを御覧ください。

議第79号令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第2号）

令和6年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ2億2,494万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

56ページを御覧ください。

## 2 歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金35万7,000円の減。

5款1項1目繰越金44万7,000円。

次のページを御覧ください。

## 3 歳出

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費9万円。

50ページに戻って、本文を御覧ください。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議第80号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第14、議第80号令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第80号令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に910万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,295万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます

が、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君）　長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君）　補正予算書の62ページをお開きください。

議第80号令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ910万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,295万6,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

68ページをお開きください。

2　歳入でございます。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料5万9,000円の減。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金2万5,000円。

2項国庫補助金3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）8,000円。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金2万7,000円。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金1万2,000円。

2項県補助金2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）1万6,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2万1,000円。

2項基金繰入金1目介護保険介護給付基金繰入金65万2,000円の減。

次のページをお願いいたします。

8款1項1目繰越金970万9,000円。

次のページをお願いいたします。

3　歳出でございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費、こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。

2項介護予防サービス等諸費3目介護予防福祉用具購入費10万円。

3款1項基金積立金1目給付基金積立金1,000円。

4款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費5目認知症総合支援事業費4万2,000

円。

次のページをお願いいたします。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金896万4,000円。

62ページにお戻りください。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議第81号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第15、議第81号令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第81号令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

この議案は、簡易水道事業会計補正予算について、業務の予定量につきましては第2条に、収益的収入及び支出については第3条に、資本的収入及び支出については第4条に、特例的収入及び支出については第5条に、他会計からの補助金については第6条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の78ページをお開きください。

議第81号令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによ

る。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）事項、主要な建設改良事業、清水浄水場残塩計更新工事。既決予定量はございません。補正予定量400万円、計400万円。

白須賀地区配水管敷設替工事。既決予定量480万円、補正予定量150万円、計630万円。

第3条 収益的収入及び支出及び第4条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画明細書で説明させていただきますので、85ページをお願いします。

令和6年度実施計画明細書、収益的収入及び支出。

収入でございます。

1款水道事業収益 2項営業外収益 1目他会計繰入金96万9,000円。

3項特別収益 1目他会計補助金1,484万1,000円。

支出でございます。

1款水道事業費用 1項営業費用 2目配水及び給水費40万円。4目総係費56万9,000円。

3項特別損失 3目災害による損失1,484万1,000円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

収入でございます。

1款資本的収入 4項補助金 3目他会計繰入金550万円。

支出でございます。

1款資本的支出 1項建設改良費 2目単独事業50万円の減。4目固定資産購入費600万円。

78ページにお戻りください。

第5条から読み上げさせていただきます。

(特例的収入及び支出)

第5条 予算第4条の2中「2,874万5,000円」を「2,729万8,000円」、「1,965万1,000円」を「1,931万4,000円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中、「1億1,563万5,000円」を「1億3,694万5,000円」に改める。

令和6年9月10日提出

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議第82号 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第16、議第82号令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第82号令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）。

この議案は、下水道事業会計歳入歳出補正予算について、業務の予定量につきましては第2条に、資本的収入及び支出については第3条に、特例的収入及び支出については第4条に、他会計からの補助金については第5条に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の88ページをお開きください。

議第82号令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度大蔵村下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度大蔵村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、事項、肘折下水処理場放流流量計更新工事。既決予定量はございません。補正予定量270万円、計270万円。

第3条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画書で説明させていただきますので、95ページをお願いします。

令和6年度実施計画明細書、資本的収入及び支出。

収入でございます。

1款資本的収入4項補助金3目他会計繰入金270万円。

支出でございます。

1款資本的支出1項建設改良費2目単独事業270万円。

88ページにお戻りください。

第4条から読み上げさせていただきます。

(特例的収入及び支出)

第4条 予算第4条の2中「1,867万7,000円」を「1,804万6,000円」、「1,255万7,000円」を「1,191万3,000円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中、「1億4,907万7,000円」を「1億5,177万7,000円」に改める。

令和6年9月10日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。

明日9月12日と9月13日午前中は、決算審査特別委員会のため本会議を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、9月12日と9月13日午前中は、決算審査特別委員会のため本会議を休会といたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月13日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時50分 散会

令和 6 年 9 月 13 日（金曜日）

第 3 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 3 日目)

令和6年9月13日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長 デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
健康福祉課長補佐	岡部雅人君
産業振興課長補佐	八鍬充教君
産業振興課長補佐	井上沙織君
地域整備課長補佐	今井啓之君

教育課課長補佐

八 鍬

弘 君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

佐藤 信一 君

---

議事日程 第3号

令和6年9月13日（金曜日）午後1時00分 開議

第 1 決算審査特別委員会付託の議案

議第59号 令和5年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

議第60号 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第61号 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第62号 令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

議第63号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議第64号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第65号 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第66号 令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 議員派遣の件

追加日程第1 議第83号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開議

○議長（海藤邦夫君） 昨日と本日午前中の決算審査特別委員会、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 決算審査特別委員会付託の議案

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、決算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第59号から議第66号までの決算関係議案8件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。7番佐藤雅之議員。

○7番（佐藤雅之君） それでは、御報告申し上げます。

去る9月10日の本会議において、当決算審査特別委員会に付託されました決算関係8議案の審査結果は次のとおりであります。

議第59号令和5年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第60号令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号令和5年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第65号令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、この8議案について慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり原案のとおり認定すべきものと決定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

議第59号から議第66号までの決算関係議案8件について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議第59号から議第66号までの決算関係議

案8件については、委員長報告のとおり、いずれも原案のとおり認定されました。

---

## 日程第2 議員派遣の件

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

事務局職員から朗読させます。

○事務局長（佐藤信一君） 朗読いたします。

議員派遣の件。

令和6年9月13日。

次のとおり議員を派遣する。

### 1 令和6年度町村議会広報研修会

目的 議員活動に対する住民の関心と理解を深める広報誌作成のため、見識を高める。

派遣場所 東京都 ニッショーホール

期間 令和6年9月25日

派遣議員 議会広報常任委員会 4名

### 2 山形県町村議会議員研修会

目的 議員の識見を高め、新たな行政需要への対応に資する。

派遣場所 山形市 山形国際交流プラザ

期間 令和6年10月25日

派遣議員 議員10名

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） お諮りいたします。

ただいま事務局職員朗読のとおり、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、事務局職員朗読のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

午後1時07分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、会議を続けます。

ここで日程の追加について、お諮りいたします。

ただいま加藤村長から議第83号の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議第83号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 議第83号 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第1、議第83号令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 追加提案を御承認いただき、ありがとうございます。

それでは、理由を申し上げます。

議第83号令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に3,950万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,420万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、今お配りしました補正予算書の2ページをお開きください。

議第83号令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

令和6年度大蔵村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億1,420万1,000円とする。

2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 岁入歳出予算補正」による。

それでは、8ページをお開きください。

歳入でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,950万円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

3款民生費1項児童福祉費2目児童福祉施設費50万円。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費3,900万円。

それでは、2ページにお戻りください。

令和6年9月13日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 11ページのほうの民生費の備品購入費の備品購入の具体的な内容と必要性を教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 羽賀教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） こちらにつきましては、大蔵保育所の電話機になります。去る8月26日夕方に大蔵村保育所付近に落雷があり、その影響で電話機システムが故障したものであります。通信手段といたしまして緊急性を要するため、このたび補正させていただくもので、電話機3台、コードレス1台、ルーター1台を購入する予定でございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） それでは、災害復旧費のほうで公共土木施設災害復旧工事、これはいっぱいあるならばあれですけれども、具体的にどういうことかというのをちょっと知りたいと思います。お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらの工事費3,500万円につきましては、7月の豪雨ではなく、8月の豪雨の際に赤松滝ノ沢線の平林地内の道路が流出しております。それに伴いましてこのたび補正させていただいたのは、道路の流出によりまして重機や資材の搬入が現在困難な状況にありまして、早急に盛土等を行いまして、資材及び重機の搬入路を確保しながら復旧していくきたいというふうなことで、3,500万円計上させていただきました。

なお、応急の本工事として実施していきたいところなのですが、今のところ県と協議しております、協議中ということで報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） それでは、今は応急工事ということになるんですよね。そうすると、またもっと見込みとしては、本工事になればまた予算がかかってくるのかなと思うのですけれども、そうなると災害、激甚指定だったことがあるので、その辺で財源的には国から来るとかという見通しってあるのですか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、激甚災害の指定にならず国庫補助事業というようなことで、通常であれば0.667というふうな負担率で国庫の負担金が来るわけですが、今回は激甚ということで、それよりも加算になって来ますので、その負担の率についてはまだ明記されておりませんが、そのような形で国庫負担金が来る予定であります。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。7番佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 今の点なのですが、激甚災害って7月のほうだと思っていたのですが、今回8月も入っているのですか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 今申し上げたのは、全般的なことを申し上げたもので、0.667ということで申し上げました。ですので、7月の豪雨災害につきましては激甚というようなものでなっておりますけれども、8月についてというようなことは、今のところ激甚というような指定は受けておりませんので、これに関しましては激甚扱いでお答えしたわけではございませんので、御了承願います。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第3回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午後1時20分 閉会

---

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員